

令和3年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和3年9月 3日 開会

令和3年9月17日 閉会

飯 島 町 議 会

令和3年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月3日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 第 3 号議案 農業委員会委員の任命について

日程第 7 第 4 号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 令和2年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6 号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7 号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8 号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 9 号議案 令和2年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第13 第10号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第14 第11号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第15 第12号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 令和3年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 第16号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第20 第17号議案 令和3年度飯島町庁内情報システム再構築業務委託契約の締結について

日程第21 第18号議案 令和3年度飯島町飯島体育館大規模改修事業建設工事契約の締結について

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和3年9月3日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 これから令和3年9月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては、本多代表監査委員の御出席をいただいております。御多用の中とは存じますが、よろしくお願いをいたします。 9月定例会は令和2年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じまして慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和3年9月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和3年8月6日付、飯島町告示第70号をもって令和3年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、併せて感謝を申し上げます。 9月に入り残暑はあるものの過ごしやすくなり、長野県内の水稻作柄状況の予想は「やや良」とのことで、黄金色に染まった稲穂がこうべを垂れる飯島らしい秋の風景が見られる季節となりました。 去る7月から8月には日本の各地で記録的な大雨による災害が発生しました。 飯島町でも、5月の異例な大雨に続き、8月13日から15日にかけて多いところで450ミリを超える大雨を記録しました。幸いに人的被害はありませんでしたが、岡谷市では親子3人がお亡くなりになる犠牲もありました。御冥福を心よりお祈り申し上げます。 改めて日頃の備えや避難の意識が大事であることを思うところでございます。例年実施しています地震総合防災訓練はコロナ禍で中止となりましたが、地域の役員の皆様には引き続き防災意識高揚に御協力をいただくとともに、それぞれの御家庭で防災につい

て話し合いや安全避難確認をしていただきたいと思います。

さて、国の状況に目を転じますと、新型コロナウイルス感染症は再度の緊急事態宣言が実施され感染者の減少に期待しましたが、デルタ株等の変異株による感染が急拡大し第5波が続いている状況です。対象地域も徐々に広がり、現時点では緊急事態宣言が21都道府県、蔓延防止等重点措置が12県に実施されている状況でございます。

国の経済状況は、4—6月のGDP速報値で前期比0.3%増、年率で1.3%増と2・四半期ぶりにプラス成長となっています。緊急事態宣言下においても輸出や製造業の設備投資が増加していることが要因とされます。

また、長野県の経済状況は「厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが続いている」とされています。半導体や電子部品等の製造業では生産が増加していますが、個人消費や建設投資などは前年を下回っています。

また、飲食店等は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況の中、7月の上伊那管内の有効求人倍率は1.39倍で、前月より0.09ポイント上昇しています。

今後についても新型コロナウイルス感染症の動向により経済に与える影響には十分注視していくことが必要であると思っております。

長野県では8月20日に全圏域で感染警戒レベルを5に引き上げ、新型コロナウイルス特別警報2を発出するとともに、併せて9月20日まで医療非常事態宣言を発出し、上伊那を含む多くの地域で飲食店等への営業時間の短縮等の協力要請をしているところでございます。

警戒レベル5は9月12日まで延長されています。ただ、時短や休業要請は9月5日までとなっております。

飯島町においても時短影響の協力要請が出ている中、事業者への早急な支援等を検討しているところでございます。

ワクチン接種につきましては、高齢者の皆様に続き65歳未満の皆さんにも順次実施しているところでございます。

今後も、町民の皆様に御協力をいただきながら、引き続き感染防止に努めてまいり所存でございます。

このような中、本年度も約半年が過ぎようとしています。

4月には給食センターの建設工事が始まり、来春供用開始を目標に工事が進められています。

新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策では、くらし復興券第3弾をはじめ、計画された事業を順調に実施してきております。

会議やイベント等は一部制約しながらの実施になっています。その中であつてもいいじまラブリー♡フェスタやりん祭が新たに企画、開催されました。コロナ感染対策については県と十分相談した上で態勢を整え行われました。フルスペックの開催ではありませんでしたが、飯島町の未来に向かって明るい話題となりました。

さて、本議会定例会に提案申し上げます案件は、人事案件3件、条例案件1件、決算

		案件 6 件、予算案件 6 件、契約締結案件 2 件、計 18 件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会招集の御挨拶といたします。 ありがとうございました。 〔下平町長降壇〕
議	長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 9 番 坂井活広議員、10 番 伊藤秀明議員を指名します。
議	長	日程第 2 会期の決定を議題とします。 本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から 9 月 17 日までの 15 日間とすることが適当との協議の結果の報告がございました。 お諮りをいたします。 今定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 17 日までの 15 日間とすることに決定をいたしました。 会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長		会期日程説明
議	長	日程第 3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 最初に請願、陳情等の受理について報告をいたします。 受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりでございます。 次に例月出納検査結果について報告をいたします。 6 月から 8 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うことといたしました。 次に、上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の令和 2 年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告を受けることといたします。 次に町当局からの報告を求めます。 〔下平町長登壇〕
町	長	町道の構造物に起因する事故の損害賠償に係る専決処分を行いましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定による報告をいたします。

対象となりました事故は、今年 3 月 24 日に追引地籍の町道町谷線におきまして設置してあります横断排水路のグレーチングが通行しようとした軽トラックのタイヤに接触して破損したものでございます。

原因は、コンクリート製の横断排水路のグレーチングが跳ね上がって外れていたことであります。

しかし、目視確認もできたことから、町の過失割合を 90%として相手方に支払う損害賠償の額を 1 万 2,177 円と決定し、5 月 27 日に示談書を取り交わし、相手方への支払いも完了しております。

事故後の対策につきましては、直ちに事故の原因となったグレーチングを針金等で固定し、必要な対策を実施したところでございます。

また、今後におきましては、このような道路施設等の定期的な点検を行うことにより道路の安全管理に努めるとともに、該当の横断排水路につきましては補修工事を進めております。

なお、損害賠償額の全額につきまして町が加入しております総合賠償保障保険の対象となり、保険会社から町会計への入金処理も完了しております。

以上で損賠賠償の専決処分の報告といたします。

〔下平町長降壇〕

議 長 以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 4 第 1 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第 1 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣が任命する委員で、任期は 3 年となっています。

町では 4 名の委員にお務めいただいておりますが、現在の竹澤綾子氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者として再度竹澤綾子氏を法務省に推薦するに当たり議会の意見を求めるものでございます。

任期は令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 か年間となります。

なお、法務省の手続きは任命までに 3 か月程度を要するため、今議会で御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔下平町長降壇〕

議 長 これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

		これで質疑を終わります。
		この議案は討論を省略し、これより第 1 号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
		この採決は起立によって行います。
		本案は、これに同意することに賛成の方の御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席)
		起立全員です。したがって、第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
議	長	日程第 5 第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
		事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		議案朗読
議	長	本案について提案理由の説明を求めます。
		〔下平町長登壇〕
町	長	第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。
		人権擁護委員は法務大臣が任命する委員で、任期は 3 年であり、現在お務めいただいております中村敬氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となります。
		任期満了後の後任の委員候補者として川村裕彦氏を法務省に推薦するに当たり議会の意見を求めるものでございます。
		任期は令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 か年間となります。
		なお、法務省の手続は任命までに 3 か月程度を要するため、今議会で御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。
		〔下平町長降壇〕
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		この議案は討論を省略し、これより第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
		この採決は起立によって行います。
		本案は、これに同意することに賛成の方の御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席)
		起立全員です。したがって、第 2 号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議 長	日程第6 第3号議案 農業委員会委員の任命について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第3号議案 農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。 農業委員会委員につきましては昨年の4月から3年間の任期をお務めいただいているところでありますが、令和3年5月に現委員である有賀久雄様がお亡くなりになったことを受けまして後任の委員を任命するものであります。 農業委員の選任に当たっては、農業委員会等に関する法律の規定により町長が議会の同意を得て任命することとされておりますので、後任の1名の任命に当たり議会の同意をお願いするものでございます。 なお、委員の任期につきましては令和5年3月31日までの残任期間となります。 同意をいただきたい委員は箕浦賢一氏でございます。 細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。
産業振興課長	補足説明
議 長	これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 この議案は討論を省略し、これより第3号議案 農業委員会委員の任命についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案は、これに同意することに賛成の方の御起立を願います。 〔賛成者起立〕
議 長	御着席ください。（起立者着席） 起立全員です。したがって、第3号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
議 長	日程第7 第4号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第4号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例につつまし

		て提案理由の説明を申し上げます。
		行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い飯島町個人情報の保護に関する条例、飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、飯島町手数料徴収条例の３つの条例について規定の整備を行うものでございます。
		細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
総務課長	補足説明	
住民税務課長	補足説明	
議 長		これから質疑を行います。
		質疑はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第４号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第４号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 8 第 5 号議案	令和２年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第 9 第 6 号議案	令和２年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 10 第 7 号議案	令和２年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 11 第 8 号議案	令和２年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 12 第 9 号議案	令和２年度飯島町水道事業会計決算認定について
	日程第 13 第 10 号議案	令和２年度飯島町下水道事業会計決算認定について
		以上６議案を一括議題といたします。
		それでは本６議案について提案理由の説明を求めます。
		〔下平町長登壇〕

町 長

それでは第5号議案から第10号議案までの令和2年度各会計決算認定議案6議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。

令和2年度一般会計をはじめ6会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

また、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして行政報告書及び行政評価書を提出いたしますので、併せて御覧いただきたいと思います。

なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び水道事業会計、下水道事業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたしますので、十分なる御審議をいただき認定をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況の中、国の緊急経済対策及び3次にわたる補正予算の政策効果により持ち直しの動きが見られたものの、経済の水準はコロナ前を下回る状況にとどまりました。

政府は、昨年12月に国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定いたしました。予算、規制、税制、さらには財政投融资等を含むあらゆる政策手段を総動員し、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保に着手しましたが、今年1月に2回目の緊急事態宣言が発出されたことなどにより経済の回復は道半ばの状況となっております。

このように社会情勢の変化が大きい一年ではありましたが、当町では、新型コロナウイルス感染症拡大に対する各種事業を優先的に取り組みながら、第5次総合計画、後期基本計画の最終年度として、教育・福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の行政3大事業を軸に行財政運営に取り組んでまいりました。

全体的に一般会計をはじめ特別会計を含めた町全体の会計は概ね予算執行方針等に基づき計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ住民の皆様の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模は総額でおよそ100億4,900万円と平成以降最大の規模となり、令和元年度と比べおよそ17億1,000万円増加いたしました。これは、国民健康保険特別会計がおよそ2,400万円減少したものの、一般会計がおよそ12億9,500万円、令和2年度から公営企業会計へ移行した下水道事業会計がおよそ3億6,100万円、介護保険事業がおよそ3,600万円、水道事業会計がおよそ2,600万円増加したことが主な要因であります。

それでは、まず第5号議案の一般会計決算概要について申し上げます。

歳入総額はおよそ66億8,700万円、歳出総額はおよそ64億4,800万円となり、前年度に比べまして歳入で26.4%、歳出で25.1%、それぞれ増額となりました。

歳入歳出の差引きから翌年度への繰越しを除いた実質収支はおよそ1億3,400万円の黒字決算となりました。

また、単年度収支は前年度実質収支を差し引くためおよそ200万円の黒字決算となり、

基金への積立金、起債の繰上償還、積立金の取崩しを勘案した実質単年度収支におきましてはおよそ1億2,300万円の黒字決算となりました。

令和2年度の主な取組と財政指標について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の対策を実施しながら、大変難しい行政運営が求められましたが、行政の効率化や経常経費の削減に努め、住民の皆様にも一部御負担をいただきながら、各種の事業に取り組む予算を執行してまいりました。

令和元年度からの繰越事業といたしましては、継続事業である社会資本整備総合交付金事業を活用した町道南田切線の道路改良工事や町道上ノ原幹線の道路舗装補修工事、また4地区公民館へのエアコン設置工事など、およそ1億200万円の事業を実施いたしました。

コロナ対策事業関連といたしましては総額でおよそ13億2,200万円の事業を実施いたしました。

主な事業としましては、まず町の商工業振興資金利子補給補助金の拡充や事業継続応援事業交付金の実施、また地域経済と全町民へのコロナ禍での暮らし支援と循環を促すため飯島町くらし復興券発行1億円事業を第2弾まで実施いたしました。

そのほか、国の緊急経済対策として速やかに実施しました1人に10万円を給付する特別定額給付金事業や指定避難所への防災・衛生資材配備など、対策や支援が必要と思われる個人や自治会、区、事業者の皆様に対して幅広い分野での対策を実施いたしました。

行政3大事業の取組といたしましては、教育・福祉増進事業関連では、小中学校において情報教育を学ぶための環境整備として情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び児童や生徒が使用するタブレット型パソコン等の導入によりICT環境の整備を進めました。

子育て支援では、新たにスマートフォンアプリ「いいじますくすくナビ」を導入し、町の子育てに関する情報発信の向上に取り組みました。

また、飯島版総合事業として推進するお助隊事業につきましては、安心して暮らすことができる飯島町を目指し、コロナ禍の活動が制限される中ではありますが、お互い様の暮らし、今ある町の社会資源を有効に活用することを含め、一歩ずつ取組を進めたところでございます。

産業振興事業関連では、コロナ禍の影響を受け定住促進事業や観光事業などでイベントや事業が縮小または中止になるなど計画どおりに実施できない状況もございましたが、儲かる飯島町チャレンジ事業のインターネット販売において巣籠もり需要等によりアクセス数や販売金額などが倍増するなど、うれしい状況もございました。

農業関連では、20年先を見据えた10か年計画である地域複合営農への道パート5により持続可能な農業の考え方や方向性を策定したほか、若い農業経営者を育成するため町とJAが連携して新規就農者を育成する農業インターン研修制度に取り組んだところでございます。

安全管理事業関連では、住民生活に直結する安全・安心なおいしい水を安定供給するため引き続き老朽配水管布設替え事業を実施したほか、継続中の町道南田切線の道路改

良工事や各自治会等からの要望箇所を含め老朽箇所の補修工事等を実施いたしました。

また、森林環境譲与税活用事業では、飯島産ヒノキを使用した鉛筆や物差しを小学生や来入児へ贈呈したほか、交通安全対策として自動車急発進防止装置取付け補助金を創設しブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故の防止対策に取り組みました。

また、有事の備えとしては、消防団員の救命胴衣を各分団車両に整備し充実を図ったほか、大規模地震の発生に備え応急危険度判定士が被災建物に貼る危険度判定用紙を準備いたしました。

そのほか、中田切川、与田切川をはじめとする河川の治水・砂防事業につきましては、国に働きかけを行い、継続して進められております。

なお、飯島町学校給食センター改築事業、飯島流ワーケーション事業、平成 25 年度から継続している町道南田切線道路改良工事など、年度内の事業完了ができなかった 8 事業およそ 9 億 3,200 万円につきましては、令和 3 年度への繰越事業といたしました。

こうした多くの事業を実施する中で、硬直化する財政の改善策としまして、起債の繰上償還を引き続き実施しました。令和 2 年度におきましては一般会計及び下水道事業においておよそ 1 億 700 万円実施いたしました。

基金につきましては、財政調整基金は 3,000 万円の繰入れを行う一方で、決算状況によりおよそ 8,000 万円の積立てを行い、行財政改革プランに定める 10 億円を維持したところであります。

また、減債基金につきましては、起債の繰上償還に充当するためおよそ 1 億 700 万円の繰入れを行い、公共施設等整備基金については 2,000 万円の積み立てを行ったところでございます。

今後も、近年の異常気象による豪雨災害などの突発的な災害への対応、また新型コロナウイルス感染症への継続対応、さらに町の公共施設の整備や老朽化に伴う維持管理費の増などを考慮しますと、財政状況を見ながらできる限りの基金造成を行いつつ、有事の際は財源として有効に活用できるよう図ってまいります。

次に当町の財政状況についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標は、令和 2 年度におきましても国の示す一定の基準は超えておりません。

また、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましても黒字決算であったため昨年同様数字には表れておりません。

実質公債費比率は前年度より 0.3 ポイント増加し 9.8%、また将来負担比率は 18.5 ポイント減少し 59.1%に改善されました。

そのほかの主な財政指標につきましては、財政力指数が 0.41 と平成 29 年度から同数値となっております。

経常収支比率については、地方交付税や地方消費税交付金、町税など経常一般財源が増加したものの、補助費、人件費、出資金に充当した一般財源の額も増加したため、前年度に比べ 1.7 ポイント増加し 83.3%となりました。

次に第 6 号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

歳入歳出差引額はおよそ 2,300 万円の黒字となりました。

歳入では、前年度に比べおよそ 1,200 万円、1.4%の減となりました。

歳出総額は、前年度に比べおよそ 2,400 万円、2.6%の減となっております。

なお、被保険者数につきましては令和 2 年度末では前年より増加しております。

また、保健事業につきましては、特定健診の受診率が年々上がっており、保険給付費の抑制につながっていると感じております。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第 7 号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出の差引額はおよそ 300 万円の黒字となりました。

歳入総額は、昨年度より 1,400 万円、10.5%の増となっております。

歳出総額は、前年度に比べおよそ 1,400 万円、10.5%の増となっております。

なお、被保険者数につきましては令和 2 年度末では前年より減少しております。

また、保険料の収納率につきましては高い収納率を維持しており、皆様の御理解、御協力に感謝申し上げる次第であります。

次に第 8 号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。

歳入歳出差引額はおよそ 1,300 万円の黒字となりました。

歳入総額は、前年度に比べおよそ 2,300 万円、2.1%の増となりました。

歳出総額につきましては、前年度に比べおよそ 3,600 万円、3.3%の増となりました。

主な要因は保険給付費の増加であり、今後も増加が見込まれることから介護給付費準備基金への 1,000 万円の積立てを行ったところでございます。

今後も引き続き適正な会計運営に努力してまいります。

次に第 9 号議案の水道事業会計の決算概要について申し上げます。

給水人口の増加により使用料収入が前年度に比べおよそ 400 万円増加しました。費用についても前年度より増加しましたが、単年度の収支はおよそ 1,860 万円の黒字決算となりました。

今後も安全でおいしい水の供給を行うため、安定給水や健全運営に努めてまいります。

次に第 10 号議案の下水道事業会計の決算概要について申し上げます。

令和 2 年度は公営企業法を適用し公営企業会計へ移行しました。

使用料収入は前年度並みとなっており、単年度の収支はおよそ 3,190 万円の黒字決算となりました。

今後も維持管理事業が中心となりますが、引き続き下水道の普及に努め安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

以上、第 5 号議案から第 10 号議案まで令和 2 年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。

新型コロナウイルスとの闘いはまだ続きます。

今後も地方行政を取り巻く情勢は新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けることが予想されます。感染拡大防止と経済社会の両立に加え、さらに魅力あるまちづくりの推進を同時に実行するには非常に困難ではありますが、新たな日常の構築や定着

に取り組みつつ、現在と未来のまちづくりに対応しつつ真に必要な事業を取捨選択し、メリハリある健全な行財政運営に努めなければなりません。

第6次総合計画に掲げた町の将来像である「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向け、住民の皆様とともにこの町に暮らす全ての皆様が安心して暮らすことのできる豊かな町になるよう取り組んでまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

今決算報告につきましては、適切な御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

〔下平町長降壇〕

会計管理者 補足説明

建設水道課長 補足説明

議 長 補足は以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議 長 暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時44分

議 長 会議を再開します。

ここで監査委員の決算審査報告を求めます。

本多代表監査委員、よろしくお願いいたします。

〔本多代表監査委員登壇〕

代表監査委員 どうも、おはようございます。

令和2年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書について報告いたします。

決算の概要などについては後日お目通しをいただきますようお願いいたします。

審査対象、審査の方法は、審査の概要のとおりです。

審査の期間は令和3年7月29日～8月5日のうち5日間です。

審査の結果。

審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠し作成され、その計数は誤りのないものと認めます。

予算の執行及び財政運営状況は、ともに適正であると認めます。

各基金の運用については、それぞれ設置の目的に沿って適正に運用されていると認めます。

総括的意見です。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により住民生活が大きく変わった一年となりました。年度当初に発せられた政府の緊急事態宣言により、外出自粛や休業要請

など、経済活動は大幅に抑制されました。現在も終息の見通しは困難な状況が続いています。

こうした状況の中、当町は第5次総合計画最終年に当たり、「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指し、当初予算に従った事業に加え新型コロナウイルス感染症に対し各種の対策事業に取り組んできており、今回の決算審査を通じ各課ともに職員の皆さんが決められた予算目的に従いより効率的に真剣に取り組んできた努力を評価します。

全体事業内容については、令和2年度の会計決算書、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査しました。

行政評価書においては、職員の理解が定着してきており、各課の自己評価も実態に即したものと認めます。今後も積極的な活用による事務取組の成果に期待いたします。

財政状況についてです。

町税はコロナ禍による減収が心配されたものの前年度比 0.7%の増収、地方交付税も前年度比 8.1%増となりました。

国庫支出金が特定定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などにより 367.2%の増となり、これを財源とした特別定額給付金事業など各種対策事業の実施により歳入歳出とも前年度を大きく上回る決算規模となりました。

財政力指数は 0.41 と前年と同じ、経常収支比率は 83.3%と前年より 1.7 ポイント増加しましたが、下水道事業の公営企業会計化の影響によるもので、ほぼ安定した良好な状況で推移しています。

実質公債費比率も積極的な起債の繰上償還により 9.8%と安定した状況となっています。

これらの財政指標は財政状況が健全であることを示しています。

それぞれの会計収支について、一般会計においては各種補助金などを積極的にかつ適切に活用し予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においては各会計において黒字の結果であったことを確認しました。

財政調整基金などの基金の状況は前年度に比べ全体で 6,000 万円、2.8%増額となり、年度末残高は 22 億 1,000 万円となりました。飯島町の財政規模からすると、いずれも財政環境の変化への対応などの確保はされていると考えます。

行財政運営に当たって、歳入に関しては、収納率が町税 98.9%、国民健康保険税 95.0%と、いずれも前年を上回る高いレベルを維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の結果が認められます。今後も現状を維持しつつ効率的な収納確保に努めてください。

歳出に関しては、外部委託の推進、指定管理者制度の活用などに積極的に取り組んでいます。さらに経費の削減を図るとともに、効率的、効果的な予算の執行に努めてください。

次に、4月より会計年度任用職員制度が施行され、臨時職員が会計年度任用職員となり、1種2種3種に任用区分されました。会計年度任用職員制度を有効に活用し、正規職員の将来を見据えた定数管理を今から検討することを要望します。

また、残業の上限規制や非正規労働者の処遇改善を目指す同一労働同一賃金が盛り込

まれた働き方改革についての取組は急務となっています。このことは全国的に最重要課題として認識されてきており、職員のワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和の実現や心身の健康の向上を図ることにより住民サービスの向上につなげていくため、積極的な取組が求められてきています。働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、行財政改革などの取組を期待します。

次に、予算計上に関し町税の増額補正を9月補正で実施するように要望し、令和元年度より9月補正されるようになったことは評価しますが、入札や事業実施による差額などから生じる多額な不用額についての活用をさらに進めるべきです。

令和2年度は予備費を除く実不用額が9,000万円となり、大幅に増加しました。予算執行状況の把握、検証が細部までなされていないと考えています。

住民生活に密着する道路維持費が3,700万円も減少したことは、過大な不用額を考えると残念な結果です。住民要望はたくさんあり、増加・減額補正での財源確保によりさらなる事業を実施することを要望します。

また、社会資本の整備については国の補助金に頼らざるを得ない状況であり、各種補助金の情報を収集していることは確認していますが、一層の取組を期待しています。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策事業の2度にわたる飯島町くらし復興券発行1億円事業は、販売時期、販売方法、全町民への配布、プレミアム率など、住民全員に行き渡る平等なシステムであったこと、また町内での消費につながったことを評価します。

今後、コロナ収束後の飯島流ワーケーション事業を推進することに期待します。

次に令和2年度飯島町水道事業会計並びに下水道事業会計決算審査意見について報告します。

決算の概要については後日お目通しをいただきますようお願いします。

審査の対象に令和2年度より下水道事業会計が加わりました。

審査の対象、審査の方法は、意見書のとおりです。

審査の期日は令和3年6月23日です。

審査の結果。

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、いずれの会計も計数に誤りがなく適正に記帳されており、当会計年度における経営成績及び財政状況を正確に表示しているものと認めます。

また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認しました。

総括的意見。

水道事業については水道水の安定供給という重要な事業を担って断水に至る大きな災害や事故もなく年度内の安定供給ができたこと、下水道事業については落雷等の影響での停電によるマンホールポンプからの溢水対応などがありましたが、年間を通じて積極的に水道の安定供給、下水道の維持管理に努めた担当職員の取組に感謝します。

引き続き良質な水道水の安定供給、良好な下水道施設の維持感管理が行われる事業運営を期待します。

		次に令和２年度飯島町財政健全化審査意見書及び上下水道事業会計経営健全化審査意見書について報告します。 審査の対象、審査の方法は、意見書のとおりです。 審査の期日は令和３年８月５日です。 審査の結果。 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認めます。 その結果、実質赤字比率と連結赤字比率は良好な状態にあります。 実質公債費比率 9.8%は早期健全化基準 25%を下回る水準、将来負担比率 59.1%は早期健全化基準の 350%と比較すると健全状態です。 したがって指摘する事項はありません。 下水道事業については、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認め、各事業会計とも資金不足になっていないことを認めます。 下水道事業についても指摘する事項はありません。 以上、報告を終わります。 〔本多代表監査委員降壇〕
議	長	これからただいまの決算審査報告について質疑を行います。 なお、質疑事項につきましては監査委員の職務の範囲を超えることのないように御留意をお願いいたします。 それでは質疑に入ります。 質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。 これで決算審査報告に対する質疑を終わります。 本多代表監査委員さんには、大変ありがとうございました。 ここで休憩を取ります。11 時 15 分再開といたします。 休憩。
休 再	憩 開	午前 10 時 57 分 午前 11 時 15 分
議	長	会議を再開します。 これから令和２年度会計決算 6 議案について一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されますようお願いをいたします。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 ここでお諮りいたします。 第 5 号議案から第 10 号議案は、議長並びに議会選出監査委員を除く 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。 御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 6 議案は 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、第 5 号議案から第 10 号議案までの決算 6 議案をこれに付託して審査することに決定いたしました。
議 長	日程第 14 第 11 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号） 日程第 15 第 12 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 日程第 16 第 13 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 日程第 17 第 14 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 日程第 18 第 15 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号） 日程第 19 第 16 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号） 以上 6 議案を一括議題といたします。 それでは本 6 議案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第 11 号議案から第 16 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。 まず第 11 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。 予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 3,406 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 57 億 1,985 万 5,000 円とするものでございます。 今回の補正につきましては、令和 2 年度の決算がまとまり繰越金や令和 3 年度の普通地方交付税が確定したことのほか、コロナ対策に関わる経済支援、感染症拡大防止対策、また地元要望等に対応する経費について予算措置を行うものでございます。 主な歳入の内容としましては、普通地方交付税と前年度繰越金、各種補助事業における国県支出金等の確定によるもののほか、3 号補正に計上しましたコロナ対策の事業継続応援補助金に対する県交付金の財源組替えなどを計上いたしました。 次に主な歳出の内容としましては、自治会の要望等に対する町道の舗装修繕事業等におよそ 2,700 万円、コロナ感染症対策を含めた与田切オートキャンプ場トイレ改修工事等におよそ 2,400 万円、商工業振興資金融資の追加支援として経営安定対策融資の借換え時の保証料補給に 400 万円、土地開発公社運営補助金に 2,300 万円、飯島中学校の楽器更新等におよそ 1,900 万円の増額補正を計上いたしました。 また、今後の公共施設の維持管理費等に関する財政需要や決算状況を見ながら財政調

整基金及び地域福祉基金の繰入金減額のほか、財政調整基金及び公共施設等整備基金の積立てを計上いたしました。

そのほか各種事務事業に対応する必要な経費を計上するものであります。

続きまして第 12 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,069 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 33 万 7,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 2 年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、過年度保険給付費等返還金の補正を行うものです。

歳入では、繰入金を 2 万 1,000 円、繰越金を 2,366 万 4,000 円、諸収入を 700 万 8,000 円増額するものです。

歳出では、総務費を 2 万 1,000 円、保険事業費納付金を納付額の確定に伴い 9 万 7,000 円を減額、諸支出金は県への保険給付費等交付金などの返還金 758 万 6,000 円、予備費 2,318 万 3,000 円を増額するものであります。

続きまして第 13 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 315 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 6,070 万円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 2 年度決算及び出納整理期間中の保険料徴収分の翌年度繰越金確定により後期高齢者広域連合に納付するための補正と人件費、諸支出の補正を行うものです。

歳入では、繰入金 2 万 9,000 円、繰越金を 308 万 9,000 円、諸収入を 3 万 8,000 円増額するものです。

歳出では、総務費 2 万 9,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 308 万 8,000 円、保険給付費として諸支出金を 3 万 9,000 円増額するものです。

続きまして第 14 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,024 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 3,176 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 2 年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、過年度保険給付費等返還金の補正を行うものです。

歳入では、主に令和 2 年度決算確定に伴う繰越金を 1,283 万 9,000 円、また支払基金交付金、県支出金を過年度分確定に伴い 493 万 7,000 円増額し、基金繰入金を 918 万 4,000 円減額するものであります。

主な歳出では、国庫支出金等の過年度分確定に伴う返還金費に 288 万 2,000 円を増額し、差額は予備費の増額により調整するものであります。

続きまして第 15 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支に関する補正であります。

最初に収入ですが、営業収益のうち給水収益が見込まれるため 82 万 5,000 円増額するものです。

支出につきましては、営業費用のうち総係費の人件費について人事異動等による変動調整として 98 万 8,000 円を増額し、支出総額を 2 億 1,492 万 5,000 円とするものです。

続きまして第 16 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支の支出に関する補正であります。

支出につきましては、営業費用のうち処理場費に移動脱水車等の修繕費として 550 万円を計上し、総係費の人件費について人事異動等による変動調整として 54 万円を減額し、支出総額を 4 億 9,886 万 9,000 円とするものであります。

そのほか細部につきましては、第 11 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 12 号議案から第 16 号議案の特別会計及び公営企業会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明

総務課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

地域創造課長 補足説明

教育次長 補足説明

議 長 これから令和 3 年度補正予算 6 議案について一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されますようお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

5 番

坂本議員 大まかなことでお聞きしますけれども、コロナ関連で非常出勤というか余分に出勤している人たちがかなり職員とかは多いと思うんですけれども、総体的に見ると 4 月の人事異動に伴って相殺すると減額ということになっていますが、それは、そういう部分のコロナの関係は特に今のところ増えていないというふうな形でいいんでしょうか。

総務課長 人件費については、今のところコロナの関連ではありません。関連はしていません。

5 番

坂本議員 今後の感じとしては、つまりこれから、4 月からは増える可能性があるんでしょうか。

副 町 長 今回の補正は 4 月の人事異動の関係でございまして、コロナ関連は 4 月から日曜日出勤、また災害関係でもございますので、それはまた 12 月——コロナはちょっとまだ終息

議 長

5 番

坂本議員

議 長

7 番

三浦議員

の見込みが見えませんがその都度補正ということになるのかもしれませんが、今のところまだそれを計上してはございません。

よろしいですか。

はい。

ほかにございませんか。

19 ページに税務基礎資料整備事業ということでハザードマップを作成するために委託料が出ているんですけど、昨今の異常気象やなんかがあつていろいろ危惧されるところなんですけど、大きな見直しがあるのかということ想定しているのかということと、いつまでにハザードマップが作成されるのかということについてお聞きをしたいと思います。

住民税務課長

ここに計上いたしておりますのは、これまでに見直しがあつてハザードマップが変更になった部分について、その内容を固定資産の賦課をするためのデータに反映させるための費用でございますので、これから先のことはございません。

議 長

5 番

坂本議員

ほかにありますか。

14 ページの旧丸井醸造の解体工事の件なんですけれども、この 750 万円に関しては非常に私たち議員のほうからももう何年も前からこの件に関しては意見を申し述べていたんですけど、最終的にはこういう形で町の町税を使って解体をするというような結果になってしまって、一体この責任は誰が取るのかっていうことになると、各職員、担当者も変わってしまって責任の所在が分からないままこういう結果になったと思うんですが、その点に関してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

副 町 長

丸井醸造につきましては、もう何十年という単位であそこでは操業しておりません。その都度、請求をしたりということを繰り返してまいりました。

議員さんおっしゃるとおり、担当が変わってもそれを繰り返しながらやってきたんでございますけれども、丸井醸造自体がもう事業のことは何もできないということで破産のあれになっておりますので、あのままあれを放置できないということで、安全性とそれから今後の利用を考えて税金を投入してでもあそこを整備してやっていくということでございまして、町がお貸しをした土地でございますので町全体に責任があるというふうに感じておりますけれども、あのままにできないということでこういう処理の仕方をさせていただきたいということでございます。

議 長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

第 11 号議案から第 16 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を

	設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。
	御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 6 議案は 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 11 号議案から第 16 号議案までの予算 6 議案をこれに付託して審査することに決定いたしました。
	審議を進めます。
議 長	日程第 20 第 17 号議案 令和 3 年度飯島町庁内情報システム再構築業務委託契約の締結について
	を議題といたします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
	〔下平町長登壇〕
町 長	第 17 号議案 令和 3 年度飯島町庁内情報システム再構築業務委託契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。
	令和 3 年度飯島町庁内情報システム再構築業務委託契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。
	この契約は職員が事務等で使用する庁内情報システムについて、機器等の耐用年数経過に伴う更新及び操作性の向上等による合理化のため再構築業務を実施するものでございます。
	業務委託契約の細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕
総務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。
	質疑はございませんか。
9 番	
坂井議員	すみません。この契約なんですけど、この契約書っていうのは添付されないんでしょうか。
総務課長	議案としては添付してございません。
9 番	
坂井議員	これは、議員のほうで請求したら閲覧というのは可能なんでしょうか。
総務課長	可能だと思います。
議 長	ほかにごございませんか。
5 番	
坂本議員	昨今の新聞では、国が I T の省庁をつくるということだけでも、各市町村それぞれが国とつながるソフトが統一見解できていないということで、その部分ですごく手間

		取っていてなかなか統一的に国全体が1つのソフトの中で動くような形にはなっていないというような新聞報道がありますが、当町の今回のシステム導入で、そういう今後の新しい、要するに省庁ができたことによって不都合が生じるとか、そういうことも含めた中でのシステム変更ということになるのでしょうか。
総務課長		先ほども申し上げましたけれども、今回は老朽化に伴う更新となっております。 まず新しいものにして、次の国からの統一的なソフトですとかを入れるときに古いものではとても対応できないということがないようにまずは構築をするということでございますので、今後の国での対応も視野に入れての構築となっております。
議 長		ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 17 号議案 令和 3 年度飯島町庁内情報システム再構築業務委託契約の締結についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第 21 第 18 号議案 令和 3 年度飯島町飯島体育館大規模改修事業建設工事契約の締結について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長		第 18 号議案 令和 3 年度飯島町飯島体育館大規模改修事業建設工事契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。 令和 3 年 8 月 2 日、飯島町財務規則の規定により一般競争入札に付した当該工事につきまして建設工事の請負契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。 細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕

教育次長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
9 番	
坂井議員	すみません。これもちょっと繰り返しなんですけど、これも契約書は特に資料として添付されないという理解でよろしいですか。
教育次長	議案としては添付してございません。
議 長	ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 令和 3 年度飯島町飯島体育館大規模改修事業建設工事契約の締結についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会いたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼） お疲れさまでした。
散 会	午後 0 時 2 5 分

令和3年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
久保島 巖	1 町長任期に合わせた前期4年・後期4年の8年制「総合計画」を提案するが 2 庁内情報システムの再構築で、住民サービスの向上や住民に便利なシステムを目指すべきだが
吉 川 順 平	1 食農教育における地産地消の意義と課題について 2 通学路の安全について 3 飯島町第6次総合計画について
片 桐 剛	1 6次総における「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」について
宮 脇 寛 行	1 水力発電事業の進捗状況は 2 飯島流ワーケーション事業の進捗状況は 3 災害防止対策強化を
星 野 晃 伸	1 上伊那地域の高校再編について
伊 藤 秀 明	1 いいじま未来飛行通算 600 号について 2 高齢者（お助け隊）について 3 公用車安全対策について 4 ヤングケアラーについて 5 町内移住者について 6 給食センターについて 7 中学校プールについて

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年9月7日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問をされますようお願いをいたします。 2番 久保島巖議員。 [久保島議員質問席へ移動]
2番 久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。 今回は、総合計画の4プラス4、8年制について、庁内情報システムの再構築についての以上2点を大きく取り上げてまいります。よろしくお願いいたします。 1—1に入ります。 6月定例会の折に第6次総合計画に位置づけられました2つのプロジェクトについてお尋ねをした際、総合計画は町長の政策実現のためにあるべきだというお話を一方的にいたしました。それこそ通告もしてありませんでしたので、その件については町長のお考えをお聞きしませんでしたので、今回、それに伴って、改めて町長任期に合わせて4年制にしたらどうだという話をさせていただきたいというふうに思います。 平成28年9月に坂本議員から多治見市の例を挙げて検討が提案されました。その際、次期策定の折に検討していきたいという御返答が町長からございました。どう検討されたのかお尋ねをしたいところでございます。 ちょっと御紹介しますと、岐阜県の多治見市では市長選に合わせた総合計画となっているという話でございます。正確に申し上げますと、町長任期に合わせて基本計画の前期計画、後期計画が策定されるというものでございます。 マニフェストを掲げて当選した市長は、3か月か4か月の間にマニフェストに沿った重点施策や課題解決の施策などを具体的に4年間の基本計画を策定し、市民に示し、議会承認を経て実施していくということでございます。あわせて4年間の実施計画、予算計画も毎年ローリングして示されております。これが前期計画に当たる場合もございまして後期計画に当たる場合もございます。 この4月にマニフェスト研究会のオンライン研修会がございまして、その折、2020年、

第15回マニフェスト大賞で優秀マニフェスト推進賞（首長部門）を受賞されました多治見市の古川雅典氏の講演がございまして、「市民による政策選択から実践までつなげるシステムづくり」というタイトルで市長選マニフェストから総合計画へ、そして実施計画が実施されて、さらに次の市長選に向けての評価になってくるんだというお話がございました。ああ、なるほどというふうに思いまして、市長選マニフェストを基本計画に反映していくというやり方について勉強したところでございます。

市民が市長のマニフェストを通じて総合計画を意識して、その実践を注視するということによって広がってくるということでもございました。

また、総合計画の説明会とか報告会には多くの市民が参加するというところでございまして、関心の高さも示しています。

町長は、よくよその二番煎じは嫌だというふうにおっしゃる。確かにそのとおりなんですけど、ちょうど今回お伺いする情報システムの件も他市町村の様子を見ながらというふうにお話をされているので、よいものはまねてもいいんじゃないかっていうスタンスが町長にはおありだというふうに思っております。その点を踏まえて4年制と、4年4年と8年制というものに関して町長のお考えをお尋ねいたします。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

久保島議員の質問、私の手元に来ております事前通告の質問には簡単明瞭にお書きになられておるところなんですけれども、それは「総合計画は町長のマニフェストの実現に向けた計画であるべきだ。」ということの基本に据えて「町長の任期に合わせて前期4年・後期4年で見直ししていくことが最適だ。」と、こういう内容で事前通告をされております。

一番肝腎なのは「総合計画は町長のマニフェストの実現に向けた計画であるべきだ。」。すんなり受け取ると、町長のマニフェストがあって、それに対する総合計画があると、こういうふうに理解をさせていただいたわけでございます。

私どもの第6次総合計画は、当町が未来に向かってのまちづくりを総合的、長期的な展望の中で町の向かうべき方向を町民の皆さん、議会、行政が共有して、一丸となって取組を進めるための指針、基本的な構想であると思っています。

当町の6次総の今回の策定過程におきましても、町民の皆さんへのアンケート調査、各地区や各種団体の皆さんとの懇談、子ども議会、パブリックコメントなどを通じて、できる限り多くの皆さんと課題を共有して御意見をお聞きしてまいりました。

したがって、飯島町の6次総は町長のマニフェストを優先、重視して計画されたものではなく、多くの御意見をいただく中で飯島町の目指す将来と目標を明確にして、これを実現するための基本的な施策の大綱を示すもので、事業の概念やガイドラインを示すものであると認識しております。

一般的に町長のマニフェストは町の方の希望あるいは共有する目標に向けた具体的な解決方法、具体的な政策を示したものと理解しております。いわゆる町民で共有した目標に向かって、自分はそれに向かってどういう政策を打っていきたいということを具

体的に述べたものがマニフェストであるというふうに認識しております。したがって、総合計画があつて、その下というか、それを達成するためにマニフェストというものがあるという認識でございます。

長期的な目標の中で政治が安定して行われる必要があると認識しております。いわゆるイデオロギーの違う主張の出現があつても、町民の目標に向かってゆるぎなく進んでいく方法、これが総合計画とマニフェストの関係であると認識しております。

久保島議員の今回の御質問については、当然、久保島議員もそこら辺を基本的にはお分かりになっておられることと思います。

ただし、4年4年というのは、もうちょっと短くしたらどうかと、8年にしたらいいんじゃないかと、こういうことは検討する余地があるんです。

しかし、それは10年を見込んで5年5年の前期と後期に分けて、いわゆる総合計画というのは基本構想、これを10年で立てるんです。それで基本計画が5年5年に分かれる、それで実施計画は3年と、これをひっくるめて総合計画というのがいわゆる総合計画の概念なんです。日本全国で1,800自治体あるんですけれども、ほとんどがいわゆるこの方向でやっておられる。

改革してきたところについては、このほうがよからうということで、今御紹介のあったように8年をめどに4年4年ということになってくると思います。

町長の任期というのはいつどういうふうに変動するか分からない中で、そういう不安定要素を持つよりも、企業でもそうですけれども、まず大体10年の目標を立てた中で、それに向かって3年3年の目先を見据えながら、時には方向転換をしながらというのがいいんじゃないかなと。

私も町長にならせていただきまして2期目を迎えていますけれども、この総合計画は過去の第5次総合計画を受け継いだわけなんですけれども、それが邪魔になったとか目障りになったということではなくて、やっぱりそういう思いがあるとしたらそれを実現するために具体的な策を講じていこうと、こういう考え方の中で町長に立候補しておりますので、そういった不便さというのは特には感じておりません。

しかし、新しい方法の中で考えられているという1つの要素の中で、組み立ての中で、これから議員が紹介されると思いますけれども、参考にするとところは参考にしていきます。

どうも私のイメージは人のまねをしないということをすぐおっしゃいますけれども、自分の想像力をまず生かせと、こういうことを言っているわけです。こういう現状なんだけれども、自分はどう思うんだと、飯島町をどうしたらいいんだと、まずそこを考える、それで、これを参考にああこれいいねと思ったら、すぐそれに飛びつく、そういうスタンスでいますので、議員おっしゃるとおり、私もいいものはまねていく、そういったつもりでおりますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

〔下平町長降壇〕

久保島議員

確かに町長のおっしゃるように総合計画っていう捉え方にあると思うんですね。

私も古川市長の話を聞いているときに総合計画をピンからキリまでつくり直すのかつ

というふうになんかちょっと感じたんですが、そうではなかったということで、ちょっと私の説明も悪かったんですが、資料をお配りしておりますので御覧いただきたいと思います。

多治見市は、市長選、市議会選とも、いわゆる統一地方選挙の時期、4月の下旬に行われる日程でございます。その約11か月後に総合計画が発足するというところでございます。

基本的に基本構想、基本計画、それから実施計画っていうのは、おっしゃるとおり3本の柱になって一体的になっています。

2ページの下段の表を御覧いただけますでしょうか。

これは策定のスケジュールについて書いてございます。全体の流れでございます。

町長のおっしゃっていたアンケートとか統計とか、その辺のこと、それから今後の課題というものについて一番左のところにございます討議課題集というのが策定されます。要するにデータ集ですね。これが選挙前に完成しておりまして、それで、基本構想、こういう町にしたいよねっていうものは、もうそこで作業が始まります。

それで、4月後半の黒三角のところにありますが、市長選、市議選が始まります。それを受けて基本計画が出ると、その基本計画は町長のマニフェストに沿ってつくられていくということでございます。

ですから、並行作業として全く一体的に進められているわけではなくて、分断されて進んでいくということになります。

そして10月には原案がまとまって、12月に議会に提案されて、それから冊子等の印刷等が行われて4月にスタートするというところでございます。

町長おっしゃっていたように、飯島町の総合計画は、もちろん図式上も基本構想の下に基本計画があり、その下に3年ローリングの実施計画があるというふうになっていますが、実際は、基本構想と基本計画、これがほぼ一体的になっている、そこにやっぱりちょっとネックがあるのではないかなあというふうに思っているんですね。

多治見市の場合には、総合計画がつくられる前に——ちょっと表紙だけ持ってきましたが——（資料掲示）こういった多治見市の総合計画策定のための討議課題集というもの、百何ページにわたるものができます。これは、アンケート等についていろいろ実施されたもの、それから今後課題になってくるもの、高齢化の問題だったり通学路の問題だったりとか、いろんなことが取り上げられています。それは全町民が共有できる、そういうものでございます。

それに沿って、じゃあ市長候補は、私はこの課題を重点にこれをしたいということをやマニフェストで訴えていくということになります。選挙戦の中で町民も討議集を見ますので、マニフェストが課題にとって、ああなるほどね、このことについてはやってもらいたよねとか、ああこのことはどうでもいいよねとかっていうような判断がされてくるということになります。

選挙戦の中でも基本構想の部分っていうのはどんどん仕事が進んでいます。6月には素案ができて、8月には原案ができています。市長当選者が決まった後、基本計画の策定に入りますが、9月の末頃までには原案を策定して予算をつけるという段階になります。

す。

つまり、総合計画策定は全部が一緒じゃなくて3段階のステップに分かれているということなんです。ここが裏技というか、みそというか、肝なんですね。これで市民の皆さんの関心も呼び、参加も呼んでくるということでございます。

下のほうには住民参加の方法とか審議会の開催とかってというのが矢印で入っていると思います。議会の対応についても記されています。

飯島町の総合計画は、いわゆる基本データの部分と基本構想、将来はこうした町になりたいねっていうものと、いわゆる町長の基本計画である2大プロジェクトっていうのが中心になってきています。ところが、それが混在しているんですね。ですから一緒につくるのは難しくなってくるし、町長がつくった総合計画だっていう言い方がちょっと厳しいのはそこなんですね。

いわゆる総合計画全部ではなくて、基本計画、実施計画の部分に町長のマニフェストが反映されてくるというのがよろしいんではないかなあというふうに思っています。

こうしたことを考えると、うちの町も当然可能だというふうに思います。

例えば、2023年11月に町長選挙が今度行われますが、その際に今度私はこれをしますっていうようなことを前期計画の見直しをしていわゆる後期計画にしておもうと、そうすると3年足らずになってしまいますけれども。そして次の2027年の11月の町長選挙には2028年の4月から始まる総合計画策定といえれば最短で私の言っていることになります。ちょっと急激過ぎるなあといえ、もう少し延ばして2032年の4月から始まる第7次総合計画に合わせてくるということで、ちょっと1年延ばす、10年計画を11年計画にするということも可能だというふうに思います。

町長は新任のときに私の一般質問で、町の課題は誰が町長になろうとも変わらないと、急激な変化はないんだと、前の町長の思いを引き継いで取り組んでいくとお答えになりました。確かに基本計画の部分を除いてはそのとおりなんです。

私は、課題や基本構想に変更はないとしても、基本計画の部分や重点課題とか重点施策っていうところには当然町長カラー、下平カラーがあってしかるべきだという話をさせていただきました。見直しはしないのかというふうに言いましたが、お答えは変わらないんだとおっしゃいました。ここで今さら言ってもしょうがないんですが。

実は、町長がいろんな新規事業を立ち上げたときに、これは基本構想、基本計画に沿っているんだっていう話をされたんですが、私が聞いているとちょっと厳しいお答えだなあというところが何回かございました。やっぱりそれは100%町長の御意志ではなかったんじゃないかなあというふうに思っているんです。

総合計画に民意が反映できるように、それから選挙がしっかり行われてマニフェストが実現できる、それから町長のこれからの方針等が町民に理解され、それが関心を持つてずっと注視されてくる、そういったことが必要かと。それには、やっぱりこういった手法が取り入れられてもいいんじゃないかなと思います。

これを次期の町長にとかって言っているとできないので、現職の町長が決断をしていただきたいと思っているんですが、その点についてお考えをお伺いします。

町 長

そういう大きな転換、組替えをするには、しっかりとした研究が必要だと思います。ここでお答えをいただきたいというのは無理なお話かなあというふうに思います。

しかし、総合計画というのは町長の具体的な施策まで絞るものではない、目標を描いているわけでして、それについて具体的な施策、こういうチャレンジをしていきたい、これは町長によって違う場合があると思います。それはそれでいいんです。

ですから、当然総合計画があって、マニフェストは、その基本計画、実施計画、その部分を当然言っておるということでございますから、言っていることは同じだろうというふうに思っています。

ただ、今お話をよく聞いていて、やはりちょっとなじまないっていうか、うまく聞けない、それは理解できない部分がございます。多分それはいいことがあるんだろう、だからここで推し進めて私にお話を聞かせていただいていると思いますので、また今後、そのよさ、どういうところによさがあるのかということをつくり酒でも酌み交わし合いながらじっくり語らないと、今こういうところでやりましょうという段階ではないんじゃないかなというふうに思っております。

久保島議員

この短い時間ではなかなかお話しできないんですが、やはり町民に基本構想、総合計画にも関心を持ってもらって、それについて私も参加しているんだと、町長はこれに沿ってこんなことをしているんだ、じゃあそれに賛成しよう、応援しよう、いや、これは違うんじゃないのか、これはちょっと町長に変えてもらうように進言しようとかっていう、そういう参加意識っていうのが増えてくるんじゃないかなあと、それよって議会も活性化してくるんじゃないかなあっていうところもちょっと考えまして、多治見市が非常に活発だっていうもんですから、ああいいなあ、じゃあ何がなんだということでその辺を勉強させていただいたということでございます。

ぜひともしっかり検討し、私のほうもいろいろ進言させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、いわゆる総合計画をつくって終わりっていうような、棚上げになってしまうようなものじゃなくて、生で生きている、いつも動いているっていうようなものにしていただけたらいいかなっていうふうにちょっと思っているところでございます。

さて、それでは2番目に入りたいと思います。

時間も押してまいりましたので進めてまいります。

今年度7,700万円の予算計上で庁内情報システムの再構築が予定されています。初日に5,056万円余で契約議案が承認されたというところでございます。進んでいくものと思われます。その中でいろいろ議論が尽くされているわけでございますけれども、今後の進め方についてちょっとお尋ねをしていきたいというふうに思っています。

国は2025年に行政の業務システム標準化を計画しております。自治体DXと言われておるものの取組の一環でございますけれども、今回その再構築について業務システムは含まれていないということでございますので、2025年の標準化の際にまた再構築のようなことにならないかなあと思って、素人考えをされていて心配をしているところでございます。二度手間になってはつまらないなあと思っているんです。

既に大手の開発ベンダー、開発業者、そこは標準化システムのパッケージっていうのを提供しておりまして、いろんな自治体で導入されています。

飯島町は上伊那広域のシステムで統一化されておりますので、それを待つということになるんだろうというふうに思いますが、自治体D Xに対応するための目的だったのか、どうも説明によると情報系、基幹系、インターネットを1台のパソコンでできるようにするシステムのハードの更新だったのか、ちょっとその辺のところがよく分からないんですが、真の目的っていうのは何だったのかっていうことについてもう一度伺いたします。

総務課長

国の重点取組事項であります自治体の情報システムの標準化、共通化の対象となります基幹業務システム、こちらは、今もお話がございましたように上伊那広域連合が2025年度に国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するように準備を進めておるところでございます。

今回の庁内情報システム再構築業務は、平成21年度から使用しております職員の端末を最新の機器、OS、オフィスソフト等へ更新することによりまして最低限の基盤の整備を行うものであります。情報システムの標準化、共通化への移行の際に再度構築が必要となるということはありません。

また、業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザルによりまして審査を行った上で、町の指名業者選定委員会において審査、決定した業者を選定しているところでございます。

久保島議員

大体説明を全協等でいただいたとおりでございますので、そのとおりかなあというふうに思っています。

今おっしゃられましたように今回の情報システムの再構築は基幹系、情報系、インターネットの3系統を職員各自に1台配備の端末でつなぐということが出来るシステムにすること、これが最大の目的だというふうに解釈いたしております。

その上で、例えば業務の改善とか住民サービスの向上っていうものを図っているようには見えなかったんですが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

こうしたシステムの入替えをするときには、こういった要件定義っていいですか、いわゆるこれとこれを確保してくださいとか、これとこれはクリアしてくださいとかっていうようなことを提示すると思うんですが、その辺の中に住民サービスの向上とか、例えばこれから進んでくるだろうオンライン手続などに取り組んでいくための利便性など、その辺のことは織り込まれていたのかどうか。

それから、オペレーションシステム、OS、それが基本ソフトなんですけど、その考え方について要件定義の中には織り込まれていたのでしょうか。上伊那広域のほうのシステム改修があるということでございましたけれども、OSも今後はリナックスを採用していこうというふうな方向でございました。その点はどうなったのか。

それから、以前にウインドウズ98とかXPの保証期間等の終了等で多少混乱を来したところがございました。そういうことも含めてOSの定義はされたのかどうか。

今回の再構築に当たってどのような要件定義を示したのか、その点について伺いたい

たします。

総務課長

要件定義書についての御質問ですけれども、今回の庁内情報システムの要件を記載しました業務仕様書の中には具体的な住民サービスの向上やオンライン手続などの利便性の向上についての項目は盛り込んでございません。

今回の再構築業務によりまして最新の機器等を導入することで、まずは操作性の向上や執務スペースの確保を行いまして事務の合理化を行うこととしております。それによって職員の時間を住民サービスの向上ですとか行政手続のオンライン化など利便性の向上に使ってまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

職員の皆さんが使いやすいようにということでございまして、それは非常に有効な手段だというふうに思います。職員の皆さんが今までちょっと使いにくかったというところがありまして、インターネットが切り離れたというときから非常に不便さを感じていたという職員もたくさんいらっしゃると思います。その辺では非常によいことができるかなあというふうに思っています。

2—3です。

今回、大きなシステムの変更ということではないみたいなので少し安心はしているんですが、しかしハードが変わってくるっていうことになる、操作性の問題だとか、いろんなところで少し混乱を来さないかなあというふうに心配をしているんです。

ハードが変わるっていうことで、私なんかもパソコンを買い替えたときには、あれ、どこにあるんだろうっていうようなことがあるので、そんなことも含めて、私の経験から言っても、業務フロー、仕事の内容のフロー、その辺の確認だとか、それから窓口担当の受付の仕方とか、それから事後処理、打ち込んでいくときのことだとか、その辺のところも含めてシミュレーションをして問題がないかどうかをしてきた経験がございします。

その点で、現場の担当者が——システム構築の際に意見や要望を取り入れるっていうわけじゃないんですが——変更点とか見直しが必要だっていうようなところについて、自分で帰って自分の仕事の見直しをしなきゃいけないっていうところも出てくるだろうと思います。新システムは何をするにしてもスムーズに移行していくっていうことが必要だと思いますので、その点ではいろんな情報を持ち帰って現場の皆さんに知らせていくっていうことが必要だと。課内とか係内で共有して各現場で業務フローの見直しをすることも必要になってくるだろうと思います。

そういった意味からも、現在、情報システムの庁内検討会があると思うんですが、それよりもっと拡充した、もっと増やした人数、いわゆる開発ベンターがこういうふうにしたいとかああいうふうにしたいって言ったときにちょっと待つてと言えるような、そういうメンバーも含めてしっかりと——各係担当から1人ずつとかっていうのはちょっと難しいかもしれないんですが——いわゆる各係の中でシステムのリーダーとなれるような人を検討チームの中に入れておくことが必要じゃないかなと思うんです。そうすることによってスムーズなシステムの移行っていうのが可能ではないかと思います。

検討推進の体制についてはどのようにお考えかお聞かせください。

総務課長	検討チームということで御質問をいただきました。 庁内情報システムの再構築業務につきましては、既に数年前からネットワーク管理補助員ですとか各課の情報化推進委員と研究、検討をしながら進めてきております。再構築業務開始後も運用方法や移行方法についての検討を行ってまいります。情報を共有しながら再構築業務に携わっていただく予定でおります。
久保島議員	また、それぞれの業務システムに関わります担当職員とも協議、検討をしながら、よりよいシステム構築になるように進めていくつもりでおりますので、お願いいたします。 そうしますと、開発業者、ベンダーとの打合せとか、それからミーティングとかっていったときには、そういった方々は出席されないということなんでしょうか。私はそれに出席したほうがいいんじゃないかなあとと思っているんですが、いかがでしょうか。
総務課長	基本的には情報担当のほうで対応をする予定でございますが、必要があれば担当の係の方とか、また委員の方の出席も考えてまいります。
久保島議員	ぜひとも多くの人に参加してもらって、いろんなチェックを利かせて、有効な、しかもスムーズな転換ができるように体制を取っていただければというふうに思っています。 さて、2—4に入ります。 現在、情報担当がやっていらっしゃると言いましたけれども、想像しただけでも非常に気の遠くなるような作業で、大変だなあと聞いています。しかも通常業務の中にしっかりと情報発信とか情報管理とかいった部分があるわけですが、それに上乘せして今度のシステムの再構築が行われるということで、大変な作業をされているなあというふうに思っています。 当然システムを変えるということになれば庁内の全業務の業務フローを見直しして作業手順っていうのも入れていかなきゃいけないんだろうし、データの移行っていうこともしなきゃいけないんだろうっていうふうに思います。そうすると、かなり作業量っていうのは増えてくる。ここはかなりきついなあというふうに思っています。 そこで、ある程度責任を持って対応できる体制、いわゆる課長と係長にお伺いを立てて進めていくんじゃなくて、責任持ってやれよというような体制、例えば係長クラスを張り付けるようなことをして、いわゆる臨時職員じゃなくて正規職員を複数名張り付けないとかなり厳しいのかなあというふうに思っているんです。 また、私は以前から情報システム管理課をつくれというような話をさせていただいて、町長は時期が来たらそういうことがあるかもしれないねっていう話をいただいているところです。
副 町 長	そんなことも含めて、現在、情報システムの管理等も含めて、今回の再構築と併せてこれから進めていくのであろう自治体DXの関係も含めて、どういった体制づくりをしていくのか。私は早急に情報システムの担当については補強していただきたいなあというふうに思っているんですが、今後の体制づくりについても案がございましたらお聞かせいただきます。 議員さんのおっしゃるとおり、いろいろな改革、データの移行を含めてでございますけれども、システムを変えるということは大変な作業でございます、今でも大分業務

量は増大しているなあと認識をしております。

今回は基本的なことだけを変えるということでございまして、この後、自治体DXが入った場合にはかなりの量が出てくるだろうというふうに思っております。そこら辺につきましては体制を強化する予定で今取組をしておるところでございます。

私も十何年前にちょっと担当係長だったときに上伊那の情報センターが自分の独立システムから標準システムに変わった時期でございましたので、そのときにはかなり、もう担当から情報担当含めて、すごい、2年ぐらいかけてやったという覚えがございますので、そういう経験も生かしまして体制強化をする必要があるだろうと考えておりますので、そんな向きで検討してまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

やはり、これからちょっと見えない自治体DXなんていうことが始まってくると、かなりのところに負荷がかかってくるだろうというふうに思います。ぜひとも専門の職員を配置していただいて抜かりなく進めていただけたらというふうに思っています。

2—5に入ります。

それにつけても職員の中だけではかなり厳しいんじゃないかなあと思っているところがありまして、数年前から国の地域情報化アドバイザー派遣制度っていうのがあるというふうに聞いています。たしか町にそんなような人がいたと思うんですが、それがそれに当たっているのかどうかちょっと確認ができていないんですが。

また、ほかに例えば国から県から、そういった専門職員っていうのか、そういう人を派遣してもらえるようなシステムっていうのがないのかどうか、それを検討してきたのかどうか。地域おこし協力隊の制度もございますし、この辺も少し使えないかなあっていうふうに素人考えをしたんですが、こういう専門分野になると地域おこし協力隊ではちょっと難しいのかなあっていうことも考えるんですが、その辺、人材供給っていうんですか、強化という意味において国もしくは県からの職員派遣ということについて提案なり検討なりがされたのかどうかお伺いいたします。

総務課長

地域情報化アドバイザー派遣制度ということでございますが、これは国の制度でございます。平成19年度から実施されていて、ICTの知見ですとかノウハウを有する専門家を地域情報化アドバイザーとして自治体の要請により派遣していただける制度でございます。

実は、当町でも平成28年・29年度の2年間、この制度を利用させていただいてアドバイザーを派遣していただき研修会等の開催を行ってきております。

平成30年度からは、そのアドバイザーが所属する事業者と情報政策支援業務委託契約を結んでおりまして、今年度は通常の監査ですとか研修会等の業務のほかには庁内情報システム再構築業務事業者審査委員会の委員を外部有識者という立場をお願いをしております。

今後のことですけれども、システムの標準化やオンライン化等をはじめとします自治体DXの取組を着実に進めていくためにも外部のデジタル人材を確保していく必要はございますので、県を通じまして支援を活用することも検討をしてまいりたいと思っております。

久保島議員	そうしますと、県にはそのような制度なり準備があるということによろしいのでしょうか。
総務課長	はい。あるというふうに認識しております。
久保島議員	重ねてすみません。それは、例えば費用負担とか、その辺のところについての町の負担割合とか、その辺のところはどうなんですか。
総務課長	また今後検討をしてみありますが、ちょっと今のところ経費の具体的な割合とか、そういうものはちょっとまだ調べていないので、また今後調べていきたいと思います。
久保島議員	やはりこういった専門的な分野になりますとなかなか一般の職員でも精通している人は少ないと思いますので、できる限り専門的な知識、知見を持った、そういった人材を確保できるように県もしくは国にしっかり働きかけて、しかも何しろ財政的に厳しい飯島町でございますので、費用負担がないような割合をぜひとも町長の営業力で勝ち取っていただきたいと思いますので、町長、最後に一言いただければと思いますが、いかがでしょうか。
町 長	DXはデジタル庁をつくるほど国も力を入れているものだと思います。 韓国等は、物すごくシステムが進んでいるというふうにお聞きしております。 日本は遅れているということの中で、やはりどこでも同じシステムで動かすような日本中のデジタル化、共通のソフトなどということが理想的だと思います。 したがって、町が専門家を雇わなければならないというような状況は政府の進め方が悪いんだというふうに思っております。誰でも汎用型のシステムを投入して、誰でも使いやすいということを構築していただくためにデジタル庁をつくったと期待をしておるところでございます。
久保島議員	終わります。 〔久保島議員復席〕
議 長	4 番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
4 番 吉川議員	初めに、今回の8月の全線停滞の長雨により被害に遭われた方に対しお見舞いを申し上げます。 また、今後も稲の刈取り、果実の収穫時期を迎え、台風の被害も心配されます。災害のない実り豊かな農作物の収穫を念じるものでございます。 また、8月20日に長野県全域に新型コロナウイルス特別警報2と医療非常事態宣言が発出され、飯島町でも初めて感染警戒レベル5に引き上げられました。今後も終わりのないコロナ感染ですが、町民の皆様全員で協力し合いながらコロナに打ち勝っていきましょう。 さて、今回の一般質問につきましては、メインとして子どもの食育について、また子どもの通学路の安全についての2点を主に大きく取り上げ、時間があれば6次総合計画について2点申し上げていきたいと考えます。 6月定例の一般質問でも述べさせていただきましたが、学校給食における食農教育に

について、9月の一般質問で再度質問をさせていただきたいと思います。

それでは、質問事項1番の「食農教育における地産地消の意義と課題について」。

最初に総論として私の思いを述べさせていただきます。

地産地消の意義と役割については、①地域の農業及び食産業の活性化、②消費者の新鮮で安全な食料の確保と食生活の見通し、③生産者と消費者の信頼づくり、④地域の農業や伝統文化の見直し、⑤環境の保全と循環型地域社会づくり、⑥食料自給率の向上であります。

確かに自分の子どもや顔見知りの子どもが通う学校に納める農産物は、味、鮮度、栄養価、安全性について、より慎重になるでしょう。

また、地産地消の推進は顔の見える関係が構築されていることを通して住民に地域の意義が芽生え、地元の農業はもとより、それと深い関わりを持つ食文化や催事、民俗芸能、年中行事などの伝統文化を見直す契機となります。

特に学校給食への地場農産物の提供は、次代を担う子どもたちがこれらについて学んだり関心を持ったりするよい機会となります。

これまでの食農教育における地産地消は主に学校給食ばかりに行った点がありますが、農を正しく体験させ、そこから命の大切さや農業の難しさ、あるいは楽しさを体で学ばせる農育の重要性へと目を向けさせることが重要であります。農育は子どもの心にふるさとを育む教育ができます。子どもたちにとっての忘れ難いふるさとなるのであります。

農育と食育を一体にし、さらに地元食材を旬の時期に学校給食に提供することができれば、今、子どもの味覚障害と言われているものをなくす、養う教育につながると思っております。

質問要旨の1—1、学校での食育・食農教育推進体制（農家、JA、行政、学校の連携）についてであります。

別紙でお配りした用紙には、宮田村の学校給食を育てる会の経過と食材提供方法並びに取組図を提示させていただきました。

また、飯島町の栄養士への聞き取り調査で現状の地元食材の内容を記したものであります。

御説明いたします。

4分の1、宮田学校給食を育てる会。

経過については、そこに書いてありますように平成16年に発足をしております。

農業者の参加者は10名であります。

食材提供の方法につきましては、学校給食を育てる会事務局、これは下のほうに書いてありますが「食どころ」ということで、国道153号線沿い、宮田村役場の近くにありますがけれども、吉澤小百合さんという方が事務局をやっております。

生産者の作付予定、収穫時期・量、学校給食での必要品目・量等をあらかじめ把握し、生産者と学校給食との調整を図っております。

食材の提供は、毎月、提供可能品目・数量を事務局から各学校に連絡し、それを基に

発注されたものを各生産者に振り分け、納入しております。

後ほど出てきますが、地元農産物の供給数は16年度36品目から令和2年度で64品目に増えてきております。

取組図につきましては、そこにありますように一番下に生産者、育てる会会員11名、協力農家10名、またJAのAコープがあります直売所会員という形になっております。

先ほどありましたように、作付予定報告、供給可能量報告を学校のほうへ、また学校からは発注をしてくるという形でございます。

関係する機関につきましては宮田村役場産業振興推進室農政係、教育委員会こども室、福祉課保健予防係、JA上伊那宮田支所という形でありまして、宮田小中学校、それから飯島とは違うのは保育園も入っておりまして900食と380食、合計1,280食を賄っているところでございます。

4分の2、裏側ですが、納品する主な地元農産物を列記してございます。

左側から農産物、イチゴから始まりまして米という形になります。果物もございます。

それから一番右は乾燥品と加工品ということでございます。

特に果実につきましては、下にありますようにリンゴの種類がいろいろございますけれども、つがる、シナノドルチェ、シナノスイート、シナノホップ、陽光、秋映ほかでございますが、聞いたところによりますと全ての小学校の児童あるいは中学校の生徒についてはこの品種を全部知っているようでございまして、感心しておるところでございます。

また米につきましては、宮田村は減農薬をやっております、9成分ということでコシヒカリを提供しているという形でございます。

これが宮田の例であります。

次の4分の3につきましては、東京の目黒区にある学校における食育推進イメージ図ということで書いてありますけれども、これもやはり地域があつて、家庭があつて、やっぱり生産者があるということで、あるいは教育委員会、それから学級担任は食育の視点を持った授業だとか給食指導をしているとか、栄養教諭、学校栄養職員については連携のコーディネート、給食管理、献立の作成、それから学校全体の中では食育推進チームということで食育に関わる全体の取りまとめをしております。学校長が責任者になってやっているという状況でございます。

右は国の第4次食育推進計画ということでありまして、学校給食の地場産物の使用割合の目標値の変更点が出てまいりました。

算出方法は、食材数ベースから金額ベースということで、目標値30%以上という形でありました。

2019年度の古い資料であります、地場産物の使用割合の現状値は金額ベースで52.7%、食材数は26%でございました。

ということで、6月の定例会のときに教育次長さんからありました学校給食の地元食材の使用頻度ということで、金額ベースでは全体で3,600万円というお話を聞きました。このうち地元食材は約400万円ということで、率的には約11%であるが、牛肉加工品を

控除して米と野菜だけを見ると 55%という回答がございましたけれども、これから述べます実態とはちょっとかけ離れているんじゃないかということでもあります。

ということで、1枚ぺらで飯島町の学校給食の実態について、8月18日、コロナ下でございましたので電話での聞き取りで栄養教諭、栄養士に聞きました。

学校給食数は、飯島小学校 320 食、七久保小学校 130 食、飯島中学校 280 食の合計 730 食でございます。

保育園については自園ということで、宮田とは違い自園で賄っております。

納品する主な地元農産物、栄養士発注のみでございます。

特に野菜につきましては、キュウリが地元農家数は2軒だけでございまして、南部営農センター、JAを通じて毎回13キロぐらい、年間にしますとキュウリはほぼ100%に近いかと思います。

それからタマネギについても2軒ということで、これもJAを通じてということで7月。トウモロコシは1軒、8月。ネギについては1軒、9月。カボチャについては直接で、農家のほうは1軒、冬。それからブルーベリーについては飯島果樹選果場のほうで6—7月に1軒。

品物がない場合についてはAコープの仕入れということで、困ったときにトマトということとタマネギをお願いしておるということでもあります。

栄養士が発注する地元農産物は非常に少ないと、4月からの就任だそうでございますが、特に農家の地場農産物の情報が少ないということを悲しがっております。

栄養士、あるいは学校の責任ではないというふうには思うわけでありまして、やはり整備の体制が急務であるというふうに思っております。

したがって、問題点と課題の整理として、栄養士の食育に関する思いが強い、しかし地元農産物の情報がない。したがって早急に学校での食育・食農推進体制整備の検討が必要であると、コーディネーターも含めて早急な検討の必要があるかというふうに思っております。

裏面に、これは農産物利用調査ということで、5日間でございますが、やはり県のほうからこういった調査があるようでございます。6月14日～18日、5日間ということでありました。

左側から食品類、合計、うち県内産、県内産のうち飯島産はどれぐらいの数があるか、残りは県外だということでもあります。

穀類については13のうち県内産は5、飯島産4、県外は8だということで、30%ぐらいです。芋類は飯島産はゼロです。豆類もゼロ。野菜類はあるようで31のうち県内産は13、飯島産は4ということで13%ぐらいしかない。果実はこの時期はあまり物がないのでゼロであります。キノコも25%ぐらい。魚介類ほかは県外産という形でありまして、6月に答弁いただいた実態とは非常にかけ離れているという状況でありますので、ぜひとお願いをしたいと思います。

したがって、特に令和2年度の事業として学校給食センターの改築事業につきましては多額の費用を投入するわけありますから、ぜひともこれを機会に中身のシステ

ムの一新が大事と考えます。

自校方式の小学校は食と農の関係理解の取組を行いやすいですが、センター方式では農業体験と学校給食の直接的な連携が難しいわけであります。そのために、給食ではなくても児童が自ら育てた農産物を食べられるような機会を増やすなどの取組を学校だけでなく地域、家庭において進めていくことが重要になっております。

例えば、また宮田の例を申して申し訳ないわけですが、小学校1年生は何か落花生をつくっておるようでありまして、2年生は大根、それから3年生はアスパラガス、サツマイモ、カボチャ、ブルーベリーやリンゴの収穫、5年生は大豆からみそまで造っているということを聞いております。給食の時間には今日のアスパラガスは何年何組の皆さんが収穫をしてくれましたということで放送されるわけでございます。

未来を担う子どもたちが小さいときから農業を体験し、自分で作ったものを食べる経験で、将来、地元で農業をやる担い手に育ってほしいわけであります。食べていくことのできる農業の確立に歩み出したいと考えたいと思います。

宮田村の取組は学校給食という消費者が地域農業を活性化させている取組とも言えます。安全・安心を監視するだけではなく、安心・安全をつくり出す過程に町民が積極的に関わる事例としても参考にしたわけであります。

宮田村を含め、駒ヶ根市、中川村でも何らかの形で整備体制ができております。飯島だけが体制が遅れておるわけであります。

新しい給食センターを契機に、未来の子どものために、食育のために体制整備を要望したいということで、1―1、学校での食育・食農教育推進体制（農家、JA、行政、学校の連携）整備についてはどのように考えておるのか。

また、整備については早急に検討していただけるのか。時間がありません。ここでやっていくことを明言していただきたい。

あわせて1―2、地産地消を子どもたちに理解してもらうには子どもたち自身が農作物を作り食べるといった経験が大事であります。こういった食農教育についてどのように考えるのか。

また、飯島町の実態をお聞かせください。

よろしくお願いします。

〔教育長登壇〕

教 育 長

質問にお答えします。

要旨の1―1と1―2を併せてということですので、ちょっと長くなるかもしれませんが、お答え申し上げます。

まず1―1の学校の体制整備に関する御質問ですけれども、食農教育と地産地消という考え方が子どもたちに重要な課題であるということは教育委員会としても認識しております。学校給食、食農教育は、これからを担う子どもたちの体と心を育てて地域の食、農、人材を知ることのできる大切な教育資産であり、子どもたちの輪をつくっていくものだと考えております。

学校給食は学校給食法にあるように心身の健全な発達、食に関する正しい理解など重

要な役割を果たすものとして、それから食農については食育に食の基本である農業の知識や体験も併せて行うものと認識しております。

食育につきましては、従来の取組に加えて、新しい給食センターでは本来見えない調理の様子をモニターで見学でき、より身近に感じてもらえるよう準備をしております。

農業の体験、食とのつながりにつきましては1―2のほうでまたお答えしたいと思います。

地産地消の仕組みについてのお尋ねがございました。

事例を紹介いただいた宮田の学校給食を育てる会の取組は大変素晴らしいものだと思いますし、議会で過去にも御提案いただき、我々もインタビューしております。

当町では、食材の調達は、現在、栄養士が発注した事業者に入札状況から決定しておりますが、飯島町は町内を中心に給食センターで取り扱うことができる品質の農産物の季節による在庫状況を提供していただける今事例でお示しのあったような事業者といえますか個人等がおらず、望ましい食農に位置する食材集めに苦慮しているというところでございます。

食農を推進いただいている地元の農業団体にも入札に参加していただいておりますが、季節の入荷状況もこちらとしては不明瞭で品質の安定にも課題があるというようなことから事例のような対応を十分していただけないという状況もあつたりしますので、近隣の農業団体にも頼っているのが現状であります。

子どもたちに新鮮な地元の農産物を食べていただきたいと取り組んでおりますが、給食センターは栄養士が中心になって動いておりますけれども、給食を作るということが主たる業務でありまして、問屋さんの役割を果たすことはなかなか難しい状況であります。

保護者からの給食費で食材を購入しているという実情もありまして新たに専用の仕組みをつくり人件費をかけるわけにもいかず、仕入れ事業者に頼るほかはございません。仕入れは入札する必要もありますので、責任を持って取り組める町内あるいは近隣の事業者に期待をするところであります。

推進体制の整備につきましては、今まで提案のある中で様々検討してまいりましたし、関係者にそういう人材の紹介もお願いしているわけですが、宮田村のようなコーディネーターは見つかっておりませんし、御紹介もなかなかいただけないという状況で、整備が難しいというのが現状であります。

議員をはじめ農業について豊富な知識をお持ちの方も多くいらっしゃると思いますので、給食センターの建設という機に、そういった事務局体制を担っていただけると、こういう方も御紹介いただきたいなあというふうに思っているところであります。

続きまして食農教育に関してであります。

御質問のとおり自身の手で農作物を作り食べる体験は地産地消の原点ですので、地産地消の学びを得るには有効だと思っております。

農作物を作り食べるのは、一連のつながった流れがあり、物の貴さを学ぶ上でも大切な経験であります。

小学校の代表的な授業は、サツマイモの苗を植え、草取り、収穫、焼き芋にして食べる、地元の方に協力いただき水稻の一連の流れから食べるまでの体験も行っております。

例えば飯島小学校の一例ですけれども、1年生から5年生まで何らかのいわゆる食農教育に関する活動を行っております。

例えば1年生ではサツマイモの栽培、キュウリ、ミニトマトの栽培、ポップコーンの栽培。

2年生は七久保小学校も一緒ですが大豆作りをしております。先だって、大豆に関しては地元のみその加工業者の方にオンラインで授業に加わっていただいて、子どもたちに一連のみそができるまでのお話をしていただいて、両校の2年生全員がその話を聞きました。

そのほか、2年生ではジャガイモの収穫体験で、これも農業団体の皆さんのお力をお借りしながら取り組んでいるところであります。

3年生ではリンゴ収穫体験、これもリンゴ農家の方に御協力をいただいてやっております。

4年生ではサツマイモの栽培、5年生では稲作ということで、これも水田から世話に至るまで農家の方に御理解、御協力をいただきながら進めています。

また、今はちょっとコロナでなかなかできないんですけれども、生産者の顔が見える給食になるように農家さんにインタビューしたのをメッセージとして子どもたちに画面で流すというような取組もしているところであります。

中学校でも栗やリンゴ等の収穫体験と併せて食品加工を見学し、商品になるまでの流れから地域を知り、自分との関わりを学べる機会にもなっております。

当町でも各家庭で農業に触れる機会は減っておりますので、今後ともこういった活動は地域を知るための大切な機会と捉えて取り組んでいきたいと思っております。

なお、先ほどの食育推進イメージ図のお話がありましたが、学校では毎年年度初めに食の指導に関する全体計画を立てる責務を負っております。そのために各学校には、職員の人数によって食育担当を給食担当とは別につくる学校もありますし、給食担当が併せてこの図でいう食育リーダーの部分を果たす職員を配置している場合もありますが、3校ともそれぞれそれに関する担当者がおり、食の指導に関する全体計画を持ちながら進めています。

実際に地産地消ということになりますと、学校の授業で食農体験をする以外の給食センター等については、やはり栄養士が中心になっております。

なお、栄養士は、給食センターの業務のほかにも各教室を回って子どもたちに折に触れて食農教育、あるいは献立表配布のときに給食室のお便りをつけて各家庭にも配布するような取組をしております。

以上でございます。

〔教育長降壇〕

吉川議員

体制整備は、先ほど申し上げたように、教育委員会だけではなくて、やはり産業振興課、JA、全てが入った体制整備、これを提案したいものでございます。私のほうも

入りながら、またコーディネーターを含めて、やはりそういった推進体制が大事というふうに思っておるわけです。

また、私は総務産業委員会でありますけれども、文教のほうにもまた呼びかけをしながら、やはり栄養士と話をしながら、また教育委員会を通じながら、この問題につきましては未来の子どものために、食生活のために、やはり町民全員で学校給食を育てるといいですか、守る会ということで発足を願うものでございます。

この問題につきましては、明日また同僚の議員から同じ問題が出てくるかと思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

この問題につきましては終わりにさせていただきます。

次に質問事項の2「通学路の安全について」でございます。

命の重みと整備の下にという形でございますが、去る6月28日の千葉県の八街市の道路での事故、トラックが小学生の列に突っ込んだ痛ましい事故、5人が死傷しました。この場をお借りして御冥福をお祈り申し上げます。

この種の事故が起きるたびに国は通学路の総点検を行うよう自治体に指示を出しておりますが、町に対しても点検の指示はありましたか。

ただ、点検によって確認された危険箇所を計画的に解消することにはなかなかないような気がいたします。何のための総点検なのか疑問に思うわけでございます。

質問要旨の2-2、点検要請は国からあったのか。あった場合の点検結果はどうか。

また、地域住民、自治会組織、それから特にPTAから毎年通学路の危険箇所について改善要望が出されておりますが、それに対する全体の道路整備工事の中での優先順位と予算づけの方法はどうしているか。

事故が起きてしまってからでは遅いのであります。

よろしく願います。

教 育 長

6月28日の千葉県八街市の交通事故につきましては、我々も交通安全の対策あるいは交通安全施設整備の重要性を改めて痛感したところでありますし、また飲酒運転であったということでありますので、その面では大変憤りも感じております。

1つは、飲酒運転ということですので、そういった飲酒運転が根絶されるということを願うところであります。

今回の問題は、混雑する幹線道路を迂回する抜け道となっている道路、そこをトラックがスピードを出して走っているために地元地域で危機感を共有していたということでもあります。これは人ごとではなく、当町でもあり得ることだと受け取っております。

対応としましては、この事例を教訓に警察、道路管理者と関係者との合同点検を予定しております。その際、事故と同じケースが想定される場所について重点を置いて安全対策について検討を要望し、町内の通学の安全確保に努めてまいる所存であります。

また、安全点検について要請があったかという御質問ですが、今回の件に限らず、各学校からは3校のPTAや学校の代表者から通学路及び交通安全施設等の陳情を毎年いただいているところであります。町として安全対策に努めているところでございます。

建設水道課長

御質問の国からの要請について、教育機関としましては文科省から長野県教育委員会を通して合同点検の依頼が届いております。

進捗状況としましては、町内小中学校へ通学路の危険箇所報告の依頼を現在行っており、PTA、学校の点検結果を受けているところでございます。

今後は、学校からの報告を基に9月中を目途に警察や道路管理者等、関係者とともに合同点検を実施し、安全対策の必要箇所を長野県教育委員会へ報告、その後、安全対策案について警察、道路管理者と検討を行い、必要によりそれぞれの所管へ対策の実施について要望してまいります。

なお、こういった通学路の安全点検は、最近では地震でブロック塀が倒れて小学生が亡くなったということを受けてブロック塀とか、あるいは不審者に対応するための点検を数年前に行ったところであります。

ブロック塀に関しては、個人の所有物に関してなかなか通学路の安全のためにどうしてくれるというのは現実的には非常に難しい状況がありましたが、公の施設で倒れそうな場所、例えば中学校のフェンスが道路側に倒れるのではないかとということで急遽工事をしていただいたという実績もあります。

今回のことも観点は迂回路として車がスピードを出して通るようなところの安全っていうところに視点を置きながらいろんな観点から、町内のピックアップされた箇所になるかと思えますけれども、関係者で点検をしてまいりたいと思います。

なお、予算等については建設水道課長のほうからお話をいただきたいと思います。

それでは予算関係でありますので私のほうからお答えしてまいります。

町へは、道路整備等、数多くの箇所につきまして要望をいただいております。

ただ、常に念頭に置いていることでございますけれども、通学路も含めまして危険箇所を優先して予算づけをしております。仮に年度当初予定したところよりも危険箇所の危険性が高いということになりますれば、当初の予定を変更して危険箇所を優先して予算をつけているところでございます。

また、限られた予算でございますので、今後も皆様の要望にお応えできるように予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

吉川議員

よろしく申し上げます。

質問要旨の2―3、全国的に登下校の事故も発生しております。これに対する学校及び教育委員会としての登下校の際の指導体制についてお答えください。

教 育 長

子どもの交通事故が起きるたびに非常に心を痛めるというか、非常に悲しい思いをするわけですが、御質問がありましたので、内閣府の統計調査を見ますと、10年間で重症者とか死者の数はおよそ半減、長野県内もほぼ同様の状況になっております。

当町でもここしばらく児童生徒が大きな交通事故に遭うということはなく来ておりますが、これは交通安全に関する関係者はじめ町民の皆様の御協力のおかげ、あるいは通学路を見守っていただいている方々のおかげだというふうに感謝しております。

どのような対策を講じているかということでもありますけれども、それぞれの学校で担任だけに指導を任せるということではなくて、先ほどの食育ではありませんが、各学校

に交通安全係を設置して、警察、交通安全協会の協力の下、交通安全教室を実施、あるいは自転車の乗り方教室等も実施しております。

それから、職員で担当地区を決め、4月当初には1年生のために付き添いながら危険な箇所を指導しながら下校すると、そういった安全指導、危険箇所の確認、これを対象児童に合わせて行っているところであります。

先ほども申しましたが、地区の方が朝、交差点に立っていただいたりするというのは飯島、七久保でもございます。なかなか人員の補充には難しいところがございますけれども、そういった面で熱心に御指導いただいている地域の方にも感謝しているところであります。

吉川議員 この問題の最後、危機管理を所管する総務課、通学路の安全についての一連のこの問題の認識はどうでしょうか。

総務課長 通学路の安全確保につきましては、交通安全を進めるに当たりまして重要な項目の1つであるというふうに認識をしております。

総務課危機管理係では信号機や横断歩道の設置等に係ります警察署や公安協議の窓口を担っており、町の次代を担う子どもたちが安心して学校に通うことができるよう、引き続き道路管理者、学校やPTA関係者、伊南交通安全協会飯島町支会とともに連携をし、情報共有を密にしながら危険箇所の改善や交通安全意識の向上に努めてまいりたいと思っております。

吉川議員 最後の質問に入ります。

質問の3ということで「飯島町第6次総合計画について」ということであります。

令和元年7月より令和4年6月までの任期で、役職柄、私も飯島町基本構想審議会のメンバーとなりまして検討してまいりました。ここで質問、意見を言うのも失礼かと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

質問要旨の3-1、地区懇談会の意見の中に年を取っても買物ができる地域・店が欲しい、食料品店あるいはバイパス沿いの店が欲しい、また飯島駅西側中心のコンパクトシティー化について——コンパクトシティーにつきましては長所短所があるわけでありましてけれども、町長も従来から通りすがりの飯島町として買物はルート153号線バイパス開通に伴い駒ヶ根市に行ってしまう認識は持たれておりますけれども、店あるいはコンパクトシティー計画の考えがありますでしょうか。言えないこともあるかと思っておりますけれども土地交渉も含めて長期構想を述べてください。

町 長 飯島町にはコンパクトシティーという名称を持った事業はありません。

飯島町は全体的にコンパクトな町であるという捉え方なんです。

それで、1つの町の機能として今方向性が出ているのは、まず役場周辺、ここに医療、福祉、教育、文化、行政が集約されてきていると、そういうことでございますので、この周辺でいろいろの用が足せると、こういうふうに考えております。これは意識的にお医者さんを誘致したり駐車場を増やしたりしているわけなんですけれども、そういう目的で方向性を持っております。

また、経済的には、農道と153バイパス、ここに2つの商業拠点ができつつあるとい

うふうに認識しております。1つは花の里、七久保の道の駅、この周辺、また田切の里の道の駅、ここへ道の駅とコンビニができておると、こういうことです。

それと町の駅の周辺につきましては、金融、そしてまた飲食店、夜の飲食店等もございましてにぎわいゾーンです。ここでは、一時JAさんのAコープ撤退の御意志があったんですけれども、それをとどまっていたいただくと、こういう経過でございまして、ここに地域で買物ができる1つの拠点というものをつくっております。

また観光の拠点としましては、与田切川を挟んで、千人塚、あるいは北側に町民の森、傘山、こういう施設があつて今後の観光の拠点になっていくだろうと、こういう構想でございます。

これが経済、文教、医療という形の中での町の機能のすみ分けが大胆にできていると。あまり1か所に集中するというのも、これまた不便なもんですから、ある程度散らばっているのがいいのかなあというふうに思っております。

6次総の中には都市計画マスタープランというものがございまして、それに基づいて、今度は工業地域とか住宅地域とか、そういったのを分けた中で新しい道路を造る等を工夫しながら計画を進めてまいりたいと思っております。

吉川議員

買物は全部バイパスに乗ってほかの市町村へ行っちゃうと、残念であります、特に人口増の問題も出てまいりますので、それらも含めて長期構想はまたいろいろと検討をお願いしたいと思います。

最後の質問、質問3-2、先ほど町長から道の駅のお話もございましたけれども、農業公園の整備という形の中で摘み取り体験あるいは家庭菜園が楽しめる農業公園の整備が必要かと考えております。

提案として、現在設置されております七久保にあります道の駅花の里、そして田切にある道の駅田切の里であります。そこへの農業収穫体験の作物の導入によりまして、コロナ下でございますけれども地域外からの誘客を推進することが大事かというふうに考えております。

観光と道の駅の相乗効果、既に本年見ていただいておりますが、道の駅田切の里の周辺では担い手法人田切農産がトウモロコシの収穫体験を通して、コロナ下ではございましたが好評と聞いております。

ぜひともお客さんに見せる農業といいますか、そういったことも大事なかなあというふうに考えております。

余談ですが、七久保の道の駅花の里のオープン当時、かつて私も携わっておりましたので、あそこに県の補助を受けてブルーベリーを植えたわけでありましてけれども、管理が悪く、うまく管理ができておれば今頃はかなり摘み取りができておるのかなあと、お客さんに楽しんでいただけたのかなあというふうに感じておるわけであります。

そんなことで、農業公園の道の駅周辺の農業振興あるいは農業体験、これについてお聞かせください。

町長

農業公園などの取組につきましては、農地を新しい視点と意識で活用することによりまして良好な農業環境を維持できることや取り組む農家の経済的恩恵を得ることも望め

産業振興課長	ることから、農業振興を図る上で有効な手段の1つと考えております。 また、今後、アグリイノベーション2030を進めるに当たっても、見せる農業や誘客も視野に入れながら、リニア新時代に合わせ飯島町の農業の取組がより多くの注目を集めるよう検討してまいりたいと思っております。 現状など具体的なところにつきましては担当の課長より詳しく御説明申し上げます。 ただいま2つの道の駅周辺での摘み取り体験や農業公園の整備の御提案をいただきました。 現在、各道の駅では、それぞれに趣向を凝らしながら農業と連携した取組を試みしております。道の駅独自、また周辺の方の取組の協力も含めてでございますけれど、シクラメンなど花卉ハウスでの直売、またタマネギ収穫体験、みごぼうき作り講座、サツマイモ掘り体験、またヒマワリ畑周遊と摘み取りなどが行われ、農村の魅力を発信しております。 これらは農業公園とまでは至っておりませんが、こういったチャレンジを支援しながら来訪者へのもてなしの意識の醸成を図り、より大きく育てていくことを期待しております。
吉川議員	営農センターの係として一緒になってまたいろいろと考えていきたいというふうに思っております。 まだまだ6次総につきましてはいろいろ中身の精査が必要かなというふうに思っております。おいおい今後も一般質問の中でお聞かせ願いたいと考えております。 以上をもちまして終わります。 〔吉川議員復席〕
議 長	ここで休憩を取ります。再開時刻を11時とします。休憩。
休 憩	午前10時42分
再 開	午前11時00分
議 長	会議を再開し一般質問を続けます。
3 番	3 番 片桐剛議員。
片桐議員	〔片桐議員質問席へ移動〕
3 番 片桐議員	それでは通告内容に従って一般質問を行います。 今回は「6次総における「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」について」お伺いをいたします。 昨今、世界規模の異常気象、特に最近頻発をしています豪雨という観点からです。 当町でも5月8月には記録的な雨量を観測しております。その折には、水路からの越水、また道路の崩落など、被害が確認されております。幸い大きな被害もなく、これもひとえに各課の皆さんの昼夜を問わずの対応のたまものかと感謝を申し上げるところであります。

町 長

また、今後、台風シーズンにもなる今だからこそ安全で安心なまちづくりについて、いま一度、再度認識、確認をする必要があると考えております。

その中で、第6次総合計画内に挙げられている分野別基本施策の第1項目は「住民と行政の創合力による 安全で安心なまちづくり」とされております。

また、「創合力」とは、住民と行政それぞれの創造力を合わせるという願いを込めた造語。」という定義がされております。

改めて、行政、住民でこのことについて共有をすることで安心・安全な飯島町が構築できるというふうに考えております。

そこで、造語である創合力というものについてはどういったものなのか、いま一度お聞きをしたいと思います。

〔下平町長登壇〕

お答えいたします。

第6次総合計画では、町の将来像を「新しい発想で考える アルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」としております。これを実現するために要素を8つの分野に分けて位置づけた分野別基本施策がございます。その分野別にそれぞれ実現すべき姿を掲げ、具体的な取組を進めるよう構成されているのが6次総合計画でございます。

今回、片桐議員からの質問では、分野別基本施策の1つであります、1番目に掲げております「住民と行政の創合力による 安全で安心なまちづくり」に関する質問でございます。

ただいま議員からも御説明がございましたけれども、創合力とは、創造、イマジネーション、創り出すほう、創り出す創造力、これを住民と行政が力を合わせてと、こういう字面でございます。それを表現しているものでございます。

町の将来像を実現するためには、どの分野においても町民の皆さんと行政、議会がその方向性や方策を共有し、一丸となって取り組むことが大切だと考えております。活力のあるいい町というものの基本は、やはり自助、共助、公助、それぞれが創意工夫して力を合せるということに尽きるかなというふうに思っています。

しかし、自助、共助、公助という言葉は、もう使い古された言葉なんですけれども、実際問題どのようにどういう責任を持ってやるのよということの理解は、本来の部分の理解にはまだ及んでいないのではないかなというふうに思っておるところでございます。そういった連携、つながりのよさが発揮されるのは、災害時に特段現れてくるものだなというふうに考えております。

今般の災害につきましては、今まで以上の豪雨により災害がこんなところでも起きたのかと、こういう状況でございます。でありますから、それから町民の命を救うという究極の判断は、やはり町民の皆様個人、家族にまず基本的なものがある、自助というのはまず自分の命は自分で助けるんだと、こういう基本的な考え方が必要だというふうに思っています。危機に対して家族がどのようにその難を逃れるかということがまずしっかりしていることが大事だと思います。今回だけに限らず、日本中で起きている災害で命を失っている場合、これは、やはり個人がどのように自分の命を救うかということ

しっかり徹底しておられるということが命を救うか救われないかの境目だろうというふうに思っております。

その次に、やはり隣近所の助け合い、これは、やっぱり行政の政策を進める上でも、こういう自治会あるいは区、こういった組織がみんなで協力して事業を進める、助け合うということが大事だろう、これが共助だと思っています。

それで、最終的に公助なんですけれども、その行き及ばないところをしっかりと行政がカバーする。

それぞれが自助、共助、公助の中で、自分は何をしたらいいんだと、どんなことができるのかということで、本当に想像力を膨らました中で連携を深めていくということが理想の形ではないかなというふうに考えておるところでございます。

御質問の詳細、具体的な取組につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

〔下平町長降壇〕

総務課長

創合力についての御質問でございます。

定義につきましては、ただいま議員さんのおっしゃられたように新たに生み出すという意味の創造力を住民と行政それぞれで持ち寄り合わせるという願いを込めた造語となっております。行政だけでは対応し切れない課題に住民の皆様とともに取り組んでいきたいという思いから掲げているものでございます。

片桐議員

今、町長のほうからイマジネーション、また担当課長のほうから新たに生み出すというようなお話がありました。

先ほど申しましたように災害はいつ来るか分からないという中で、一刻も早く基盤を確立する必要があるのではないかという中で、何に対してのイマジネーション、新たに生み出すのかという部分、住民は何に対して、また行政は何に対しての創造力を合せる必要があるのかという部分、この辺をいま一度お聞きしたいと思います。

総務課長

新たなものと言いましてもなかなか難しい部分がございます。

創造力ということで定義をさせていただきましたが、こうした考え方に基きまして、防災面につきましては住民の皆様には自助、共助を進めていただくとともに、行政も公助の部分に引き続き取り組んでいくというところがまず基本かなあというふうに思っております。

今のところ具体的な取組につきまして、例えば新型コロナウイルス感染拡大防止対策としましては、各自治会の集会所へ配備した資材は住民の皆様からの意見を参考とさせていただきます。

また、高遠原自治会や高尾自治会で作成した地区防災マップ、こちらは到底行政主導のみでできることではなく、地域の皆様との協働により進めてまいったところでございます。

こうしたところを基にいたしまして、住民の皆様からの御意見をお聞きしながら対応していくということがまず第一かなあというふうに思っております。そのことによって持続可能なまちづくりを行政と住民の皆様と一緒につくっていくことが重要というふうに考えております。

町 長	先ほど創造力の部分でイマジネーションっていう横文字を使わせていただきましたけれども、何かぴったり来ていないもんですから自分で創り出すほうだって言ったんですけれども、英語にすればクリエイションということになろうかと思います。日本人でございますので横文字はあまり使わないようにしていきたいと思いますが、ちょい間違えました。
片桐議員	現在はコロナ下という中で優先事項という部分があるかと思いますが、やはり豪雨という観点も取組を行っていかねばいけないというふうに感じておるわけなんですけれども、具体的な取組について、創造力の創出の部分について時期のお考えがあればお聞かせください。
総務課長	今のところ具体的にいつというところまでは至っておりませんが、本当に雨は最近多うございますので、遅れがないような対応をしていきたいというふうに思っております。
町 長	今回の岡谷の災害、悲しいんですけれども、御冥福をお祈り申し上げますけれども、これをやっぱり無駄にしちゃいけないという思いがございます。その中で一番感じるのは、やはりより安全なところに自分の身を置くと、やっぱりこういうことの意識が大事なかなということでございます。 したがって、今後、避難所というところももっと気軽に近場で行ける避難所が必要ではないかなと、こういうふうに思っているわけです。4地区ある公民館へ集まってくるとなると、そこで自治会の役員さんがお迎えされるんですけれども、もしかしたら、そういうところへ行くと、この服でいいかしらとか、忙しい中でそんなことは考えないと思いますけど、ちょっとお化粧をしてとか、そういうような敷居の高い避難所ではなくて、本当に自分たちの暮らしの中の近場にあるところ、どちらかという自治会の集会所、こういったところへ着の身着のままで気楽に逃げられる場所を常に関開けるんだと、やっぱりこういう観念の見直しが必要だろうということを危機管理係のほうで今考えております。各自治会にそういう話をしていこうねと、こういうことになっております。 もう一つは、一番強いのは「お父さん、学校でこういうときには早く逃げろって言っていました。」と子どもさんから言われることが大事です。大人は全国どこへ行っても、危険が迫っているけれども今まで大丈夫だったから大丈夫だよ、このままでいようという判断をするんですけれども、やっぱりハザードマップというものが配られていますから、その意味というものを覚える中で、やり過ぎはないんで、そういう教育がやっぱり必要だろうということで、教育長さんもしっかりとその部分をお考えになりまして、各クラスで防災マップを基にした授業を進めていこうということを今計画中です。新しい防災マップができますので、それからスタートしますけれども、校長先生等とはそういった今後の計画についてお打合せをしておると、こういう段階でございます。 したがって、いつから始めるんだということは、今からもうその準備をしているということで御認識をいただきたいと思います。
片桐議員	現在取り組んでいるというところで安心をしております。なるべく早く実施をお願いするところであります。

それでは次の項目へ移りたいと思います。

1—2の部分になりますけれども、通告書では一括の記載をさせていただきましたが、本来一問一答というような形でありますので区切った質問をさせていただきたいと思っています。

今ほどの部分と関連するわけですが、近年の気象変動、特に豪雨について当町における現状分析と現在の影響、今後の影響について把握をされている部分についてお聞かせください。

総務課長

現状分析と影響ということでございます。

近年、先ほどからもありますが全国各地で毎年のように自然災害が頻発して、その都度甚大な被害が発生をしております。

さきの8月の大雨でも多くの貴い命や財産が奪われ、インフラ施設にも大きなダメージを与えたところでございます。

飯島町におきましても、昨年の7月の長雨、今年の5月の豪雨や8月の大雨に見舞われ、農地や林道での崩落や倒木、一部床下浸水などの被害が発生してきております。

こうした災害が毎年のように発生している背景には地球温暖化等に伴う異常気象や山林等の荒廃といった問題が影響しているほか、一方で人為的な造成なども災害発生の起因となるケースもあり、様々な原因が複雑に絡み合っているというふう認識しております。

ひとたび大きな災害が発生しますと私たちの生活への影響は避けられないことから、これまで以上に平時からのハード、ソフト、両面での対応を講じていく必要があるというふう考えております。

片桐議員

今お話をいただいたように様々な観点からフォローが必要になってくるかと思うので、ぜひ1つの課ではなくて各課連携をして取り組んでいただければというふうをお願いいたします。

続きまして、土砂災害の観点からのハザードエリアの対策と各地に沿った柔軟な対応についてという部分に入ります。

急峻な地形の中にある当町、隣接する市町村の間には川が流れ、東には天竜川、三方が川に囲まれております。また西にはアルプスという地形の中であります。

現在のハザードマップ内では、主に西側山沿いでは土砂災害警戒地区、また本郷・豊岡・田切・日曾利地区には土砂災害特別警戒地区が多く見られております。このように町内各所において災害に対しての対策に違いが出てくるのではないかと考えております。

例えば地震防災訓練を取っても、各地区に沿った各地区で行うべき訓練も変わってきてしかりではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

総務課長

議員のおっしゃられるように、飯島町は河岸段丘に沿って居住地域が形成されているので、住宅に近い箇所でも裏山ですとか沢等が点在し、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が数多く存在しております。

土砂災害におけるハザードエリアは町の総合ハザードマップにて危険箇所をお示ししております。このマップは全戸配布をして町のホームページでも御覧いただくことがで

きますので、ソフト対策としましては、ふだんから御自宅の周辺やお住まいの地域、通勤・通学ルート of 危険箇所について御確認をいただき、自宅周りの機能強化など、それぞれで対応を進めていただきますようお願いをしているところです。

総合ハザードマップは、この秋、最新版を発行する予定でございますので、御活用いただくとともに、町としても活用について周知をしてみたいと思っております。

各地区に沿った柔軟な対策につきましては、雨の降り方や警戒情報を踏まえ、それぞれの地区に細やかに注意、警戒を呼びかけるということは、現実的には困難でございます。

そのために、まずは住民の皆さんお一人お一人が平時から防災意識を高め、何かあったときにはここに逃げる、ここで待ち合わせるとかいう家族での話し合いでございますとか非常用備蓄品の準備等を進めていただくこと、また身近な地域での横のつながりや助け合いをより強固なものとして有事の際の自助や共助の足元を固めていただくことが地域の防災力を高める上で最も重要であるというふうに考えております。

町といたしましても身近な地域の要であります各自主防災会長を中心に呼びかけや連絡体制の構築、指定緊急避難場所である集会施設を一定の基準に沿って速やかに開放していただくこと、並行して小中学校を通じまして防災教育を行うことなど、順次お願いしてみたいと考えております。

なかなか行政だけでは難しい部分があるかと思っておりますので、ぜひ自主防災組織等ともしっかり連携をする中で情報を共有する、また新たな訓練の創出をするといったところにも力を入れていただきたいというふうに思います。

また、先ほどの三方を川に囲まれているという中では、もしかしたら近隣の市町村との連携という部分も出てこようかというふうに考えます。そんなところも視野に入れた柔軟な対応を飯島町で先行して行っていければいいのかなあというふうに思いますので、お願いをしたいと思っております。

続いて、各地の事例を参考に防災計画の見直しが必要であるのではないかとこの部分に移ります。

最近よく耳にすることとしまして、特に自然災害は防ぐことはできない、であればどう抑えるかという観点の減災が大切だということを聞きます。

先ほどから出ていますように、自助、公助、共助の部分、まず自分自身の身は自分で守ると、こういうことの徹底、基礎防災、減災学習が大切ではないかというふうに考えます。

1つ事例を紹介させていただきたいと思っております。

東京都のあきる野市増戸地区というところがありまして、あきる野市のほぼ中央に位置し緑と水に囲まれた自然環境に恵まれた町ということで、人口が9,500人、3,600世帯、7地区14自治会で構成をされている町であります。

この中に増戸地区防災・安心地域委員会というものがありまして、非常に柔軟な防災訓練ですとか地域との連携を行っております。「人と人とがふれあい、つながるまちにするために」ということで地域と小中学校が一体となった防災の取組というものが注目さ

れております。

活動の基本方針として「そなえが守る みんなの命」をスローガンに活動をしていると。第一に自分の命は自分で守る意識の徹底を図っている、防災の基本となる災害に備えた平常時の活動を重視している、地域と学校が連携し防災の取組を行っている、できることから一つ一つ実行する活動に取り組んでいるというのが基本方針であります。

活動事例の中に地域と学校の連携というものが大きくうたわれておりまして、地域、学校合同の防災訓練、避難所宿泊体験、小中学生と地域が連携した自治会ごとの防災マップ作り、避難所開設時の条件整備、地域と一体となった防災学習などがあります。

最後にまとめということで、防災活動を通じて人と人、大人と子どもの絆を大切にしていますと、人と人が触れ合い、つながるまちづくりを推進しているということであり

ます。

先ほど町長の話にもありました。現在、教育委員会のほうでも検討されているということでもありますけれども、やはり大人、子どもということは、防災、災害のときには全く関係なく、同じ情報を共有していないと意味がないというふうに考えます。ですので、ふだんからの情報共有が大切ではないかというふうに思います。

先ほど少し話がありましたけれども、今後の取組について地域との連携、学校との連携等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

総務課長 繰り返しにはなりますけれども、集会所を使った避難所の開設について自主防災会長さんの協力を求めていくっていう仕組みづくりをまずやっていきたいなあというふうに思っておりますし、子どもさんたちの常の意識の持ち方というのは学校のほうと協力しながら授業に取り組んでいただいたりとかっていうところを今進めているところでございます。

片桐議員 先ほどの事例にも出てきましたけれども、やはり災害というものについて一緒に取り組む、研究をするという場面が非常に大切ではないかと思います。なかなか学校のカリキュラム等に繰り入れるというところは難しい部分もあるかと思いますが、例えば防災訓練の中で取り入れていく、それぞれ担いを持っていただくというところは検討できるのではないかというふうに思います。

また、これも繰り返しになりますけれども、やはり自助の徹底、基本防災の部分の徹底をするというところが町を守る第一歩かというふうに思います。何かをする前に、まず自分の命は自分で守るという部分、ぜひこれも学校教育の中で取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

〔片桐議員復席〕

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。

休憩 午前 1 時 29 分

再開 午後 1 時 30 分

議 長	会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 11 番 宮脇寛行議員。 〔宮脇議員質問席へ移動〕
11 番 宮脇議員	それでは前段に、私、前回の議会報に第6次総合計画の見える化を進めるということで載せてありますので、主には6次総についての確認をしていきたいと思っております。したがって通告に従って一般質問を進めてまいりますので、お願いいたします。 質問事項1として水力発電事業の進捗状況を確認いたします。 特に第6次総合計画の環境循環ライフ構想で最も大きな経済基盤の強化は水力発電事業と考えております。 すみません。ちょっとマスクを外します。(マスク外す) 以前の説明では、県企業局と町との2案を考えているという説明を記憶しておりますが、私のほうには状況が全く見えておりません。現時点の進捗状況がどの程度かということを確認いたします。 よろしくお願いします。 〔下平町長登壇〕
町 長	お答えいたします。 環境循環ライフ構想の具体化につきましては、この6月から庁内プロジェクトチームを立ち上げておりまして、そこで検討を進めているところでございます。 ただいま御質問の水力発電事業につきましては、これは県の企業局の現在の水力発電所が今皆様方の御存じのところにありましてございます。この発電所の取水はオンボロ沢と本沢の合流点の下で取水をしているわけございまして、都合が悪いことに、そこで取水をしていますとちょっと雨が多いと水が濁ってしまうと、こういうことなんです。 与田切川は水量もあって勾配もありますから、水にはパワーがあって水力発電には非常に適したところなんですけれども、唯一の難点は常に泥水を水力発電で取り入れなきゃならない。その泥水で水力発電のタービンを回しますと、御存じのようにタービンの減り方が早いということなんです。そうすると経費がかさんでくる。したがって、泥水の取水をするときには発電を止める、タービンを止めると、こういう作業に至ってくるわけです。 県の企業局としてはこういう状況を何とか打開したいということの中で、ただいま申し上げました合流地点の本沢川——町から中央アルプスに向かって左側、南側に本沢があるんですけれども、その水はそう簡単に濁らないと。合流地点の下で濁っているときに本沢へ行って取水をペットボトルでくみますと、まだ透明感のある水があるということを県の企業局が研究しまして、今度の取水は本沢のほうから取水をしたいということになったわけでございます。 それで、その計画でいきますと、そこできれいな水を取水して今ある発電所へ持ってくると、こういう計画になるんですけれども、力がありますから、その途中でもう一つ

新しい第2番目の県の企業局の経営する発電所を造って、そこでもタービンを回して電気料を、電気を稼ぎたいと、こういうのが県の企業局の考え方なんです。

私どもの考えている発電所というのは、新しいきれいな水で回った発電所の水——これはパイプラインでずっと今ある発電所まで持ってくるわけなんです。そうすると、きれいな水、砂利のない泥水でない水が最初にあった発電所、第1発電所といいますかへ来る、その途中で水を分けていただいて、私どもの計画している発電機のタービンを回そうと、こういう計画が基本的な計画なんです。

同時にメリットとなるのは、今私たちが飲んでいる水も先ほど申し上げた合流地点の下で取水をしていますから、たびたび濁ってしょうがない。担当は濁りが生じるたんびに浄水場に泊りがけで濁り止めの作業をしなければならないと、こういう不都合が生じておるわけでございまして、これも一緒に解決したいということで、私どもの発電をするタービンを回すと同時に、その仕事を終えたお水を浄水場のほうへ引っ張っていきたいと、こういうことが大きな目的の事業でございます。

それで、今までのざっくりとした研究の中で、飯島町が単独で発電したときにどれだけの収益があるかということをざっくり計算した過程がまずございますのでお知らせ申し上げますと、発電した電気を固定価格買い取り制度——今の制度でFITと申し上げるんですけども、これをFIT価格で全量売却したときに9年～10年で建設費を回収できるという計算ができております。これは頼もしい計算なんですけれども、今後精査しなければならないと思っていますけれども、一応そういう明るい計算が成り立っているわけです。

それで、根本的な問題があるんです。県の発電所の取水を今あるところと違って本沢のほうから取水をするということ自体、国交省での水利権の許可を取らなければならないと、こういう法律がございますもんですから、この水利権の許可を取る仕事を、今、県の企業局が行っているところとございます。それによって県の企業局の発電所の事業が本格的にスタートするかと思いますけれども、飯島町は、そのタイムスケジュール上を考えますと、それが進んだ後に飯島町のことを考えると、こういう順番になります。

お分かりになりましたでしょうか。

よろしくどうぞお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

宮協議員

よく分かりました。聞いていると、どうも前にもどつかで聞いたような気がするなあつという思いがあるんですけども、とにかくちょっと疎いもんですから、その辺がすぐに抜けてしまうんで、ありがとうございます。

もう一つ、今のお答えになったのと関係するわけですけども、町長もおっしゃられておりましたけれども、上水道設備、これが開設後40年ということを知っています。相当老朽化が進んでいるということを確認してきたわけですけども、水力発電事業と併せて改修を進めるということがやはり管理費、経費の削減にもつながるし、同時に進めるということがいいのかなあと思っているわけですけども、この辺の改修時期っていうのを町はどんなふうに考えているのかお尋ねいたします。

地域創造課長	私のほうからは、町長の申し上げました水力発電のほうの立場として、浄水場にそういったものが利用できるかということをお答えさせていただきたいと思います。
	樽ヶ沢浄水場ですが、昭和 50 年の 4 月から給水が開始されまして、先人の皆様のたゆまぬ努力により築き上げられてきたというふうに思っております。
	水力発電事業につきましては、電力の地産地消、また分散型エネルギーの確保という観点がございます。
	したがいまして、議員御提案のとおり浄水場の動力源にすることも可能と思われますので、水力発電施設の設計の段階で研究してまいりたいと思っております。
建設水道課長	それでは浄水場の関係を私のほうからお答えいたします。
	先ほど地域創造課長が申しましたけれども、昭和 50 年に建設を行いまして、あと数年で耐用年数である 50 年を迎えることとなります。老朽化が激しい状態でありますけれども、今後新しい浄水場について考えていかなきゃいけない時期となっております。
	ただ、そこで決めていかなきゃとか、考えていかなきゃいけないことがございまして、まず 1 つ考えられることは、今の浄水場、老朽化している浄水場ですけど、そこに造るのか、あるいはそうでない場合に場所をどこにするのか、また先ほど町長が申しましたけど、水がきれいであればよろしいんですけども、ちょっとまた水がきれいになっていない場合については浄水場の浄水施設の関係の方法も考えていかなきゃいけませんので、いろいろ考えなきゃいけないことがございます。
	地域創造課長が申しましたけれども、電力に関しましては浄水場の維持管理等を考えたら使える可能性もございます。ただ、今申し上げたようにいろいろな課題がございまして、現段階ですと一緒にできるかどうかというのは、ちょっとお答えはしかねる部分がございます。
	ですので、今後でありますけれども、いろいろな条件がございますので、よりよい浄水場になるような形で研究したいということで考えております。
宮協議員	そうですね。今おっしゃられたとおりしっかり研究をして、経費面でも、それからいいものができるような形で進めていただければと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。
	それでは質問事項の 2 番目でございます。
	飯島流ワーケーション事業の進捗状況について確認をしたいと思っております。
	まず 1 番目に飯島流ワーケーション推進協議会設立、これを予定しているというようにお聞きしております。どのような内容の協議会を考えておられるのか、その辺を御説明いただきたいと思います。
町 長	飯島流ワーケーションにつきましては、都市との交流人口の増加を図ることによって地域の経済の活性化を 1 つの目標としております。
	農業とか観光とか、あるいは来た方々にいろいろ案内、説明したり教えたりする、こういうお仕事もできるわけがございますので、人生 100 年時代と言われ、高齢者もそういう農作物を作る案内人として活躍できる場所もあるんじゃないかなあと、こういうふうに予想をしておるところでございます。

	したがって、これから立ち上げる協議会につきましては、農業分野だけでなく、観光、商工業、町民の皆様が活動されているいろんな団体、様々な方々にお声をかけて、幅広いそういう組織をつくって、いろいろの御意見をいただきながら協議会を進めていきたいと思います。そういういろいろの多目的で多用途なワーケーションになることによって来られる方の満足度が増すかと、このように考えております。
宮協議員	分かりました。 そういう形で幾つもの協議会を立ち上げながらこれから進めていくということで、まだ実際に具体的な動きとして協議会については活動を開始していないということでしょうか。
町 長	ちょっと申し添えますと、幾つもの協議会ということよりも、1つの協議会の中にいろいろのお立場の方々に来ていただいて、ワーケーションの中でのプログラム、どこを案内するとか、どんな仕事をさせていただくとか、そういったプログラム等をつくることも考えていただきたいと、そういうことでございます。それにつきましては、まだ構想の段階でありまして、形はできておりません。
宮協議員	現状は分かりました。 それで、協議会の中で以前の説明のときに課題になっていた指導者の確保、農業体験をするためには指導者が必要で、どうも遠目で見ていると株式会社田切農産しか指導者としては見当たらないのかなあっていう、そんなのが少し考えられますので、ぜひその辺の指導者の確保、それから取組の中で、今、高齢の方の農業ということをおっしゃられましたけれども、取組の中では後継者の確保っていうことも掲げていると思ったわけで、後継者の確保につながるような取組っていうのも1つしっかり組入れていただきたいなあと。 あわせて、株式会社田切農産が多分営農組合との関わりという形で載っているような気がいたしますけれども、田切農産と、それから営農組合、これを中心とした取組となるのであれば、営農組合の関わり方っていうのをきちっと決めないと、どうも営農組合って何か順番が来たのではないかねっていうような形で営農組合長になるっていう方が多いような気がしますので、その辺もちょっと注意をしてやっていただければと、そんなふうに思いますので、その辺も考慮していただきたいと思います。
地域創造課長	今、担い手法人、また営農組合の話が出ました。 ワーケーションにつきましては、トレーラーハウスを田切地籍に設置ということで、地元の農業団体の御協力というのは、これは欠かせないものがございます。 ですが、今我々が試案の中で考えているのは、仮に本郷で農業を専業でやっている方に協議会に入っていて、実際に今年お客さん呼んで農業体験をやっているグループという組織も本郷にございます。そういったところも一緒に入っていて全町的な取組でやっていきたいと思っております。 議員御指摘のとおり、営農組合の皆様にも説明をしっかりとる中で、またほかの営農組合、ほかの担い手法人にもできれば関わっていただきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

宮協議員	分かりました。 町を挙げて取り組んでもらうということが大きな成果につながると思いますので、ぜひそんなふうに進めていただければいいのかなあと考えています。 それでは次の質問、飯島流ワーケーションの中に2～3日間の宿泊で個人及び企業の農業体験メニューっていうのが挙がっておりましたが、今年度、実績はありましたでしょうか。お聞きします。
地域創造課長	体験メニューにつきましては現在検討中でございます、協議会が設立後に決定していくという流れになっております。 ただ、本年度は本格的な取組に先立ちましてプレ事業というのを行っております。田切の農業法人に御協力をいただきまして農業実践塾と銘打ち実施いたしております。 コロナ下でもありますので近隣の住民の皆さんを対象として、お米のコース、また野菜コースを行っております、どちらも種まきから収穫までの間のいろいろな作業を体験していただく計画となっております。 過日実施しました昭和スタイルの田植体験には25名の参加があったというふうに聞いております。 また、参加された子どもさんからは「田んぼを歩くのが大変だったけど、おいしいお米になるといいなあ。」とか、大人の方からは「農業を通じて地域の課題も見えてくる。会社勤めでは分からない部分に触れることもできますね。」というように話されたと聞いております。 数回にわたるコースの体験のほか、単発的な収穫体験も行っております。 体験の様子は動画撮影を行いまして、次年度の本事業のプロモーション動画にも生かしていくよう取り組んでいるところでございます。
宮協議員	それでは、様子が見えました。 確かに、実は私も水田、苗代があるのを確認しました。ああ、昔ながらの苗代をやっておるんだなあ、何するのかなと思っていたら、どうもプレ事業に使ったということで確認できましたけれども、このようなことを進めながら、いろいろな情報を集めながらいい取組になっていけばいいのかなあと、そんなふうに思いますので、そんなことを感想として述べさせていただいて、次の質問に移ります。 先ほど町長もおっしゃられました。観光との融合っていうことをおっしゃられたわけですが、ちょっと難しいのかなあと思うわけですが、どちらかっていうとワーケーションっていうイメージでの観光っていう感じなのかなあと思いますけれども、それについてはどんなものを考えているのかお聞きします。
地域創造課長	現時点での考え方というかでございますが、観光との関係でいえば、例えば農業体験をしていただいた後に町内飲食店で地元食材を使った食事をしていただいたり、また町民ガイドをつけた里山ハイキングを楽しんでいただいて町内に泊まっていただいて、お帰りの際には道の駅に立ち寄っていただきお土産を買っていただきたいと、こんないろいろな分野との関わりが持てるようにしなければならぬと考えております。 具合的なものについては先ほど申し上げましたとおり協議会の中でアイデアを出し合

町 長

い決定していくこととなりますけれども、こういった多くの町の経済活動に資する、そういう仕組みづくりを念頭に置いて検討してまいりたいと思っております。

観光という概念が変わってきているというふうに思っています。

昔、我々が団体で行った観光、消防とか商工会とか青年部とかで行った観光というのは、みんなでどんと観光バスで乗りつけて、一杯飲んで、有名な名所旧跡を回って帰ってくる、これが1つの観光のイメージでありました。

しかし、今は、そういう動きをする観光っていうのはなかなか商品的に売れていないということよりも、私は——観光、あれは「光」を「観る」と書きますよね。「光」を「観察」する、地域の「光」を「観る」ことが本来の観光ではないかというふうに思っています。飯島町にそう有名な観光地はないじゃないか。確かに今までのような観光地はございませんけれども、その地域の光というのはあちらこちらにある。特にこれから大事なものは、そこに住む人の光、知恵、生活の知恵、これが地域の観光になり得るというふうに考えておるわけでございます。こういう本来の観光を目指していきたいなあと。

どこか名所旧跡、お寺を回りたいんだったら、周りに幾らでもあるというふうに思っております。

宮協議員

イメージはよく分かります。

いずれにしても、ライフ構想、ワーケーションっていうのは、やっぱり観光、それから地域との触れ合い、そんな中で自分がリフレッシュしていくっていう、そういうことも含めた観光ということだということで理解をいたしました。

それでは次の質問に移ります。

先ほどありましたけれども、トレーラーハウスでございますけれども、以前の説明ではこの秋あたりに取得ということをお聞きしましたけれども、少し遅れるっていうような情報もあったような気がします。実際いつ頃の取得になるのかをお聞きしたいと思います。

地域創造課長

トレーラーハウスの購入でございます。

購入契約につきましては前年度中に完了しております、そのときの契約の中で納期限が10月の末というふうになっておりますので、それまでに現地へ設置する予定でございます。

先般、請負業者に進捗状況を聞いたところ遅れはないということでございますので、納品されるものと現状では思っております。

宮協議員

分かりました。ほぼ予定どおりの設置ということです。

8月の20日頃でしたか、春日平の様子を見に行ったわけです。現時点の様子として更地、草は刈ってあったが更地のまま、それから構造物で見ると搬入路っていうのがあるような形になったような図面を見たような記憶がありますけれども、どうもちょっと設置するのに手をつけるのが遅れているんじゃないのかなっていうような気がしてならないわけですが、その辺についての遅れっていうのはないかと思っています。

また、ちょっと前回確認したときに雑排水の処理については今後検討すると、地元の水利組合のほうとの話っていうのがあって今後検討するということをおっしゃって

地域創造課長

られたと思うんですけども、その辺の確認ができたかについて確認します。

設置予定の用地についてでございますが、農振除外及び農地転用が7月に完了いたしました。現在、造成の詳細設計と、埋蔵文化財の調査が必要な地域になっておりますので、その調査を進めるという段階でありまして、事業の遅れというものはないという状況でございます。

トレーラーハウス設置につきましては、先ほどお答えいたしました。10月末までに設置を行い、並行して上水道、また合併浄化槽の工事を進めてまいります。埋蔵文化財の調査によっては若干遅れが出るかもしれませんが、計画どおり進められるよう取り組んでまいりたいと思います。

それから浄化槽の排水の件でございます。

こちらは合併浄化槽から管を出しまして、その管を延長して東側の常時流水がある水路に放流していくというふうに計画しておりますので、よろしくお願いします。

宮協議員

今の文化財っていうのは、非常に何か出てくるとちょっと心配だっていう感じはいたします。ごり押しをしないように、きちっと調査をしてもらって進めていくということと、雑排水の処理ですけれども、確かに猿ヶ城用水から高尾用水のほう、そちらのほうにつながっている用水に落とすっていう計画だと思うわけですが、そのつなぎ込みをするっていうことは、やっぱり用水組合のほうには伝えておいていただきたいということを希望いたします。

続きまして6番目でありますけれども、どうしても農作業といいますと春先から秋口の作業ということになるわけですが、冬場の体験としていろいろ考えておられると思いますけれども、どんなものを考えておられるのか、これも今後設置される組織の中で検討していくのか、今持っているものがあるのかどうか、その辺を確認します。

地域創造課長

冬期間の取組として想定されるものとしましては、そば打ち体験、またわら細工の体験、また陣屋でのいろいろ端体験、それから季節に左右されない食体験、こんなものがあるのかなあというふうに思っております。

また、協議会ではその年に実施した体験プログラムや受入れ態勢の総括を行いまして次年度の取組に生かすための準備期間とする必要もあろうかなあと思います。

冬期間でございますが、先ほど町長の申し上げましたとおり、いろいろな知恵を持った方々、そういった人たちの取組を冬期間にはできるのかなあというふうに思っておりますので、メニューの中に入れるよう検討してまいりたいと思っています。

宮協議員

そうですね。冬場っていういろいろなあると思いますので、ぜひその辺をまた、できれば私は果樹農家ですので、選定作業なんかは冬場の仕事ですから、私、立候補しますので、(笑声) ぜひ来ていただければと思います。

それでは次に進みます。質問事項3番目です。

この頃、各所で大きな災害が発生しております。

午前中にも議員のほうからいろいろ災害についてのお話があったわけですが、災害防止対策強化について確認をさせていただきます。

7月の初旬の集中豪雨によりまして熱海市における土石流災害、これは非常に多くの

貴い人命と生活のインフラを失う大災害となりました。

また、お盆期間を中心に日本列島を大雨、豪雨が襲いまして、西日本を中心に多くの災害が発生いたしました。

特に身近では8月15日未明に発生した岡谷市川岸の土石流では3名の貴い命が失われ、対岸の火事でなく、真剣に災害防止対策強化が必要と考えております。

過日、北河原自治会と田切区会より要望がありました。

中田切川左岸の猿ヶ城用水取入口の上流100メートルほどに高さ20メートル、幅30メートル、長さ100メートルほどの盛土があり、現在も頻繁に運搬車両が搬入しております。

数年前の豪雨により上流部の崩落が進み、第3・第4砂防堰堤は満床になったままであり、河川には流木が滞留している状態となっております。

一度こうした集中豪雨が発生すれば盛土が崩壊し、土石流となり下流の田切地域に流れ込む危険性があります。

田切区関係者からの要望書提出後、速やかな町側の対応により清水県議、正副町長ほか関係者により実態を確認いただき、大変感謝をしておりますが、希望事項の何件かを確認したいと思います。

初めに、お手元に写真があると思いますが、写真の説明をさせていただきます。

中田切川左岸、猿ヶ城用水取入口上流盛土ということで、①は搬入のための入り口でございます。重機が正面にあって、右側にはダンプ、それからスピードスプレーヤーですかね、水をまくためのもの等が設置してあります。

それから2番目は手前のほうから奥に積み上げられた盛土の様子をちょっと撮りました。

それから3番目は盛土の長さ、100メートル強の盛土が手前から奥に段々に積み上げられているということでもあります。

この写真は中田切川左岸、駒ヶ根市側から撮ったものでございまして、過日、関係者に見ていただいたのは右岸、飯島側から現状を見ていただいたわけですが、少しはつきり大きさを示したいと思って写真を撮りました。

いずれにしても駒ヶ根市側のために難しいということは思いますけれども、要望事項を挙げておりますので確認をさせていただきます。

一昨年満床となった第3砂防堰堤の土砂搬出のために林道改修工事を行っているということを聞きましたが、特に当該河川上流部の崩落は大雨が降れば再発する危険性があります。砂防堰堤が満床のままだと、直接土石流となって盛土を押し流す危険性があると考えております。早期実施を希望するわけですが、土砂の搬出はいつ頃になるのかお聞きします。

それではお答えしてまいります。

今お聞きしておりました2点ということですのでよろしいでしょうか。1つが砂防堰堤の関係、もう一つが盛土の関係ということでよろしいでしょうか。

それでは、まず初めに堰堤の関係を申し上げます。

猿ヶ城用水から2キロほど上流に第3砂防堰堤がございますけれども、そちらを管理しております天竜川上流河川事務所のほうに確認いたしました。

砂防堰堤につきましては、満床状態においてもその機能については、土砂の流出抑制、また調整機能につきましてはあるということでお聞きしております。

また本年度につきましては堰堤を管理する道路の補修を行っておるということでございます。

また、その後でありますけれども、土砂の状況を天竜川上流河川事務所で確認いたしまして、今後も砂防堰堤の効果が持続できるような形で定期的な管理、監視を行っているとということでお聞きしております。

また盛土の関係でありますけれども、先ほど宮協議員もおっしゃいましたけれども、要望を田切区、また北河原自治会等からいただいております、現地のほうは県の皆様にも立会いをしていただいております。

まだ調査中でございますので、今後、情報等がございましたら、また提供できる範囲で提供したいと思っております。

宮協議員 すみません。ちょっと聞き落としたかもしれません。

砂防堰堤の土砂の搬出がいつ頃になるかっていうのはお答えいただいたと思うんですが、いつっておっしゃられましたでしょうか。

建設水道課長 いつということよりも、今現在の施設ですけれども、まだ捕捉、土砂を下流へ流す堰堤自体の機能がまだありますので、いつというか、それを見ながら行っていくということでありますので、いつということは現在のところ承知してございません。

宮協議員 満床になっても堰堤としての機能は確保できているっていうのが県の見方ということで、搬出路は造るけど、当面、搬出をいつするかなんていうことは考えていねえっていうのが県の回答ということでよろしいでしょうか。

建設水道課長 堰堤の機能でございますけれども、通常のダムと違いまして、土砂が流れ込んでも、その上流のほうで土砂を、何ていうんですか、広げる形になりまして、直接その土砂が堰堤の頭を乗り越えて一気に流れ出すっていうことはないようでございます。その機能がだんだんなくなってくる状況を見ながら堆積土砂の除去をしていくという形になってくるかと思えます。

宮協議員 その辺のところは、ちょっと私の知識が回らなくて、満床でも機能を満たしているということはちょっと理解できないんですけども、熟知しておる人がそういうふうに言うのであれば間違いないだろうなと思うわけですけども、併せて第4砂防堰堤も満床ということをお聞きしておりますので、その辺のところは、どうか早期に実現をする方向で進めていってほしいなあと思っております。

特に上流部の崩落っていうのは、やっぱりまだ再発するっていうのは考えられるわけで、どの程度の土砂がそこに来るのかっていうことが確認できていて県がそういうことをおっしゃっているというのであれば、ああ、そうなのかなあと思うしかしようがないのかなあと思っておりますけれども、その辺をちょっと希望しておきたいなあと思っております。

	それから、次に聞く予定だった盛土の調査につきましては先ほどちょっとお答えいただきましたので、特に安全性、それから搬入品目等も含めて安全性の調査を進めていただくように希望します。 続きまして次の質問ですけれども、危険箇所という位置づけで定期的に監視するとか、または豪雨時のパトロールっていうようなことは実施してもらえるのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。
建設水道課長	ただいま御要望をいただきましたので、また県のほうとも連絡を取りながら必要に応じて行ってまいりたいと思っております。
宮脇議員	そうですね。地元とすると、この河川の脇に盛土があるっていうことを知ってちょっと心配しているっていう声が聞かれますので、早急な安全対策工事っていうことも含めて今後検討していついていただきたいなあと、そんなことを要望しておきます。 それから、先頃、国のほうは盛土の撤去費用を助成するということを発表したと思います。 こんなことを言うとなんか問題が大きいかなあと思うんですけれども、できればこれを撤去してくれという方向性を持って接していつてもらいたいと思っているわけですが、その辺は無理かなあと思いますが、お考えをお聞きます。
建設水道課長	現在調査中でございますので、ちょっとお答えできんですが、ちょっとこの場ではお答えをできない状況でございます。
町 長	田切区の皆様方には大変御心配なことだろうなあというふうに思っております。 県にもお話を申し上げまして、県も御存じのところだということでございます。 それで、日本中で盛土が大きな問題になっていらっしゃるんですけど、これもその中で県のしっかりとした対応をしていただくように、これからも引き続きお願いしてまいりたいと思っております。
宮脇議員	前段で話をしたとおり本当に早々に町は動いていただいて、県のほうも現場を見ていただいております。ぜひ、これについて真剣に取り組んでいただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わりにします。
議 長	〔宮脇議員復席〕 6 番 星野晃伸議員。 〔星野議員質問席へ移動〕
6 番 星野議員	それでは、町民の皆さんに感謝し、町民の皆さんの利益のために真実を追求するよう質問してまいります。 今回は高校再編についてお聞きしますが、これにつきましては県教育委員会の問題であるということは確認しておりますが、今回、飯島町の中学校を卒業される皆さんの将来に関することなので少しお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。 県教委では令和2年3月に上伊那学区内への進学率が63.4%と低いとし、上伊那地域の高校の魅力が少ないと判断し、新たな形態の高校を設置しようと考え、伊那北高校と弥生ヶ丘高校の統合、そして駒ヶ根工業高校と上伊那農業高校の統合を打ち出しました。

資料の 1 ページを御覧になると分かりますが、この時点の中学校の卒業生 1,704 名に対し募集人員が 1,160 人と少なく、このことから見ても、中学校の先生たちは中学の進路指導の際、中学浪人をつくりたくないと考え、やっぱり他地区への進路指導を行います。そういった内容が含まれて 63.4%と低くなっているということが考えられます。

流出している生徒の人数は 145 人です。諏訪地区、下伊那地区と比べて中学卒業生の数はほとんど変わりありません。単に上伊那地区の学校が少ないということが分かります。

第 1 期高校再編計画で伊那北高校に理数科を設置し、箕輪高校を多部制単位制にしました。しかし県は大きな編成等はしていないということにしました。

下伊那では 2 校を 1 校に統一しましたが募集科も学級数も減少はありません。

そして諏訪地区においては中高一貫校を設置しただけです。

なぜ上伊那だけがと、飯島の中学生の進路を狭めるのかが問題です。

さらに県教委は、南信地区における専門学校の指定を工業科で岡谷工業高校、飯田 O I D E 長姫高校の 2 校とし、農業科では上伊那農業高校、下伊那農業高校の 2 校と決めましたが、現在、上伊那は全県の製造品粗付加価値額の 15.2%を占め、下伊那地域の約 2 倍強、諏訪地域の 1.5 倍で県内 3 番目の製造業地区になっております。住民 1 人当たり県平均の 1.7 倍で、製造業に従事している人が多いということです。この数字から見ても上伊那地区には農業科の倍の工業科が必要と考えられます。

そこで教育長にお伺いしますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

〔教育長登壇〕

それでは質問にお答えいたします。

上伊那地区の高校再編についてどう思うかという、こういった質問であります。

議員も今発言されましたように県立学校は県教委の専権事項の学校ですので、市町村教委、つまり我々が持っている情報というのは公開されたものしかありませんので、私が申し上げるとすれば、それらのほかには私の期待といったものになろうかというふうに思います。

今質問の中で上伊那の郡内への進学者数が少ないのではないかということ、これはかねてから問題になっておりましたので、これは私も分かっております。大体毎年流出で流出超過が 100 人になるということでもあります。

過去にもそういったことが話題になりまして、上伊那地区の高校の定員が少ないから例えば諏訪地区に流れてしまうのではないかといったようなことを言われたことがありまして、生徒数が減ったときに上伊那の高校の定員数をそれに応じた減らし方をしなかったときもありました。平成 21 年 3 月がそうだったと思いますが、でも結局上伊那の高校の募集定員がそのとき増えたにもかかわらず流出数は同じ、結局郡内の高校の定員割れがあちこちで起きるという、そういったことがございました。

それで、私はその頃現役でしたので、何でもこういうことが起きるのかというようなことをいろいろ自分なりに考えたんですけども、岡谷・諏訪地区北部への辰野、箕輪からの流出は、保護者の勤務先や、あるいは商圈、どんなところで買物をするかというこ

とを考えても、辰野、箕輪の方は伊那市に来て買物をするよりは岡谷へ行って買物をするし、保護者の勤務先も岡谷、諏訪のほうが非常に多いということで、そもそも社会的、文化的、経済的につながりが強いので、どうしてもこちらの定員を増やしてもなかなか上伊那のほうに向いていただけない事情もあるのではないかと——これは推測ですけども、そういったことがございました。

ですので、上伊那の募集定員は、そういった経緯もあって、大体卒業生数の75%前後ということで、諏訪あるいは下伊那からすると率としては少なめになっているかなあと思います。

また、飯島、中川は、その中でも特に下伊那の高校に進学する例が多くあります。

郡境高校で飯島に高校を新設する運動があったときに、松川高校が県立になるということで松川高校が上伊那南部高校の役割も果たすようなところもありましたので、飯島からは松川高校に進学する生徒も多くおります。

それから、例えば建築土木でいえば飯田OIDE長姫高校にしかありませんので、こちらのほうに行く生徒もおりますので、飯島、中川は下伊那への流出数がどうしても多くなる傾向にあるということです。

じゃあ逆に来ないのかということになると、これはなかなか難しいです。やはり魅力なりをつくって迎え入れなきゃいけないかなあというふうに思います。

例えば一例を申し上げますと、箕輪進修高校は単位制多部制という独特な形態で、朝から学ぶ生徒、昼から学ぶ生徒、夕方から学ぶ生徒が進学できる、そういう3年でも卒業できるし4年でも卒業できる、特に1部はそういう学校ですので、下伊那のほうはそういう学校が欲しいと、でも下伊那にはないという、そういったいろいろなそれぞれの地区の思いというのがあります。

ですので、私としての期待というか願いということなんですけれども、子どもの数が減っていくということは、これはもう仕方ないことなんですけれども、そういった中でも飯島の中学生が進路選択をするときに今まで同様多様性が保たれる、つまりできるだけ行きたい学科に郡内で行ける、あるいは行きたい全日制とか定時制とかいう課程、行きたい課程を選べるという、こういった状況が維持できるということが望ましいというふうに、これは期待というところですが、そういうふうに思っております。

〔教育長降壇〕

星野議員

私が今回勉強させていただいたのは駒ヶ根工業高校と飯田OIDE長姫の関係の先生方とお話をさせてもらった中でのお話なんです。

ざっくりばらんに言いますと、やはり駒ヶ根工業高校がなくなることによって流出がますます増えるということで、人口がやっぱり減るということに危険性を感じます。それは、単純に言うと駒ヶ根工業高校に入れないから、じゃあ飯田OIDE長姫に行くということで、3年たったときに就職先を先生たちが指導するわけですが、その際に、先生のお話の中では、成績のよい子から中京圏のほうに就職させるんだという話も聞きましたので、やはりそういう流出を防ぐためにも駒ヶ根工業高校というのがこの地域に必要なのではないかなと私は思います。

教 育 長

それと、今、駒ヶ根の企業の皆さんも一生懸命努力して駒ヶ根工業高校の電気工事士の資格について勉強会なりを開いていただき、資料の一番最後のページにあります、現在は全国でも 50 番目というような優秀な合格率を秘めた高校になっております。

今、教育長さんは魅力が足りないって言われましたが、これからだんだんに育てていけばできる高校でもあると思うので、今ある人口を減らさないためにも駒ヶ根工業高校というものをこの伊南の地に存続させることが必要かと思います。

そして、この統合の話を町民の皆さんに話をしたところ、知らない方がかなりおりました。例えば赤穂と駒工が一緒になるんじゃないのかっていうような話を聞いたときに、ああ、まだそういうのが徹底して知らされていないんだなということも思いましたし、その点も踏まえて、これから現役の、要するに中学生の P T A の皆さんやなんかにもお知らせし、駒ヶ根工業高校と上伊那農業高校との統合になるというようなことを知らせることは大切かと思いますが、その点、町長、いかがでしょうか。

この再編整備がどういうふうに進んでいくかっていうことを私が予測することは大変難しいですけれども、駒ヶ根工業高校がなくなるっていうイメージなのか、駒ヶ根工業高校の機能は持っているけれども今の場所からなくなるのかっていうことがあると思うんです。

質問がありましたので私が県の 2 次案を勉強させていただいた中に、仮称の上伊那総合技術高校は、農業、工業、商業の専門学科といいますけど、この専門学科があって、それらが連携しながら融合した、何ていうんですかね、関連したことを進めていくということです。

私が思ったのは、例えば農業であれば、商業科があれば 6 次産業化のことをお互いに研究し合えるのかなあと、あるいは駒ヶ根工業高校、いつか研究発表を聞きに行ったことがあるんですけど、温室、ビニールハウスの温度調節なんかをリモートでやるっていうような研究発表を聞いて、ああ、それじゃあ工業と農業ってつながれるのかなっていう、そういうイメージはあったんです。それが総合技術高校だというふうな私は認識をしておりますので、工業科というものが上伊那からなくなるというイメージではないわけです。その機能は必ずあるんだろうと思います。

じゃあ、それがどこにどういうふうにできるのかということについては、私にはまだ見当はつきませんけれども、上伊那から工業の専門学科がなくなる、だから下伊那に行かなきゃいけないとか、そういうことではないだろうというふうに思っております。

以上です。

星野議員

大変勉強になりましたが、やはり地元の子どもが地元でやっぱり教育を受けていくっていうことは、私は素直に大事なことだと思いますので、やっぱり何とか募集定員などを増やせるような形のものを飯島町としても父兄の皆さんを含めて県のほうに要望することも大切かと思って、今回は質問を閉じます。

ありがとうございました。

〔星野議員復席〕

議 長

ここで休憩を取ります。再開時刻は 14 時 50 分とします。休憩。

休憩再開

午後 2 時 3 3 分
午後 2 時 5 0 分

議長

会議を再開し、一般質問を続けます。
10 番 伊藤秀明議員。
〔伊藤議員質問席へ移動〕

10 番
伊藤議員

本日最後の質問をさせていただきます。
7 項目、14 の質問がありますが、時間内に収まるか収まらないかはやってみないと分かんないので、これは、もし残れば次回か、また改めてか、考えます。
まず 1 番、いいじま未来飛行、旧広報いいじまの第 1 号が、合併の年、昭和 31 年 6 月に発行されて、今年の 10 月に記念すべき 600 号を迎えます。特集の企画等は考えているかを伺います。
広報いいじまの 300 号記念には 1 号からの縮刷版、小さい本になって発行しました。これは結構買っている人もおったと思いますが、今は紙ベースじゃなくて、デジタルとか、ああいうものでもやろうと思えば 300 号から今までのものができるかと思いますが、600 号についての町の考えをお聞きいたします。

町長

〔下平町長登壇〕
お答えいたします。
広報いいじまは、議員のおっしゃるとおり 10 月 20 日発行のいいじま未来飛行 10 月号は昭和 31 年発行の第 1 号から通算して第 600 号を迎えるところでございます。
担当者を中心に以前から特集の内容につきまして検討してきており、庁内の広報編集委員や行政モニター会議の中でも御意見、御提案をいただきながら、10 月の 600 号の中に特集ページを作成しているというところを聞いております。
内容につきましては、過去の広報や町の出来事の振り返りと現在の広報ができるまでの流れなどを考えておるところでございます。充実した特集を企画しておりますので、お楽しみにお待ちいただければと思います。
特集号に限らず、今後も多くの皆さんに読んでいただけますように努力をしてまいります。

伊藤議員

〔下平町長降壇〕
ぜひ期待しておりますので、楽しみにしております。
2 番に入る前に、これからますます増える高齢化社会、日本は 25 年前から高齢者社会へと突入しています。明確な定義はありませんが、65 歳以上の高齢者が 14%以上になると高齢社会と言われていました。2010 年には 21%を超えたことで超高齢社会に入りました。
飯島町では、令和 2 年の高齢者人口が 3,375 人で 36%が高齢者に、令和 6 年には 3,600 人で 39%になる見込みです。
上伊那で見てまいりますと、高齢者が 35%以上の高齢者人口の市町村は辰野町、飯島

町 長

町、中川村であります。その逆に高齢者人口の少ない25%以下の市町村は南箕輪村、宮田村になっております。これは平均年齢が若いということですね。

2-1の質問に入ります。

現在、社協に登録のあるボランティアグループは33団体385人が登録されています。個人登録が72人で、多くの団体、人数がおりますが、支援してあげる人は多いんですが、反対に支援してほしい人の人数が見えてきません。

現在、支援者は何人いて、どんなことを支援しているか伺いたいと思います。

2-1の通告の質問というふうに理解をいたします。

お助隊の助けてほしい人とその中身をということでございます。

お助隊につきましては、高齢化の進む中、みんなが地域の主体として気軽に助けてほしいという声を上げることができて、それに対して助け合い支え合う新しいお互いさまの暮らしを目指したのが飯島お助隊でございまして、そのネットワークの仕組みづくりに取り組んでおるところでございます。

議員おっしゃるとおり飯島町が36%ということで、高齢化しておるところでございます。しかし、福祉の必要な、そういう方もおられますけれども、元気なお年寄りもいらっしゃる。しかし、元気ではあるんだけど、この部分は助けてほしいということ、あるいは助けてはもらっているんだけどこの部分なら私は人を助けられるよと、こういう高齢者になっても助けたり助けられたりと、こういうお互いさまでうまくできるプラットフォームづくりというのが必要かなというふうに思っております。

お話にもありましたけれども、社協のほうへボランティアを登録していただいたり、個人、団体で多くの方々がボランティアに登録されていらっしゃいます。福祉を充実するためにこういう方々のお力添えというのは非常に欠かせないものでございます。その福祉のボランティア、その前のもう少し軽い部分で、ごみ捨て等の、そういった軽微な助け合いの交換、そういったものも今後充実していく必要があるんじゃないかなというふうに捉えておるところでございます。

現在行っておる取組等につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

健康福祉課長

議員御質問のお助隊についてという観点なんですけれども、この支援をしてほしい人が見えてこないといった部分がございますが、私たちが考えていますのは、この支援を必要とする人ってどんな人だろうというところなんですけれども、やはり高齢になることに伴って起きるフレイルですとか認知機能の低下などの心身の状況がある方で、それに伴って運転免許を返納しなくてはならなくなってしまうりだとか、また独り暮らしや高齢者のみの世帯、また日中に高齢者のみになる世帯や老老介護、高齢者と障害者の世帯など、世帯の状況により毎日の暮らしの困り事が家庭の中で対応、解決できない、またはとても大変になっている方々だと認識をしております。

今、見えてこないと言っていたことなんですけれども、飯島町は割と最後まで頑張る体質の人が多いのかなあというふうに思っております。いよいよ本当に困られて相談に来られた方は、こちらのほうはそれぞれ必要なサービスにつなげたりというようなことをしておりますけれども、そこまでには行かないけれどもふだんの生活に

やっぱりちょっと一人では苦しいなと思ったりっていった人たち、お助隊の中身ってのが、日常生活の困り事ですとか、例えばごみ出し、掃除、草取り、食事作り、病院の受診や買物などがちょっと一人ではできないことや、また一日中誰とも話をするのがなかったり、話し相手が欲しいと思う方、またはちょっと物忘れが増えてきてしまっ
て見守りが必要な方、このような方々のこのような問題を解決するために、今ある地域
の中での助け合い支え合いを大切にしながら、みんなが地域づくりの主体として時には
支え、時には支えられる新しいお互いさまの暮らしの仕組みづくりをいいじまお助隊と
して今取り組んでいるところでございます。

伊藤議員

言わんとしていることは分かります。

軽微なことを助けてもらいたい人、今言われたように草取りとか買物とか、電球を換えてもらいたいとか、そういうものを助けてもらいたいという人は表面には出てこない
んですけれども、多くの方は多分言えなくて困っているとか言いにくいとか、こんなこ
とを頼んでいいのかなあ、そういう感じで手を挙げていない人が非常に多いと思うん
です。それを健康福祉課、社協、民生委員などの関係者で、特に独り暮らし、という
方を対象に聞き取り調査なりアンケートを取るとか、そうしないと何を助けてあげたい
のか、何を助けてほしいのか分かんないまんまで済んじゃうんで、もう少し具体的に誰々
さんのお宅の草取りは誰々さんが行ってやるとか、買物支援も定着してはおると思いま
すが、それ以外の困ったこと、これをもう少し細かく具体的にやるのが大事だと思いま
すんで、ぜひアンケートなり調査することを要望いたします。

2-2に移ります。

高齢者独り暮らしの安否確認はどのようにしているかを伺いますが、その前に見守り
ロボットのことを先にお話しします。

私の友人家族が原村に住んでいて、もともと宮田村の方なんですがおじいさん1人が
宮田村の実家で生活しています。友人におじいさんは独りで住んでおるけど心配じゃな
いのか、どうしているのかって聞いたら、おじいさんの部屋に見守りロボットが置いて
あり、おじいさんの様子が分かるので安心していてと言っていました。私も見守りロボッ
トというものを初めて聞いて、ああ、こんな便利なものがあるんなら利用しない手はな
いなあと思っております。

これは2-3ともちょっと質問が重複しちゃうんですが、高齢者独り暮らしの安否確
認はどうしているかということと見守りロボットの設置を当町ではどう考えるかをお聞
きいたします。

健康福祉課長

まず独り暮らしの安否確認はどのように行っているのかについて町の状況のほうをお
伝えいたします。

独り暮らし高齢者の安否確認につきましては、町では要援護者、高齢者等の台帳を整
備しておりまして、把握を行っているところでございます。

町の中では、近所の方などの声かけや見守り、また地域の中での互助、いちいの会や
いきいきサロンなど自治体単位で行われる定期的な集まりの開催、社会福祉協議会で
行っている安心コール、民生委員の定期的な見守り、買物支援の地域おこし協力隊の行っ

ている御用聞き、また郵便局など民間事業者と町との協定による見守りなどなど、様々な資源がございます。そういった中で、心配な方がいらっしゃった場合に町の地域包括支援センターなどにつないでいただいている状況がございます。

冒頭で議員もお話しされておりましたけれども、飯島町は独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が既に3割となっている状況でございます。また今後も増えていくことが見込まれております。

この住み慣れた環境の中で自分らしく暮らし続けていくためには身近な地域での人と人とのつながり、地域での支え合い、頼り合い、そちらがとても重要なものと考えております。

町の中の様々な資源を大切にしながら、安心して暮らし続けられるようお助隊となるお互いさまの活動は進めてまいりたいと思っております。

また見守りロボットのほうの補助についての町の考えでございますけれども、今のところ見守りロボットの設置補助についての考えはございません。

見守りの手段として現在は様々な見守り家電ですとか見守り機器のいいものが出てきております。それらも含めて民間業者の行っている事業等についてケアマネジャーさんより利用される方々へ情報提供を行いながら、それぞれに合ったものを利用されているといったような状況も聞いております。

ですが、高齢化が進んでいく中で独り暮らし高齢者のみの世帯はどんどん増えてきている状況がございます。他の自治体の取組事例も参考にしながら、高齢になっても高齢者が安心して地域で暮らし続けるための支援ができるように研究をしてまいりたいと思います。

伊藤議員

私は、見守りロボット、これは非常に、画像で映るんで、余計に安否が分かるんで、互いに、飯島におる人、東京に住んでいる息子さんたち、もうリアルタイムで分かるので、これは非常にこれから普及するのではないかなと思っているので、もう先を予測してこういうものを町で検討して補助するとか、そういう必要があると思うので、ぜひ検討してください。

3番の質問に入ります。

「公用車安全対策について」伺います。

3-2を質問します。

今年の7月29日、福岡県で保育園の送迎バスに9時間取り残された保育園児の熱中症による死亡事故がありました。

送迎バスの安全教育、それとアルコールチェック等の実情をお伺いします。

福岡県、これは人数のチェックを確認しなかったという本当に初歩的な初歩的な、これは人災ですよ、それで保育園児が1人亡くなっちゃったという、人数を確認すればいいことだったんですが、その基本の基本を怠って1人亡くなっちゃうという痛ましい事故がありました。

ぜひ、飯島はどういう教育をしてどういうことをやっているかをお伺いいたします。

総務課長

ただいま福岡県での事故の話がございましたけれども、当町でどういうふうにしてい

るかということでございますが、当町は保育園児の送迎に現在バスは利用しておりません。

ですが園の行事等でバスによる移動を行う際には、保育士が必ず同乗をしております。

また、運行後には運転手に落し物の確認と掃除を徹底させておりますので、車両へ取り残すということはございません。

またスクールバスの終了後につきましても同様に運転手が確認をしている状況でございます。

安全運転につきましては、バスの運転前には、宿直や職員が立会いの下、毎回アルコールチェックを実施しております。

また児童が着席するまで車を動かさない等の教育も行っており、現在まで運行中の事故等の報告はございません。

今後も安全運転に心がけて運行してまいります。

伊藤議員

質問が前後して申し訳ありません。

3-1の質問に行きます。

現在、全国でドライブレコーダーの普及率は40%になり、車の必需品になりつつあります。

ドライブレコーダーのメリットとしては、事故のときの動かぬ証拠となります。ほかにもあおり運転対策、車上荒らし対策、安全運転意識の向上に効果があります。

そこで、町の公用車、送迎車——小学生のバスですね、それ等へのドライブレコーダーの取付け普及率を伺います。

総務課長

ドライブレコーダーの普及率ということですが、町の所有のバスは3台ございますが、そのうち2台に設置をしております。

それからバス以外の公用車につきましては、51台あるうち2台の設置となっております。公用車全体では7.4%の設置率となっております。

バス以外の公用車につきましては、出張等で長距離移動をする車両を中心に設置をしているところでございます。

今後車両を更新する際には設置の検討もしてまいりたいと思っております。

伊藤議員

51台中2台しかドライブレコーダーが入っていないというのは今聞いて、びっくりというか、少ないなあと思います。これは一度に全部とは言いませんが、少しずつでも、年間計画を立てて10台ずつとか、そんなに大金ではないと思います。これは安全管理上必要なものなので、ぜひ検討して導入するように要望いたします。

4番、ヤングケアラーとは、家族にケアを必要としている人がいる場合、大人が担うことを18歳未満の子どもが世話をしている人のことをいいます。

今年初めて公表されたヤングケアラーは、全国の中学生の17人に1人、高校生の24人に1人が世話をしております。世話をしている平均時間は中学生が4時間、高校生が3.8時間となっています。祖父母の介護や食事の準備、洗濯など、多岐にわたります。その弊害として遅刻、宿題忘れ、部活への不参加、体力・健康面への影響が懸念され、介護の負担が子どもの進路や人生を左右することもあります。

教 育 長

4－1の質問に入ります。

飯島町ではヤングケアラーが何人いるか掌握しているでしょうか。

ヤングケアラーに関する御質問をいただきました。

近年大変注目されているヤングケアラーについてでございますが、現在、当町では明確にヤングケアラーと把握している児童生徒——これは中学校までの生徒ですけれども、この生徒はおりません。

ヤングケアラーは法令上の定義はございませんが、今、議員がおっしゃったとおり、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもとされています。

年齢にそぐわない過重負担によって心身が疲弊し、学業や進路に影響が出るケースもあるようでございます。

当町でも少なからず家事や家族の世話、介護等のサポートを行っている児童生徒がいることは承知しております。

今後も学校等と連携を密にし、またアンテナを高くし、そのような子どもや家庭の早期把握に努めてまいります。

伊藤議員

これは今年発表した統計なので、調べてくださいと言っても無理だとは思いますが。調べたとしてもありませんっていう答えになると思います。

2011年に一般社団法人日本ケアラー連盟が創設され、そこでの調査によると学校の教員が生徒の介護負担に気づいた理由で圧倒的に多かったのが本人からの聴取でした。

この問題は、家庭内の介護状況はプライバシーに深く関わる問題のため、他人に話すことをためらう人も多いと思います。

また、幼い頃から家事、家族の介護、世話をしている子どもにとっては当たり前の生活で、自分がヤングケアラーという存在だと気がつかない等々、他人に話をするのをためらう人も多いと思います。

しかし、事実を知ることによって気軽に教員、友達など周りの人がヤングケアラーをサポートすることができるので、ぜひとも調査をお願いいたします。

4－2、もしヤングケアラーが飯島にいたとしたら、それに対する支援・相談体制をぜひつくることをお願いしたいんですが、それについてはどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きいたします。

教 育 長

議員がおっしゃるように、ヤングケアラーがいないということよりも、ヤングケアラー的なことがあるということを相談できるということのほうが重要であるというふうに思っております。

相談・支援体制ですけれども、教育委員会の中に家庭相談、あるいは教育相談、心の相談、そのほかにも社会福祉協議会など、相談できる窓口は整ってございます。

さらに子どもたちのみならず家庭や近隣からのSOSを受けて児童相談所を含めた関係機関へつなぐ体制を整え、いつでも対応できる状態でございます。

学校につきましても、例えば遅刻が多くなったとか欠席がちだとか、表情が優れないというようなことが気になるお子さんがいる場合、町へ相談をする体制ができています。

しかしながら、今おっしゃっていただいたように子ども自身がヤングケアラーであるという意識がない場合も多く、SOSが出ないという、こういう可能性もございます。本人がSOSを出せるよう、また周りにいる人も気づけるよう、啓発も行っております。本日も保健師が学校へ出向いて、SOSを出していいんだよという、そういった教育も順次行っております。

できるだけ子どもたちのSOSに対してアンテナを高くして、受けた瞬間に学校と連携しながら適切な対応ができるように今後も努めていきたいと思っております。

伊藤議員 ヤングケアラーは若者に対して大変大事な課題であるので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

5に入る前に、町では定住促進室を中心にホームページ等いろいろな企画で、今までに多くの人が飯島町を気に入って住んでいることと思います。

現在、町への移住者は何人いるか、定年後、退職後に飯島に来た人、これはちょっと人数の把握が難しいと思いますが、もしそういう人数が分かったらお願いしたいのと、また飯島町はいいところで引っ越してきたんですが、ちょっといまいちだなあということでもた元場所へ帰っちゃった人がいると思います。その人数をちょっと教えてください。

地域創造課長 平成26年度から令和2年度までの7年間、この延べ人数でございますが、移住された方々は575人になります。このうち理由は様々でございますけれども転出された方については令和3年の8月末時点で91人という数字をつかんでおります。

先ほどの年齢別ということでありますが、毎年、行政報告書に年齢別の移住者のデータがございますので、また見ていただければと思いますが、手元にあるのが令和2年度の行政報告書でございますが、移住者の年齢別で29歳までが29名、30歳から39歳までが26名、それから40歳から49歳までが3名、50歳から59歳までが5名、60歳から69歳までが4名、70歳以上が3名ということで、令和2年度の合計でいうと70人の方がこんな年齢別で来ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう少し詳しくあれでしたら、また行政報告書で御確認をいただければと思ひます。

伊藤議員 私が想像していたのと大分違う答えて、定年を過ぎて飯島町に移住した人がもっと多いと思ったんですが意外と少なくて、60歳以下の人が結構いるんだなあって、29歳までの人が29人、これは仕事の関係か何か分かんないですけども、若い人も来ているということで大変うれしく思ひます。

575人も移住者がいるということは大変な数だと思ひます。

それで5-2に移りますが、移住者を対象に町で何かこういうことをやっているとか、こういう企画をしているとかいうものがありましたらお願いします。

地域創造課長 移住されてきた皆様を対象にした取組ということですが、1つに飯島大縁会という名前をつけまして、町、また人とのつながりづくりのためのイベントを実施してきた経過がございます。しかしながら、コロナが蔓延した最近ではちょっと実施ができていない状況でございます。

こういったイベントのほか、求人情報の提供、また持ち家がない方への不動産情報の

伊藤議員

提供、それから住宅のリフォームの補助、それから生活に関わる相談などの対応を行ってきております。

大縁会というのは今まで何回ぐらいやっていたのかをちょっと聞きたいのと、移住者が集まっての交流会だと思うんですが、移住者同士のつながりがそういうことをやればできると思います。それで、その中で移住者同士が日頃思っている行政、町に対する意見や要望等を話すには一番これはいい機会だと思います。また逆に町からも移住者に向かってぜひ自治会参加をお願いします、こういうこともできるわけですね。

ぜひ移住者交流を積極的に、一度に 500 人は無理だと思いますし、また今はコロナ下なので無理ですが、少人数でもいいので移住者同士の交流、これが必要だと思いますので、ぜひ企画をして取り組んでいただきたいと思います。

6に移ります。

現在建設中の給食センターがいよいよ来年完成するわけですが、当初から計画のあった町民の皆様においしい給食を試食するスペースもつくりました。そのスペースの利用計画とか、細かい話ですが給食を食べたい、そういうことに関するシステムづくり、予約方法とかお金はどうするかとか、ちょっと細かいことですが伺います。

教 育 長

今おっしゃられたとおり学校給食センターの改築工事は今年度竣工し、次年度より給食の提供開始を目指して現在準備を進めているところでございます。

新しい給食センターですけれども、最新の衛生基準に基づいて設計されており、現行の施設とは構造が異なり、衛生面が強化される半面、調理工程は増え、多くの献立全てを安定して提供するには調理員の皆さんの新たな熟練が必要となります。そうするには相当な時間がかかるかなあというふうに予想しております。

町民の皆さんへの給食の試食に関しては、まずは子どもたち、学校への提供が安全・安心な状態でできることを第一に考えて、調理員の皆さんが熟練して提供が安定した段階で具体化をしていきたいというふうに考えております。

試食の提供については、食品ロスの防止とか準備の都合があるので予約制にしなければいけないのかなあというようなことを現在考えているところであります。

提供場所は学校給食センターの施設内を検討しておりますが、今お話にありましたように高齢者の独り暮らしの皆さんについては例えば交通手段が限られることもあるかと思しますので、今後詰めて検討していきますけれども、健康福祉課等と協議しながらうまくいくように進めていかなければいけないというふうに思っております。

伊藤議員

高齢者対象も大事ですが、一般住民——非常においしい安い給食です。私も 6 年半食べましたが、300 円何がしであれだけの栄養価のバランスがあっておいしい、子どもたちにも非常に評判がよくて、今日の献立は何だとか言って楽しみにしておる様子が見え、うかがえました。ぜひ高齢者だけでなく一般住民にも、学校の給食ってどんなものを食べているのかなっていうのが分かんないと思うので、せっかくそういうスペースもつくったので、ぜひそういう機会をお願いしたいと思います。

続きまして、新給食センターの西側、いっ子センターとの間っていうか、建物の外側にコンクリのたたきで屋根があって、そういう場所があるんですが、あのところの利

教育次長	用はどういうものに使うかちょっと聞きたいので、よろしくお願いします。 新しい給食センターの西側の一番南のスペースだと思います。
	給食センター併設の防災備蓄倉庫西側のこの部分につきましては、軒を深く用意しまして施設外でも雨をしのぎやすくなっておりまして、有効活用できるスペースとなっております。大規模災害時には、非常炊き出し等を行う際、悪天候でも円滑に炊き出しをお配りし、食料配送の拠点の1つとしての役割が果たせるように計画しているところでございます。
伊藤議員	非常事態に使うということで有効な活用だと思いますが、非常事態だけでなく、平時、ふだんあそこにテーブルと椅子を設置して町民が誰でも自由にあそこで、いっ子センターに販売機がありますが、あそこで買ってきてお茶を飲むなり団らんするなり、今はコロナ下で無理だと思いますが、あそこはいいスペースだなあと思って見ておりました。ぜひ誰でもあそこに行って団らんするなり交流を深めるなり、ぜひそういう面にも使えるような取組をお願いしたいと思います。 最後の質問に移ります。
教 育 長	7番、7―1、中学校のプールが使えなくなるということで今年初めてB&Gで体育の水泳の授業をしたんですが、初めてやってみて何か問題点とか反省点とか、そういうものが学校から上がってきたかどうかをちょっとお伺いいたします。 中学校のプールは近隣にない 50 メートルの非常に大きなプールで、なかなか維持管理も倍の消耗品がかかるわけでした大変な状況で、ここに来てセメント表面がざらついたり水がなかなか保てないというようなことがありまして、今お話ありましたように今年度から老朽化に伴って水泳の授業をB&Gで行ったところであります。 B&Gのプールは全天候型の施設のため天候に左右されずに授業を計画どおり行うことができるという利点がありまして、町のバスなどを利用して学校とB&Gの施設間の移動も計画どおり行うことができましたし、水泳の施設の移行は円滑に行えたと思っております。 課題でありますけれども、バスが運行される回数がきっちり決まっていますので、欠席した生徒の補習授業といえますか、それをどうするかというのが1つ課題であるかと思えます。 また、今年は一般の開放よりちょっと早めて6月末からやったんですけれども、非常に暑い、天気がいいと中が大変暑くなるというところがありますので、こういった時期の対応については次年度に向けて中学校と打合せをしていきたいと思っております。 なお、引き続きB&Gのプールを活用して水泳の授業を行っていきたいと考えております。
伊藤議員	特別トラブルもなくスムーズに行えたということをお聞きしまして安心しましたが、聞いたところによると単位が2時間単位で、体育の先生も夏場はずっとB&Gにもう駐車して学校には帰ってこないというふうなことも聞きましたが、トラブルやら問題なければそれでよいかと思えます。 7―2、プールを使わなくなったということで、あの跡地計画をしているか分かんない

	いですが、大きな広い面積があります。プールと、あと更衣室を含めれば有効利用できると思います。 私のこれは提案ですが、あそこへ防災関連の展示物、実験室、そんなに大きなものじゃなくてもいいですけども、土砂災害の簡単な実験装置ができるんですが、あと防災の体験等、そういう防災総合学習施設、こういうものを造って、これから本当にますます災害が起きる時代になっております。これは、子どもも大人も園児も、みんなが災害についての意識を持ついい機会だと思いますので、そういうものを造ればよいかなあと勝手に私は考えておりますが、どういうふうに計画しているのでしょうか。お伺いいたします。
教育次長	中学校プールの跡地の計画についてでございます。 中学校プール跡地の利用に関する計画は、今期、B＆Gへの移行が良好で、それを受けて検討中ということでございます。 プールの跡地はプールサイドを含めまして約 1,300 平米、更衣室等を含めると約 2,000 平米の敷地がございます。 ただ、周辺では道路との高低差、校舎との高低差、プールの構造物、施設の撤去等、課題は多くございまして、安易に跡地利用ができない状況となっております。 教育委員会としましてもいろいろな案や考えを伺っているところでございます。先ほどの伊藤議員の御提案も 1 つの案ということで承らせていただいて、いずれになりましても多額の費用が想定されますので、現在、案が決まっているわけではございません。 今後、人口減少に伴いまして施設を整理しなければならないこともあります。慎重に検討する必要があると考えているところでございます。
伊藤議員	ぜひ有効利用、もし跡地の利用計画がなければ更地にするのももったいない、一番の一等地で、出入りもいろいろ変えればできると思いますし、多分あのプールは埋めるということになると思いますが、ぜひいい考えをよろしく願いいたします。 以上です。 〔伊藤議員復席〕
議 長	以上で本日の日程は終了しました。 これをもって散会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼） お疲れさまでした。
散 会	午後 3 時 4 0 分

令和3年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年9月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
浜 田 稔	1 町のコロナ対策は、町民に自粛を求めるだけか 2 県の高校再編計画は、町の児童生徒に豊かな学びを約束できるか
堀 内 学	1 地域おこし協力隊の活用について 2 町民への税務支援について
坂 本 紀 子	1 地域複合営農への道パート5を実現するには、国の戦略をいち早く受け止め、計画的に進める必要があるが 2 コロナ対応は充分に出来ているか
三 浦 寿美子	1 介護を支える制度について 2 新型コロナ禍の施策の対応について 3 高齢による難聴への補聴器購入補助制度について

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年9月8日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 1番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕
1番 浜田議員	それでは通告順に一般質問を行います。 最初の質問は「町のコロナ対策は、町民に自粛を求めるだけか」と多少刺激的なタイトルにしておりますけど、町民の声を伺ったというのがその背景であります。 県のホームページを見ましても、町の放送もそうですけれども、住民に対する呼びかけの主な内容は様々な住民生活の規制が中心であるというふうに私は認識しております。その一方で、残念ながら県や町が遂行する施策、住民にこれだけ負担を強いるわけですが、一方で行政としてこの問題が解決に向かうためのどういう積極的な措置を取っていて、そして例えば12日までの結果、状況がどういうふうに改善されるのかという、そういう内容が十分に伝わってこない、そんな印象を持っているわけであります。 そこで、1―1、新型コロナウイルス特別警報2の発出に伴う町の措置は公共施設の休止と町民生活への制限を求めるものであった。 一方で県と町が遂行する施策が伝わってこないということで3点ほど並べてあります。県が実施する特別な施策はあるか。その内容は。 その施策の実効性の裏づけと期待される効果は一体何なのか。 それから町が果たす施策と予算はということです。 この内容について一括して、まず町長のお考えをお尋ねしたいと思います。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 お答えいたします。 8月20日、飯島町では初めてとなる新型コロナウイルス特別警報2及び感染警戒レベル5が発令されました。 町対策本部では、国や県の方針に沿って注意喚起の強化やイベントや会議の中止や延期、公共施設の休館等の措置、役場庁舎出入口の制限及び来庁者の検温、手指消毒、来

庁者カードの記入、職員管理の徹底などを行いまして感染拡大防止に努めているところであります。

感染の拡大を受けまして町内でも新規陽性者の確認が発生しており、私たちの身近な地域でもいつどこで誰が感染してもおかしくない状況になっております。そのため、町といたしましても感染防止に向けたワクチン接種をはじめとする様々な取組を継続するとともに、町民の皆様におかれましては日常生活における基本的な感染対策の徹底について御理解、御協力をお願いするものであります。

御質問いただきました県が実施する特別な施策とその内容につきましては、担当課長よりお答えいたします。

〔下平町長降壇〕

総務課長

それでは県の施策についてお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策に係ります長野県の基本的対処方針及び対応方針につきましては、県の対策本部から情報提供をされています。6つの重点を掲げて対策を進められているところとしております。

主な内容としましては、重点の1つ目が第5波を抑制するための的確な対策を実施するための取組、こちらではデルタ株の監視体制の強化として、これまで実施してきたN501変異株に代えてL452R変異株のスクリーニング検査の実施をはじめ、ゲノム解析や民間検査機関等における検査機器整備の支援を行うこととしております。

重点の2つ目としましては、変異株の脅威から県民を守るため、改めて感染防止対策の徹底を図るための取組、こちらは感染対策強化期間の設定や県が進める信州の安心なお店の認証、感染対策に必要なCO₂センサー等の資器材の配布により安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進することとしております。

重点3つ目としましては感染の再拡大に備えた医療・検査体制を確保する取組でございます。医療提供体制の確保としまして、自宅療養者に対して新たに健康観察センター——こちらは仮称となっておりますが——設置をして、これまで各保健所で実施してきた健康観察業務を専任の保健師が担うとともに、遠隔健康管理システムを導入することにより特定地域で自宅療養者が急増した場合も効果的に対応できる体制を構築していくこと、また検査体制等の整備充実では、県独自の新型コロナウイルス感染症PCR検査等実施方針に沿って早期に病気陽性者を発見し感染拡大防止に努めることとしております。

重点の4つ目としまして感染終息に向けワクチン接種を進めるための取組、こちらは全県一丸となった接種推進体制の構築としまして、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会と県が一体となって取り組む信州方式によって供給が不透明なワクチンを有効に活用するため、充足率や接種率を勘案し市町村間のワクチン供給の調整をすることとしております。

重点の5つ目として、県民の皆様の生活を支え経済の再生を図るために取組では、経営を継続し雇用を守る事業者への支援として地域振興局等に設置しています産業・雇用総合サポートセンターの開設を令和3年度末まで延長すること、また失業者等の就労支

援では、県、市町村、県民連携による長野県あんしん未来創造基金を県社会福祉協議会に造成し、コロナの影響による失業者等に対し本格就労に向けた職場体験研修などを行い就労支援していく、生活支援の確保を図ることとしております。

さらに、特別警報2発出等市町村の地域経済の活性化支援としまして、対象市町村が地域の実情に応じて地域経済を活性化するために行う事業者支援の取組支援を行うことなど、従前からの取組を含め様々な対応方針が示されているところでございます。

また8月30日には全県への特別警報2の発出、集中対策期間の設定を踏まえまして、新型コロナ中小企業者特別応援金や抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業など、対策強化に必要な予算を専決処分しているところでございます。

以上が県の施策となっております。

その実効性の裏づけと期待される効果はということで、一括でよろしいでしょうか。

これら県で掲げました新型コロナウイルス感染症対応方針は新型コロナウイルス感染症長野県対策本部におきまして検討、整備されております。そのため十分な検証と多岐にわたる対策から成り立っていると認識しております。

したがいまして、検討過程において実効性についても十分精査されていると認識をしておりますし、県からの情報や方針を県民の皆さんが正しく理解し日常生活で実践することにより感染拡大防止や社会経済活動の両立につながるものと期待をしているところでございます。

浜田議員

ある程度具体的な施策に向かって動き出したという御説明でありました。

その中でどこまで具体化されているのか、例えば上伊那、あるいは飯島町、この進捗について併せてお伺いしたいと思います。例えば先ほど検査機器の充実ですとかCO₂センサーの配置ですとか、それからPCR検査の拡大ですとか、具体的な施策がありました。これは実際に上伊那ないしは飯島町の中で既に動き出しているのでしょうか。お伺いいたします。

健康福祉課長

ただいまの質問の中の上伊那の中での検査能力の現状等々についてでございますけれども、伊那保健福祉事務所のほうへ確認を行っております。

内容といたしましては、まず保健所としては、濃厚接触者、その他感染を疑うに足りる正当な理由のある方については、医療機関や民間検査機関との委託契約に基づき確実に行政検査を実施している状況でございます。

また、このほか発熱等の症状のある方については、令和3年3月末までに県全体で580の医療機関を診療・検査医療機関に指定するとともに、県からの委託により県下13か所の外来検査センターを設置して身近な医療機関等で診療、検査が受けられる体制を整備しているところと聞いております。

県の方針によりまして具体的な医療機関名ですとか圏域ごとの検査機関数の公表はされてはおりません。

また県の検査の実施方針についてですけれども、症状のある方については、まずかかりつけ医または近くの医療機関に電話で相談して、かかりつけ医または近くの医療機関の指示に従って受診をしていただき、早期検査につなげていると聞いております。

また症状のない方への検査については、保健所の疫学調査に基づいて濃厚接触者全員への検査の実施、濃厚接触者に準ずる者として感染の可能性のある方に対しての幅広い検査を実施していると聞いております。

また感染拡大地域における集中的な検査の実施、高齢者施設等について自主検査費用の補助を実施するなどの方針となっております。

上伊那圏でのPCR検査の検査能力について増強する計画、こちらについては現時点においては特にはないというふうにお聞きをしているところでございます。

浜田議員

いま一つ抽象的で、よく分かりません。具体的にどこまで強化されたのか。

例えば、現実には上伊那地域だと伊那中央病院ですとか昭和伊南病院あたりが拠点になるのではないかなと思うんですけども、例えばここが感染拡大の中でどのぐらい強化されたのかとか、そのあたりについて情報をお持ちではないでしょうか。

健康福祉課長

具体的な検査機関について公表自体もちょっと問い合わせてはみたんですけども、県の方針によりそこは公表していないということで、こちらもそれ以上の情報は持ってはいないところでございます。

やはりPCR検査については、医療機関、医師会等々との調整によりというところもあろうかと思えます。

検査につきましては、このたび先ほど総務課長のほうの答弁にございました県の専決補正の中で、抗原簡易キットの配布によりまして軽微な症状のある方、心配される住民の皆さんにキットを配布して検査をするというために県のほうで予算を確保しております。市町村にもその照会が来ておりまして、町でもそちらのほうの検査体制のほうを実施してまいりたいというふうには考えております。

浜田議員

じゃあ、もう少しそのあたりを。細部に突っ込んでしまいましたけれども。町では簡易抗原検査キットを具体的にどういう方にどういう形で、有償なのか無償なのか、いつ頃から提供されるのでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長

県のほうからは希望の調査が参りまして、早速に町としても希望を出したところでございます。これから各市町村の希望に準じて県のほうで調整して数のほうの割当てのお知らせが来る、そんな段階になっております。

抗原簡易キットを使用しました検査の早期発見促進事業、こちらについてなんですけれども、心配される住民の皆さんに配布をして検査を行っていただくというものではございますけれども、この検査キットにつきましては、やはり何も症状のない方については陰性となる率が高いということで、あまり有効ではないんじゃないかということが言われております。ですので、微熱ですとか少し症状のある方でまだ医療機関を受診するまでには至らないけれどもどうしようかなという方、そういう方、心配される方が医療機関への受診をちょっと遅らせたがために大事に至るのを防ぐために、その前にこのキットを使って検査をしていただくというようなのが県のほうの目的となっております。

町としても県からの配布の数等々がまだ定かではございませんので、その辺を決めて周知を行っていくところではございますけれども、基本的には心配される方への配布というような観点で考えているところでございます。

浜田議員

(浜田議員「費用は」と呼ぶ) 費用のほうはかかりません。

ちょっと細部に突っ込み過ぎたかもしれませんが、今のお話で若干心配な点が出てきました。

1つは12日までの特別何とかですよね。今の抗原キットの配布も含めて実際の対策が12日までにとても行き渡るとは思えないのに、この期限で何とかなるといふふうに考えていると、一体この根拠は何なんだといったら専門家会議で議論しているからその内容を信じなさいというに近い内容で、なぜ公表しないんでしょうね。

普通に考えれば、実行再生産数、1人が何人に感染させるかという数字があつて、恐らく長野県なら長野県の大体の目安があつて、それが大体今は人に会う回数を半分にしろと言われているんですね。それを皆さんが実行したら大体12日間で1.0を切るんじゃないかと、そうであれば制限を解除してもいいんじゃないかと、このぐらいの概算ぐらいは示さなければ、ただ信じなさいというだけの方針に終わっているんじゃないかなあというふうに私は感じたわけです。

お手元の資料に幾つかのグラフを載せてありますけれども、1つ目が全国の感染者の推移です。感染者の推移っていうと無症状者も含まれるんじゃないかっていう突っ込みもあるので、今回は重症者を載せました。

第2波からずっと並んでいますけれども、これを御覧になると明らかなように、波の上下はありますけれども、繰り返すたびに一番下降している点の上昇していつていると、要するに本格的な解決に向かつての動きは全然見えてこない。まあ明るい光が見えてくるという方もいらっしゃいましたけれども。

それが1つと、それからもう一つは、さっきの12日までという話を伺って思わず勝負の3週間っていう言葉を思い出したんです。皆さんはお忘れかもしれませんが、昨年の11月の25日から12月の15日まででしたっけ、西村大臣が感染拡大に対してこれからはとにかくいろんなことを徹底して対策するために勝負の3週間だという檄を飛ばしたという話です。その結末が、ここのグラフにも書いてありますけど、それからさらに上り始めて、今年の1月の5日には緊急事態宣言の第2回かな、これを発せざるを得なくなりました。つまり、この勝負というのは具体性が何もなかった。それどころか勝負の2週間の間にG o T oキャンペーンの延期を発表して、終わったとたんにさすがに中止だということで中止をすとかいう迷走が起こった。挙げ句に年末年始にかけて爆発的な感染が起こったと、こういう話だったわけです。

ですので、私が心配しているのは県の12日までの施策というのが本当にそういう具体的な裏づけがあるのかどうなのかです。

ところが、残念ながら執行部の皆さんもその中身についてはどうやら御存じないようですので、改めて機会を捉えて県の具体的な施策について問い合わせる、理解をする、こういったことを進めていきたいという、もうこれ以上は要望するしかないなので、要望していきたいというふうに思っております。

もう既に1—2のほうに入ってしまったわけですがけれども、続いて1—3のPCR検査能力の速やかな強化を求めるという話も一部答弁をいただきました。

ただ、この件については、私はこの間、具体的に感染された複数の方々のお話を直接聞く機会がありました。直接って言うとまずいんですね。直接聞いたわけではないです。Zoom会議と、それから電話でお話を聞きました。さすがに怖いので。

中には県内の方もいらっしゃいますし、それから県外の方もいらっしゃいます。県内の話はいろいろ差し障りがあるんで、具体的に県外の方のお話を若干御紹介したいと思います。

その方はある世界的にも非常に名の通った企業の研究開発部門に勤務されていて、私もそこにはかつて1週間ごとぐらいに行ったことがある非常にきれいなビルです、ガラス張りで明るくて広々としていて。そこに転勤になったんですけれども、十分に注意をしていたのに間もなく感染したと、ところが入り口で37度ちょうどだったんだけれどもなぜか入ってしまったと、それ以後何か症状がおかしいので調べたら実は感染していたと、しかもその後の情報で実は同じフロアの中に感染者が何人かいたということが分かったと、ところが会社は、超優良企業で私も中の管理体制をある程度知っているんですけれども、その会社もそのフロアの中の接触密度の近い人にしか感染情報を伝えていなかったと、つまりフロア全体に対して警報を出していなかったと、こういう事態だったわけです。

考えられるのは恐らく空気感染じゃないかと私は思っているんですね。非常に広い部屋ですけれども、当然ダクトがあって部屋の中の空気はダクトを通して回っていますから。

しかも今年になって4月にWHOが、それから6月にはアメリカのCDC、感染疾病センター、ここが感染ルートについて警戒するよという警報をかなりしつこく出しています。

具体的にどういうことかっていうと、感染ルートは大体3つって言われていますね。

1つは接触感染、手やなにかでもって接触するものですから、我々はいろんなところを拭くわけですね。

それから2番目が飛沫感染、しゃべることによって飛沫が飛んでそれを浴びてしまうと、そのために日本でも距離を2メートル取りなさい、そんなことが言われているわけです。

3番目が飛沫核による空気感染、つまり飛んだ飛沫の水分が飛んでしまってコロナの塊みたいなものが空中を漂っていると、この空中を漂う時間は2〜3時間だろうというふうに言われています。ですので、それはもう距離を越えてかなりのところまで飛んでいくと、実際に空気感染による感染拡大が想像以上に大きいのではないかと、いろんなエビデンスがあって、その結果、世界の専門機関が警告を発するに至ったと、そういう話なわけです。

これはちょっと余談です。

そんなことがあって、その感染者は結局、最終的に検査を受けて自宅で療養することになったと、そうやってみたら、やはり38度ぐらいまで熱が上がったそうです。けれども保健所からは何の連絡もなかった。これがある方の体験です。

それから、別の事例では、やはり濃厚接触者であろうと思われる人が症状の重い方を案内したんですけれども、病院では当該の症状のある方だけを検査して連れて行った人の検査をしなかったという話です。その後、遅れて検査をしたらしいんですけれども、やはり感染していた。

御存じのように今は家庭内感染が3割ぐらいですか、かなり高いわけですから、その場で普通に検査するのが当たり前だろうと思うんですけれども、そういったことも実際には行われていなかったということです。

それと、もう一つは、後でお話ししますが、相変わらず鼻の奥の検査をやっているんですよね。あれはかなりきつくて、検査する人もかなり危険なわけですね。フェース・ツー・フェース、近距離でやりますから、くしゃみでもされた日には医療従事者が危なくてしょうがない。これに対しては、唾液検査は検査能力が同じだろうということがかなり研究されていて、今は厚労省のホームページを見てもそのことが書かれています。けれども、全国レベルでも、恐らくは長野県レベルでも、そういった厚労省の最新の情報が伝えられていないんじゃないか、そんなふうに私は思っているわけです。

その根底にあるのは、先ほどからお話を伺っていて感じたことなんですけれども、秘密主義といいますか、全てをオープンにしてエビデンスに従って対策を住民に求める、そういうことができていないんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですので、やはり町としても、これは信仰ではないんで、国や県に帰依してみてもしょうがないんで、なぜそうなのかということをやはりきちんと聞いていただきたいなあというふうに思うわけでありまして。

それ以上いろいろ申し上げても仕方がないと思いますので、質問を幾つか飛んで1—4の国と県の現在のコロナ対策で感染は終息するというふうに、町長の直感的にでも結構ですけれども、お考えになっているのか。今後の展開をどういうふうに町長としては読んでおられるのか。エビデンスは結構です。このあたりについて率直な印象ですとかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長

コロナ感染症が終息するのか、どう思うというお尋ねでございます。

誰がこの答えを知っているんでしょうか。浜田さんだって分からないと思います。神様だったって分からないと思います。

浜田議員

今ある一生懸命な対応をすることが行政の使命だと思っております。

もちろん私も分かりません。

ただ、このグラフから言えることは、今のやり方を繰り返している限り決して終息には向かっていない、これが客観的な事実だというふうに私は思っております。

次に1—5、6月議会の町長答弁がございました。6月の議会ではPCR検査は無駄であるという町側の見解があったんですね。ちょっと乱暴な言い方になりますけれども。かなり感染の確率が高くないとPCR検査をお金をかけてやってみても隠れている感染者を発見できないんじゃないか、こういう見解で、むやみやたらなPCR検査は有用ではないということでありました。

それはおかしいのではないかなというふうに質問したところ、町長からはそういう話は

直接その背景のデータを出された伊那保健所長にお尋ねになったらどうかということでありましたので、お尋ねしました。お忙しいのは分かっていたので電話で5～6分、幾つかの確認をさせていただいたということでもあります。

論点は、PCR検査は非常に誤差が多いといいますが、擬陽性をたくさん出してしまっているので、よほど大勢の人が感染しているという状況じゃない限り無駄だということを保健所長が特異度 99%という数字を使って説明されたというのが事の発端です。ですので、私の質問もいたって簡単で、99%という数字の根拠は何でしょうかという、こういうことをお尋ねしたわけです。保健所長からの答えがございました。

電話でお話ししたんですけれども、お手元の資料にもあるかもしれませんが、まず私は保健所長の使った 99%という数字を使うと陽性であるという的中率が 41%だと、非常に悪いという話でした。一方、北海道大学病院が世界初という大規模な検査を行って、これによると特異度は 99.96%、この数字を使うと陽性的中率は 95.8%になるという数字があると、それで違うのではないかということをお尋ねしたわけです。

保健所長の答えはこうでした。

まず1つは、エクセルでの計算は合っていると、要するに私の計算は正しいということです。

2番目に99%という根拠の研究はあるのかということだったんですけれども、これは一般に出回っている数字であって、出所は調べていないということでありました。驚いたことに99点幾つ幾つというのは小数点以下であるから、これは誤差の項目だから切り捨てだという、ちょっと驚くべき御発言もありました。

そういうお話でしたので、それはおかしいんじゃないかということで、実は6月の議会で町長が、上伊那の飲食店の1,010人でしたっけ、これを調査したけど無駄だったと、要するに陽性者がいなかったというお話があったんで、1,010人調べて陽性者、要するに擬陽性も含めていなかったということは、実は特異度が99.9%を超えるんじゃないですかというお話をしたんですけれども、ここは実務者の感覚であるということで議論がかみ合わずに終わったということでもあります。

しかしながら、保健所長のお話と、それに基づく町の方針っていうのは非常に根拠が希薄なんで、これはやはり町の公式見解としては取り消したらどうかと思いますけれども、町長、御見解はいかがでしょう。

町 長

保健所の所長さんからは、浜田さんから電話があつて浜田さんの御持論をお聞きしたということでございます。ここではそういった根拠がなかったと浜田さんは受け取られたかもしれませんが、その話の内容を聞いておるわけではございませんので、保健所長、長野県の対応を理解しようと思って聞いたのか、自分の理論を聞かせようと思って話したのかでは、それは話ですから受け取り方が違うだろうなあというふうに基本的には思いました。

そして、飯島町としては、前回、6月議会の一般質問におきまして全町民を対象とするPCR検査について質問がありましたが、検査工程の編成や検査機関との調整をはじめ、保健・医療部門の関係職員を中心にワクチン接種に全力を注いでおる最中に新たな

検査体制、全員がPCR検査をしてそれを分析すると、そういう新たな検査体制を配備することは現実的には困難であると。

またPCR検査は感染発症者がいないところで検査をしても検査は有用ではないと、だから発症した人の濃厚接触者に関わる場所で検査して、あなたは陰性、あなたは陽性と、こういう区別だったらつけやすいということです。不特定のところで全員集まってくださいということで検査しても、この間の飲食店の検査のように1,000人集まってもゼロだったと、そういうところへ私も検査してください、私も検査してくださいと希望者がおられるけれども、その人たちは比較的安全なところにいた人で、私は危険だろうなあと考えた人はそういったところへは自主的に来ないということでございますので、全員を対象にするということは、基本的に町民の対象者の心理的に全員が受ける状況ではないと、こういうことだから有用ではないということをおっしゃられたかと思います。

保健所の見解、私たちはそれを踏まえて対応をしているところでございます。

いろいろ御持論を述べられました。しかし、上伊那保健所、あるいは長野県保健所、全国のそういった専門家の会議、これは科学者や医者や、その専門家が集まってきてどのように対応したらいいか、もう2年もやっていますからデータはどんどんどんどん集まってきています。そういったものを分析した中でこの対応がよろしかろうということで県、自治体へ下りてくるというふうに認識しています。

町民、国民が理解するにはそうした有識者、専門家の意見というものが尊重されるわけございまして、一介のパソコンをたたいてインターネットで調べたとか百科事典を調べた、だからこうなんだと言ったとしても、国民が、町民が誰を信用するんですか。やはり肩書のある専門家の方々の御指導に町は従わざるを得ない、これが町民を安心させる1つの方法であります。

今、議論百出、いろいろな意見が出ています、PCR検査にしてもコロナの対策にしても。しかし、その中で政治としてどのような対応をしたらいいかということは、やっぱり政治判断でもあると思います。

それで、まだ議員はもっとPCR検査をせよと、全町民を対象にくらいにやったらどうだと、こういう御意見をまだ持ち続けておられるかと思いますが、百歩、いや千歩譲って、今日今日、飯島町町民の皆さんにPCR検査をしたとしましょう。3日後に幸いなことにゼロだったと、これは喜ばしいことです。しかし、そのまた3日後に検査しなければならないんです、全員。そこでゼロだったとしても、そのまた3日後に全員検査しなければならないんです。この費用とか、今の忙しい医療体制の中で、そういったものに時間が割けるんでしょうか。

すなわち、これは広域的な感染ですから、飯島町がどうせよ、もしPCR検査を全員やったら、中川側、松川側、駒ヶ根側を全部封鎖して一步も動くなという態勢を取らなきゃならないんです、政治としては。これはロックダウンということなんですよ。それは無理な話でしょう。

ですから、その中で人間が自由に往来する中でどのような体制を取ったらいいのかということは、やっぱり専門家がしっかり考えた中で、ここまで、必要な検査はこうだと

というのが正しい判断だと思います。

今回、感染症の非常に感染力が強いデルタ株が注目されておりまして、今、過去をこちらから見てみると、あのときああだったこうだったって今だから言えることをおっしゃっているんであって、当時は、以前、半年あるいは1年前はどうなるか分からない手探りの状態でいろいろの施策を打っていたわけですから、それはそれで評価しなきゃいけないです。

今は感染力が強いデルタ株だということが分かっていますから、今度は、県はもっと多く一步を踏み込んで簡易キットを配ろうと。

しかし、その簡易キットの使われ方は、無症状の人に使うのではなくて、軽い症状、あるいは疑われる、あるいはこのクラスの子どもが1人出たと、しかしそのクラスの人たちは濃厚接触者ではないけれどもクラスの中で不安だと、こういうような場合には検査キットを使ってくださいと、こういうことなんです。

検査というのはこういう有効性がやっぱりあって、不特定多数全員を検査するというのはいろいろの部分で効果がないという表現をするしかありません。

したがって、浜田さんが私の発言を取り消せと、こういうお話をされましたけれども、取り消すわけにはいきません。

浜田議員

独自見解にされてしまいましたけど、私は独自見解を述べた覚えは全くございません。もちろんそういう専門家の方に直接お話を伺う機会もありますけれども、そうじゃなくて、私が紹介したのは日本を含む世界の様々なレポートを見ていて、それを紹介しただけです。

例えば、今、イギリスにしてもアメリカにしても、そういう専門家集団がどういう動きをしているかっていうと、PCR検査の特異度が99%などと言っているところはどこにもなくて、むしろプール検査で、例えば5人10人の感染者を集めてその中から選んでいくと、例えば100人いた場合、20人ずつやれば10回で検査は済むわけです。その中で感染者が出たグループをさらに細分化していったほうが効率はいいんじゃないかと、あるいはPCR検査はそうはいっても数時間かかるんで、もう少し感が悪いけれども定量抗原検査でやったほうがいいんじゃないかと、こういうことを研究しているのが世界の趨勢です。

ですので、日本の専門家がどうおっしゃったかっていう話は、町長は御存じでおっしゃっているのかどうかは知りませんが、決してそうではないというふうに私は思っています。

ちなみに、実は6月議会で同僚議員が報告していましたけれども、保健所長でも飯田保健所長の考え方は全然違いますよね。コロナウイルスが5,000を超えると感染拡大につながるんで、それ以前に感染者を発見するのが保健所の仕事だということで、下伊那では、医療機関、それから症状に応じて行く先、それから抗原キットの配布等々、非常に積極的にやっています。非常に閉鎖的なのは上伊那です。ですので、保健所長の全体の合意ではないということも改めて指摘しておきたいと思います。

時間が押していますので、この点についてはこのぐらいにしておきたいと思います。

まあ困ったもんですねと申し上げるしかないんですけど。

じゃあ2番目の質問に移ります。

「県の高校再編計画は、町の児童生徒に豊かな学びを約束できるか」っていうことで幾つか項目を準備してまいりました。ただ、時間が押しておりますので、1つだけ、お手元の資料、図を御覧いただきたいと思いますけれども、県の教育委員会がまとめようとしている第2次案の段階の構想を図にしてみました。ビフォー、今の現状とアフターです。

これを見ますと、辰野は普通科だけになってしまう。商業科は多分今の上農に集約されてしまうんですかね。それで上農のあったところに上伊那総合技術校ができて工業、農業、商業というものを全体として取り扱うことになる。それから既に方針は出ていますけれども伊那北、弥生ヶ丘が統合されて都市部普通校になる。駒ヶ根は赤穂総合学科高校だけになる。非常にすかすかの状況になってくるわけです。これが上伊那の豊かな学びを本当に保障するのかと。

私は、多分、教育長には3回ぐらい、そもそも高校再編が発表される前にも何となく嫌な予感がしたもんですから御質問したことがありましたし、その後も2回ぐらい御質問していると思いますけれども、教育長の答弁の中で非常に印象に残っているのは、数合わせのための統合はしないんだと、こういうことをおっしゃっておられたと思います。

そういったお考えも踏まえて、高校再編計画に対して、例えば現在の町内の高校生の通学距離、あるいは費用、それから上伊那圏外への流出に対する動向、それから今回の教育委員会の方針によって生徒1人当たりの教育的な環境はよくなると考えているのか、予算的な面、あるいは教室の面積、運動場やなにかの施設の面積、そういったことはどうなのかと、こういったことも踏まえて、まず本当にこれがこれから上伊那の高校で学ぶ皆さんが、要するに今の飯島町の小中学校あるいは年長組の皆さんを含めてどういう環境になるのか、どうなっていなければならないかということを、このすかすかの状況に対して教育長はどのような印象をお持ちなのか、併せて具体的なこともあればお考えをお伺いしたいと思います。

教 育 長

2の項目を総括的にお尋ねですのでお答えしたいと思います、この2次案につきまして私が得ている情報は、多分、議員さんの持っている情報と変わらずに県が出した実施計画案しかなくて、公表されているのはそれだけであります。

その中では、上伊那の例えば上伊那総合技術高校——これは仮称ですけれども、この中では、それぞれ3学科の専門性の向上と学科間連携の充実によりというふうな表現があるので、県の方針としては3学科、農工商を残して1つの学校にしようという考えだろうということは読み取れる。

議員の示されたところに、南箕輪のところに上伊那総合技術って書いてありますけれども、実際この案は県の教育委員会で案の字がどこかで取れると思います。近々取れると思いますが、その後、地域の懇話会などで県が意見を聞いてどこにどのような学科でどれくらいの時期から設置しようということが意見交換されていくので、ここに、上伊那農業にところにくつつくつというのをお出しになると非常に誤解される、もう決まっ

たかのような印象を受けます。

例えば伊那北と弥生の統合でも校舎をどこにしましょうかっていうことは、まだ懇話会の中の意見交換の最中で、県が方針を示したわけではありませんので、予断をもってなかなか私が何かを言うということは当然できないわけです。

ただ、下伊那の場合、飯田工業高校と長姫高校が統合して飯田O I D E長姫高校になったときには、飯田工業は長姫高校に統合されて、そこに工業科の校舎を造って現在に至っているわけです。そうすると、高森、松川の方からすれば遠くなりましたが、飯田市南部の方や下條村や、そちらの方からすれば工業科が近くなった。これは、上伊那全体で物事を考えるっていうのはそういうことだと思いますので、例えば駒ヶ根工業が今の位置にあるのか、あるいはそれはどこか違うところに行くかは、遠いところであれば当然近いところもできるので、そういうことも考えれば、飯島にとってということになれば、それは近いところに全てそろっていればいいですけども、全体的に少子化が進行していく中では、少なくとも上伊那圏域くらいの範囲で調整をしなければ学校も生き残れていかないんじゃないかっていうのは想像できるということでもあります。

御質問の中にありますけれども、これから、例えば赤穂総合学科高校にしても、どんな類型ができるのかとか、普通科なくなるから心配だというようなお声もありますけれども、総合学科っていうのは、必修科目は1つだけで、週2時間「産業社会と人間」っていうのを1年生のときにやれば、あとはすごい選択肢がある学校で、あとは全部普通科の授業を取ることもできるわけですし、現に長野県でも市立長野高校は進学型総合学科高校です。県外にも進学型の総合学科でほとんど普通科の授業しかない総合学科もあります。

県の案のように観光とか国際とか、そういう類型的なものも設けるんだっていうことでかなり多様化してあるので、それは見てみないと、もうちょっと議論が煮詰まってこないと困る。だから、もしその中に普通科的な要素の科目ができて大学進学にも困らないということであれば、普通科が総合学科高校に変わったとしてもそんなに心配はないかなというふうに思います。

なお、御質問の中にありました区域外に進学する生徒、飯島はこういう上伊那の南部ですので、飯田のほうに行く生徒ももちろんおります。今まで大体80人～90人の卒業生がいましたけれども、過去5年間の平均は、上伊那から出る子が大体16人、そのうち12人が下伊那の学校です。残りの生徒は私立へスポーツで行っているお子さんや転居で他県を受けるというようなお子さんの状態がありました。

また、教育予算とか施設面積は、予算はもう公開されているので、私も知りようがありません。

それから面積については、例えば駒ヶ根工業はもともと赤穂農商の農地だったところなんですね。あそこは篤志家に寄附されて12ヘクタールもあるんです。工業科で12ヘクタールの敷地を持っているなんていうのは、そういう経過があるから広いわけで、これが新しいところにできれば、私も新設間もない学校に行ったことがありますけど、それは合理的な範囲での面積にしかならないので非常に難しいと思います。

議長

専門の実験とか実習設備については、県が設置基準を持っておりますので、例えば機械科ができればこういう実習室が必要だよねっていうことは県下の幾つもの学校で差がないようにしているので、より最新で充実したものが入れられて、飯島の子どもたちが進路を選ぶときに多様性が確保されて、入ってからやりたいことができるという卓越性も担保できるようなふうであってほしいという期待——今、期待はたくさん持っております。

以上です。

時間です。

〔浜田議員復席〕

議長

8番 堀内学議員。

〔堀内議員質問席へ移動〕

8番

堀内議員

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は地域おこし協力隊の活用と税務支援についてお尋ねさせていただきたいというふうに考えております。

まず1つ目の「地域おこし協力隊の活用について」ということです。

まず地域おこし協力隊とは、都市の地域から過疎地域や住民が減少している地域、条件不利地の地域に住民票を異動して生活の拠点を移した方で、地方公共団体が地域おこしの協力隊として採用すると、その人たちが一定期間地域に居住をして地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR、その他地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図るという仕組みであるというふうに総務省のほうの要綱を見させていただきました。

今、令和2年度でございますけれども、地域おこし協力隊っていうのは5,600人ほどいるということを拝見いたしまして、協力隊員が多くいるということで、地域をよくしたいという決意を持って取り組まれている方っていうのがたくさんいるということは地域の活性化を含めて非常によいことではないかというふうに考えております。

その中で、飯島町では地域おこし協力隊の活動内容をミッションとして設定をしており、隊員が去年は十数名いらっしゃったというふうに聞いております。地域の活性化や地域住民のために活動してもらえる人を、国の支援、総務省のほうの支援もしてもらいながら採用していくというのは町としていい試みであるということで、どんどん採用を続けていただければというふうに考えている次第でございます。

飯島町は別の地域からの協力隊員に飯島のために活動してもらおうと、行く行くはよろしければ飯島町にとどまって定着をしてもらおうと、そんなような方が増えるっていうのも飯島町の住民税が増えたりとか人口が増えるという中では効果的な方法であるというふうに私も考えます。

1—1のほうに入ってまいりますけれども、しかし協力隊員のミッションとして与えられる使命っていうものは、町なか活性化というような形や農村都市交流など、ふんわかした大枠で定められているものがあるということを伺っております。協力隊員の方か

らもちょっとヒアリングをさせていただいた中で、なかなか大き過ぎてつかみどころがないというようなことを聞いたことがあります。

飯島町として焦点を定めたミッションを定めるなどの一定の基準っていうものがあるのか、そういうところ、隊員がミッションというものを明確に描けるような施策というものはあるのかというところをお尋ねしたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

地域おこし協力隊の皆さんには、それぞれの持ち場で大変活躍をしていただいております。飯島町の発展に少なからずお力をいただいているというふうに確信しておりますし、感謝をしておるところでございます。

ただいま飯島町では 12 名の協力隊員にお力添えをいただいております。

町で協力隊を採用する趣旨は、新たな地域の担い手として都市圏から地域おこしに意欲のある人材を誘致しまして地域の課題解決と活性化を進めるとともに、町への定住を図ることによって活力ある飯島町を創造していくことであります。

堀内議員もめでたく地域おこし協力隊の方と御結婚されまして、またこういうすばらしい効果もあるというふうに、余分なことではございますけれども、これも 1 つの効果でございますので、うれしいなあというふうに思うところでございます。

協力隊のミッションは、健康増進事業や観光振興、高齢者買物支援など、行政で行う事業のほかにも伝統技術の承継や商店などの次世代の担い手確保など、様々な分野で採用を行ってまいりました。

詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長

それでは協力隊のミッションについて一定の基準があるのかというような御質問です。

協力隊の募集に当たりましては、飯島町地域おこし協力隊設置要綱、これを基本にいたしまして、募集要項の中で目的や活動内容の詳細、それから雇用条件の基準を示した上で募集をしてきております。これが一定の基準になろうかと思います。

また、採用試験の際には総務課のほか事業に直接関わる担当課も出席しまして詳細な説明を行っておりますので、採用時点でミッションの曖昧なところがあるということはないのかなあというふうに思っております。

協力隊がどのようにミッションに取り組むかはそれぞれいろいろな方法がございますので、当初町からお願いした目標を若干修正していく必要が出てくる場合もあるのかなあというふうに思っております。

いずれにしても、協力隊が思い切って活動できる、そのようにサポートしてまいりたいと考えております。

堀内議員

説明ありがとうございます。

私もまんまと飯島町の施策に乗かってしまってしまったという一人ではあるかというふうに考えております。というのも、私もいろいろとやっている中で女性がやっぱり

	少ないというところもありまして、そういう関わりがあってよかったのかなあというふうに考えております。一部役に立たせていただいたかなあというふうに考えております。 採用基準がある中で説明があるということで、その時点では明確になっているかもしれないですけども、なかなかそこから自分のやりたいことっていうのを見つけるためのところが難しかったという方もいらっしゃると思いますので、よりよいサポートをお願いできればというふうに考えております。 では次の1—2のほうに質問を移らせていただきます。 飯島町の考えるミッションっていうものを果たしてもらうためには、飯島町としての採用基準があると思いますけれども、その中でもどのような協力隊員っていう方がより地域を活性化し、いい変化を起こしてもらえるというふうに考えているのかというのをお尋ねいたします。
町長	協力隊にはどのような人材が望ましいかと、こういう御質問でございます。 欲張った希望を申し述べさせていただきます。 町が求める協力隊員は、地元の人や文化に関心を持って地域になじんでいただいて、人々に耳を傾けることのできる人であるとともに、自身が任期前に培った知識や経験、人脈を最大限に生かして意見交換をしながら町の発展に協調性を持って進められる人材、こんな人材だったら町長になれるかなというふうに思っておるところでございますけれども、欲を申せばそういうことです。 また、活動中も退任後も何か新しいことを仕掛けられる創造力や実行力を持った人が理想だと思っております。 最大限の理想を述べさせていただきました。
堀内議員	採用基準、どういう人材かということで、地元の文化により興味を持っている方や地元の方と協力をしてもらい、協調をしていくという方が望ましいというふうにお話を伺いました。 確かに協力隊員として来る方についても、地元の協力がなければ、これからその先の仕事というのはいまよくないというふうにも考えている次第でございます。 より積極的に活動してもらうためには、飯島町の地域の人をしっかりと自分のミッションに向かって巻き込みながら活動することが必要であるというふうに思います。より飯島町を活性化させるためには、住民の意識というものが変わっていくためには必要なのかなあというふうに考えます。 その周知というものはどのようにしているのかなあというふうに思いまして、ちょっと今回この資料を作成する前に地域おこし協力隊のフェイスブックと今回就任しました森田さんのツイッターというものを拝見させていただきました。常日頃、活動内容、こういう状態でやっていますというような話というものを投稿している方っていうのは、今12名いらっしゃるという話でしたけれども、大体5名程度が今更新を常日頃していると、そして情報を発信しているというような状態でした。これが半年ぐらい遡ったところでも大体同じ人がやっているなあというふうな印象を受けました。 地域にお願いして一緒に協力をしてもらって、より活性化のために盛り上げようとし

ている飯島町の住民と、一部ではございますけれども少しトラブルが起きたりとか、今回イベントを開催するに当たりキャンセルがあったりということで、少し町の協力と一緒にやろうといった方との、ちょっとはしごを外したというか、はしごが外れたといえますか、信頼関係が揺らぐような活動をしている隊員があったという話も中には聞いてございます。

昔から地域を変えるっていうのはよそ者、若者、ばか者みたいな形で言われておりますけれども、このようなトラブルのようなものが頻繁に起きてしまうと、新しくその人が何かをやりたい、新しいことをやりたいというような形で事業を展開していく中でもなかなか協力が得られないということになってしまい、その事業を実行していくのが難しいというような状態になってしまいます。

その中で、ミッションをお願いする中で、今回の採用基準の中には入っているかもしれませんが、この人ならしっかりと目的を果たしてもらえだろうというところをよりしっかりと精査しながら採用をしていただきたいというふうに考えておりますけれども、町としてはどのような見解をしているのでしょうか。お尋ねいたします。

地域創造課長

募集をしまして面接をして、それから採用ということになりますので、採用試験の折には、そういったこちらが示しているミッションを確実にやっていただける本人の意欲だとか能力、こちらとしては最適ということで採用しておりますので、その点はそういうことかなというふうに思います。

先ほどの地元の方々とのちょっとした食い違いだと思いますが、いろいろあるということですが、協力隊のほうに全て責任があるとか、イベントや地元の人に全て責任があるということではないというふうに思っています。やはり飯島町に来られた方と飯島町に住んでいる方のちょっとしたボタンの掛け違いというか、そういうのが主な原因じゃないかなと思います。そういったときにやっぱり間に入るのが町、役場というか行政だというふうに思っておりますので、協力隊と地元の皆さんと力を合せて活動ができるように、役場としてもきっちりやっていきたいと思っています。

堀内議員

お答えをいただきました。

いろんな方が入ってくるということで何かしら地域の方とトラブルがあったりするというふうに考えますが、その中で、そのまま離れて乖離してしまうというわけではなく、しっかり町が入ってそこを穏便にできるようにサポートしていただけるような形を要望させていただければと思います。これからはしていただけるということなので期待をして、協力隊の方が伸び伸びとミッション、自分のやりたいことっていうのをできるようにしていただければというふうに考えております。

それでは1―3に移らせていただきます。

続いて隊員の任期満了後の定住率についてお聞きをいたします。

地域おこし協力隊については任期が1年～3年というふうに総務省の要綱のほうに規定をされています。

飯島町の地域おこし協力隊が任期を全うして、その後、飯島町に定住をしている隊員っていうのは今までの隊員の中でどのぐらいの割合で――うちの嫁さんも一応定住をされ

地域創造課長

たということにはなっておりますけれども、どれぐらいの割合の方がいらっしゃるのかというところと、周辺の地域や同じ規模の町と比較しましてどうなのかというところをお尋ねしたいと思います。

まず県内の状況をお話させていただきたいと思います。

長野県が令和2年度に任期を終了した隊員の動向を調査した結果が出ております。

隊員が任期満了後に長野県内へ定住した割合は85%ということで、他県に比べると高い傾向にあるというふうに言っております。この85%の内訳ですが、活動した市町村へそのまま定住した方が80%、県内の他の市町村へ定住した方が5%というふうになっております。

また地域別に見てみますと、上伊那地域で活動してきた隊員の90%が上伊那郡内に定住し、残りの10%も県内には定住しているということですので、令和2年度においては上伊那で活躍した隊員全員が県内に定住したという状況でございます。

当町でも3名の隊員が昨年度任期満了となりましたが、いずれも飯島町の町内に住んでいただいております。

ただし、当町が地域おこし協力隊制度を初めて活用した平成26年度から令和2年度までの状況でございますが、退任した人が27名おります。この隊員の状況を申し上げますと、令和2年度末現在で町内に居住されている方が17名、割合にして63%、町外に転出されている方が10名ということで37%、こんな状況になっております。転出された方々の理由は様々でございます。若い隊員の将来を考えると転出も仕方ないなあという事例もございました。

協力隊の定住率を上げる対策としましては、退任後も町内に住所を置きまして町内で町の活性化に資する事業内容で起業する、これを条件に飯島町地域おこし協力隊起業支援補助金を交付していることや在任中には隊員との懇談を実施しまして任期満了後どのようなことをやっていくのか相談にも応じております。縁あって飯島町で活躍されている隊員の皆様ですので、飯島町を好きになっていただき、この地にずっと住んでいただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

先ほど率を申し上げましたが、他の市町村のデータがちょっとございませんので比べることはできませんけれども、調べられたら調べて、また御報告させていただきたいと思います。

堀内議員

上伊那としては令和2年については100%の皆さんが県内に残っていただいているということで、上伊那としては採用した方について地元がいいなあというふうに感じてもらえたということは施策としてよいことだったのかなあというふうに思います。

飯島町でも63%の方が残っているということをお聞きいたしました。

その中で、より増やすためにも起業のための補助や相談を毎回していただいて、より皆さんに残っていただけるようにということでサポートをしているという話を聞きました。今後もより皆さんが残っていただけるような形で進めていただければいいのかなあと思います。

その中でちょっと気になったところがありまして、若者のUターンの方の形にもつ

ながるかもしれませんが、若者が定住するときにはやっぱり家が必要だというふうに考えます。その中で、飯島町にも多くの空き家というものはございますけれども、20代30代の方については、空き家に住むっていう方もいますけれども、自分としては家を建てたいなと、きれいな家に住みたいなということもあろうかと思います。その部分を含めまして、家を買うには町としても分譲地のような形で土地開発公社とも協力しながら家を建てる場所を確保して、もし協力隊員っていうのが家を建てますよというような形でしっかりどっぴりと飯島町に住んでいただけるという形になれば、固定資産税もしっかり入ってきますしということも含めまして町独自に補助を上乗せするというような施策があってもいいのかなと思いますけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

地域創造課長 協力隊員、ぜひ定住していただきたい、これはもう町の望みでございますのでいろいろな支援をしていきたいなあと考えております。

今、町では、人口増プロジェクト、これを立ち上げてやっております。協力隊に特化したものではないかもしれませんが、もっと広い意味で若者が飯島町に定住していただける施策、これを今プロジェクトで研究しておりますので、その中で議員から今御提案のあったことも検討する中で、よりよい支援策を検討していきたい、そういうふうに思っております。

堀内議員 では人口増プロジェクトについてしっかりと研究をしていただいて、より皆さんが来やすい飯島町にしていいただけるように要望をしたいというふうに考えております。

では地域おこし協力隊につきまして1―4のテーマに移らせていただきます。

任期満了後の就業実態についてお尋ねいたします。

飯島町として協力隊員の任期が終わった段階でどのような就業になっているか、どのような職に就いているのか、しっかり自立できるような、しっかりとした所得を確保できているような職業に就いてるかっていうところをしっかりとサポートして確認しているのかというのをお尋ねいたします。

地域創造課長 地域おこし協力隊の隊員退任後の就業の把握についてでございますが、まず任期中には所属する担当課を通じまして任期満了後の就職の思いなどを聞き取って把握に努めております。

退任後ですが、起業支援補助金を交付した方、この皆さんについては数年後に様子を伺っておりますが、全員に対してのしっかりとした追跡調査などは行っていないのが現状でございます。

退任後に安心して飯島町に住んでいただけるよう、任期中におけるコミュニケーションを今まで以上に大切にするとともに、退任後も一般の移住者の皆さんへの対応と同じような関係を保ちながら、先ほども申し上げましたが、悩みやトラブル、こういったものがある場合は気軽に相談していただけるよう町としてもサポートしてまいりたいというふうに思っています。

堀内議員 地域おこし協力隊の隊員として役場で採用されて働いている部分についてはしっかりとサポートをしていただいていると思いますけれども、ぜひ退任後についても、何です

	かね、あまり知り合いもないところのような飯島町に来ていただいていると、せっかく来ていただいているということもありますので、定住の部分にもなるかもしれませんけれども、しっかりとコミュニケーションがうまく取れて、その中で何か困り事があればしっかりとサポートをしていただくというふうな形で進めていただければと思います。これは定住を促進するという制度の目的がございますので、丁寧に行っていただきたい。この中で、多分ここでどういうふうにサポートをしていくかで住みたい、住み続けたい町、地域づくり、そういう形でつながっていくのではないかなあというふうに期待しております。 最後に、この部分について町長にお尋ねしたいかなあというふうに考えております。飯島町にせっかく来ていただいたという方で、多くの地域の中からせっかくこの町だというふうに飯島町を選んでいただいて、地域のために活動する決意を持ってきていただいた隊員の皆様、飯島町で今後暮らしていきたいと思ってもらえるように、しっかりと飯島への愛着、お互いさまの精神、こういうものも身につけながらやっていただければと思いますけれども、その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。
町 長	今後も協力隊の皆様に飯島町に住み続けていただきたいという思いは、堀内議員と一緒にございます。同感でございます。 大事なのは同年代の仲間がいることだと思います。議員のお立場の中で、ぜひそういう仲間づくりにまた御尽力をいただきたいと思っております。
堀内議員	では、町としても同年代の仲間というものをしっかりつくっていただきながら活動していただきたいと、私たちもサポートできるところはしっかりと、地域おこし協力隊の皆様に協力できるところは皆さんで、町のみんなを含めてやっていきたいというふうに考えております。 最後に、今年の8月末、任期の途中で辞められた隊員の方がいらっしゃるということで、与えられたミッションや業務内容が合わず任期を全うしないで辞められる方がいるという話を聞いております。この中では、全うできていないというのはやっぱりサポートの部分で不足しているのではないかとということもございますので、しっかりとミッションが果たせるように現状を逐次確認しながら検証してもらい、協力隊を用いながら持続可能な飯島町になるように活動をしていただきたいというふうに要望をさせていただきまして、2番目の質問に移らせていただきます。 2番目といたしまして「町民への税務支援について」お尋ねをさせていただきます。 まず2―1といたしまして税務申告書等の手続の簡素化の研究というものになります。 今回の第6次総合計画におきまして、公平で適切な税収の確保を目指すという基本計画の中に税務申告等の手続の簡素化の研究っていうものを行うっていう記載がございました。 まだ総合計画は今年スタートしたばかりでございますけれども、細かいところは決まっていないかもしれませんが、現在の進捗状況と今後の方向性というものをお尋ねいたします。
町 長	飯島町の第6総合計画におきまして「美しく快適な暮らしの環境を 未来へつなぐ」

という基本目標を掲げてございまして、「税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴税に努め、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保を図ります。」と、こういうことが述べられているところでございます。

税金の賦課徴収は公平性の観点から法令に定められた手順に沿って行うのが基本でありまして、国がマイナンバー制度による運用を推し進めている中、当町でも国から出される情報を的確に捉えまして適時な対応を進めることが肝要かと思っております。

詳しい進捗状況につきましては担当課長から説明させていただきます。

住民税務課長

それでは具体的な内容ということで、マイナンバー制度の導入によりましてネットワークシステムを通じた情報の取得ですとか提供を行えるようになって、従来、所得証明書の添付が必要だった社会保障分野でありますとか高校の授業料の無償化等、各種の手续におきまして所得証明書の添付が省略できるようになってきております。

また、マイナンバーを用いることによりまして会社の皆さん、それから個人から提出をされる課税に関する複数の情報につきまして速やかに、また確実に結びつけることができるようになってきております。

さらに、マイナンバーカードをお持ちの方につきましてはパソコンやスマートフォンを利用しましたe-Taxによる確定申告をしていただけますので、多くの方がお見えになる会場に出向いていただく必要がないため、新型コロナウイルス感染症対策の一環として今年の確定申告の折にも広報紙、有線テレビ放送、ホームページ等、各種の媒体によりましてお知らせをさせていただいたところでございます。

そのほか町独自の対応といたしましては、転出、転入や死亡手続等の際、各種の手続を一度に行っていただく窓口ワンストップ化を図っているんですけれども、この中で税に関する手続につきましても一連の流れの中で済ませていただけるように取組をいたしているところでございます。

また今後についてということですが、冒頭、町長も申し上げましたとおり国の方向性に沿って進めていくということで、町ではこの7月からスマホ決済を始めましたけれども、この春の税制改正によりまして、現在は納付書に通常のバーコードが印刷をされていますけれども、こうしたものがQRコードになるですとか、国全体の標準化に向けまして税の関係も段階的に進められていくということが決定をされております。

これにつきましては、情報の主幹である総務課、それからシステム関係は上伊那情報センターのほうで中心になって進めていくんですけれども、上伊那管内の市町村との情報共有や連携を深めていく、それから何と申しましても国税庁が税制の要でございますので、そちらから発信される情報を確実に捉えてスムーズに移行をしていけるように進めてまいりたいと考えております。

堀内議員

総務省も含め自治体DXに取り組んでいる中で、町独自のワンストップ化のサービスやスマホ決済、QRコードというものでいろいろと活動していただいている中ではございます。

私もマイナンバーカードを持っております、結構しっかり使っているんですけれども、やっぱり移住をするときにどっちかの役場に行けば手続が両方できるというような

形で、遠方に居住地を変えたときに、あっちに出して、忘れていたらまた戻らなきゃいけないとか、そういう手続の煩雑性が大分少なくなったということで、利便性がしっかり上がっているのかなあというふうに実態としても感じております。

町としても、今後、より効率化を進めていただけるように要望をしたいというふうに考えております。

では2-2の申告相談、申告受付について質問をさせていただきます。

町の賦課する住民税につきましては、町民の前年の所得税を基に計算をして個人ごとに納付を行ってもらうという賦課課税方式というのが地方税法5条に規定をされております。

住民税の基となります所得税につきましては、住民が自ら申告を行いまして税額を確定した後、各自が納めるという形の申告納税制度と言われるものを規定しています。

ただ、その中でも会社員や役場の職員など給料のみで終わる場合については年末調整という形で12月に書類をあだこうだしながらやっているというような形で、一年間の所得税の申告が終わるというような形の仕組み、立てつけになっております。

町の住民税につきましては、固定資産税と並んで町の運営の根幹をなす大切な税金であるというふうに捉えております。

先ほども国税庁のほうからいろいろ改正があったときのつていう話ですけれども、近年、人的控除と言われます基礎控除の金額による変更や配偶者控除、配偶者特別控除や海外にいる扶養者——外国からこちらに働きに来ている方も対象になるかもしれませんけれども、その中でどういう扶養者がいるかというところの確認やチェックというものが細かく改正されるなど、より煩雑化している現状にあるというふうに思います。

住民の皆様からも多くの相談を受けることと思いますが、その中でも適切な申告相談をする対策というものを町としてはどうやっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

住民税務課長

町で申告期間中に相談を受けさせていただいているもの、今御説明がありましたけれども住民税の関係、それから所得税の関係がございます。

町で受けられるのは、白色の所得税の確定申告と、それから住民税の申告になるんですけれども、これにつきましては、例えば今年の2月16日から3月15日までの間に納税相談、申告においていただいた方の情報と申しますのは令和2年の1月1日から12月31日までの一年間の収入、支出、それから扶養等の状況を申告いただいたものということで、確定申告の税情報が令和3年度の住民税の賦課情報になりますので、こうした中で納税相談を承っているものでございますけれども、町の職員は税理士ではございませんので、申告・納税相談を受ける場合には税理士法第50条の規定によりまして確定申告の時期に限って国の許可を受けて申告書類の作成等の相談業務をさせていただいているところでございます。

適正な相談受付のためには申告期間の前に広域的な職員研修、例えば税務署であるとか、県レベルであるとか、こうした中で研修や打合せ会が複数回行われておりまして、町の職員もこれらに参加をしているところでございます。

また申告に際しまして町の職員では判断ができないようなものもございますけれども、こうしたことにつきましては、その都度、伊那税務署に電話で確認をしながら間違いないように対応をさせていただいているところでございます。

さらに、町の申告会場ではございませんけれども、税理士の会員の皆さんの事務所における無料相談の広報等もさせていただいております。

令和2年分の所得の申告につきましては1,033名の方に役場の相談会場のほうへお越しをいただきまして1,587件のデータの取扱いをさせていただきましたけれども、特に大きな問題もなく、適正な取組ができたのではないかというふうに感じているところでございます。

堀内議員

町としても申告の内容、受ける範囲っていうのもしっかり決まっている中で、その範囲を超えるものについては、上伊那であれば「いなっせ」や税務署、税理士の方っていうのを案内しているというような形になろうかというふうに思います。

研修をしっかりしているというふうに、広域的な研修があるというふうに確認をいたしました。

しかし、役場の職員っていうのは数年で配置が変わったりというような形で、担当者が変わってしまうと、数年いた方についてはそのまま知識が蓄積してすぐ対応できるかもしれないけれども、初めて来てそのときの申告でとなると、結構煩雑化している状態もあるという中で、適切に対応するのは時間がかかったりとか難しいんじゃないかなあというふうに考えられるところではございます。

その中で、住民の相談に対応するために、昔は行っていたというふうに聞いておりますけれども、税務署の職員や税理士の方に役場の1つの会議室か何かにてもらって、税務相談の期間、税務相談の場所を設置して開催していただくなど、税務支援っていうものがより適切に住民税の課税所得を把握するためには必要だと思いますけれども、町としての見解をお尋ねいたします。

住民税務課長

議員おっしゃるとおり、かつては町でも税理士の無料相談をお願いしておりました。これにつきましては、関東信越税理士会伊那支部というところがあるんだというふうにお聞きをしておりますけれども、こうしたところからの派遣を税務署の調整をお願いをしていたというふうにお聞きをしております。現在はそうしたところからの派遣はいただいておりますことと、近隣の市町村でも実施をしていないということをお聞き取りしております。

税務の申告というのは御本人にさせていただくことが基本ですけれども、こうした環境のために税理士による御相談をということだと思っておりますけれども、税理士の先生方によって申告相談の受け方が違います。紙で書類を作成される方、それからデータの扱われる方、そうしたものを扱う手法が違うということでありますので、町の会場ではなく個々の事務所または「いなっせ」でお願いをしているというふうになっております。

堀内議員

私も税理士という立場で、パソコンを使う方、紙だけでやる方、年齢によっても様々に異なってくるかと思っておりますけれども、相談に乗ることについてはしっかりどの方でもできるかなあと、長年培っている知識等がありますので、しっかりやっていただけるの

ではないかなあというふうに感じておりますので、ぜひちょっと検討をしていただければというふうに考えます。

では2—3の電子申告についてに移らせていただきます。

現在、国の方針としまして、税務申告につきましては、住民税も含めてだと思えますけれどもパソコンから送る電子申告というものを推進しております。

上伊那管内の所得税の申告書の状況を見ますと、「いなっせ」会場も電子申告で送っているというような実情もありますけれども、かなり多くの方が電子申告を行っているというような状況がございます。

その中で、e-Taxを用いて作成を——国税庁のホームページにe-Taxっていう確定申告書作成する場所があるんですけども、それを行いますと手で入力するよりも、いろんなものを書いたときに足し算を間違えたりとか、そういうことがなく、自動的に計算は行いますので、そういう間違いっていうものを町でも検査することが少なくなるのかなあというふうに考えます。今年作ったデータというものを翌年のデータとして使えるというような様々な利点があります。

町としてもe-Taxの利用促進をしているという形ではございますけれども、今後、よりたくさん使っていただく、利用を促進するためにどのような施策が必要になるかというのをお尋ねいたします。

住民税務課長

議員おっしゃりましたとおりe-Taxは大変有用で、電子申告は活用をして進めていきたい内容でございます。電子申告につきましては、申告をしていただく側だけではなく事務効率の観点からも大変有用であるというふうに考えておりまして、町としては引き続き電子申告の利用促進に力を入れていきたいというふうに考えております。

e-Taxによります確定申告のメリットは、自宅においてになったままインターネットで申告手続が完了をする手軽さだというふうに思います。

議員からもありましたけれども、国税庁の確定申告書作成コーナーというコーナーがありまして、ここで作成をいただいたデータは、申告の期間中、24時間、朝でも晩でも夜中でも、いつでも提出をいただくことが可能でございますし、社会保険料控除の証明書ですとか生命保険料控除の証明書等、紙で申告をいただく場合にはたくさん資料をつけていただく必要がございますけれども、こうした書類の提出も省略をいただくことができますし、また還付を受けていただく際、紙での手続に比べて大変短い期間で済むというような利点がございます。

また、一般の電子申告とは異なるんですけども、町の申告会場においていただいた方の申告内容につきましては、職員がその場で申告受付用のシステムに入力をさせていただくんですけども、数字を入力するとシステムの中で計算ができまして、その場で内容を御確認いただくことができるようになっております。その計算結果によりまして所得税の課税資料として税務署へ送る必要のあるものは送るための処理を事務的に行った上で伝送をすることになっておりますし、住民税の課税情報につきましてはシステムの中へ蓄積をしておくことができるというものでございます。

行政報告書の中には直近3年間のみの掲載になっておりますけれども、御自宅、町の申

堀内議員		告会場、「いなっせ」等別会場で所得税の申告が電子的に行われて、住民税の課税情報として反映をされた件数を記載してございますけれども、データを取り始めた平成 27 年度の 445 件から令和 2 年度では 1,510 件と 3.4 倍ほどになっております。 デジタル庁が発足しまして、今後、マイナンバーカードの活用がさらに進められてまいります。電子申告の利用促進には力を入れて取り組んでまいりたいと思います。 一層の電子申告の利用促進をお願いしたいと思います。 今回、コロナ下でいろいろと行政に対して所得証明のために確定申告書の写しが要るというような状況、月次支援金、一時支援金等もそうですけれども、その中で、この前お聞きしたときに、町でやっている電子申告用の受付のシステムでは収受印の代わりになるものっていうものが今は現状ついていないというような状況があるというふうにお聞きをしております。なかなか役場でやる方がそこまでの申請がしっかり必要になるものがあるかというところは分かりませんが、今回の休業要請の支援金はつけないかもしれないですが月次支援金のほうでは確定申告書の写しっていうものが必要になってくるということで、そのあたりの収受印っていうものがどうつけられるかっていうところも検討していただく必要があるのかなあというふうに思いました。 最後になりますけれども、仮に e-Tax で作ってきた住民がちょっと聞きたいんだけどっていう話で町に相談に来たときについて、自分の持ってきたノートパソコンは役場の中には Wi-Fi 環境がないっていうことで開けないというような現状が今は起きております。調べものをするにもできないというような状況がありますので、ぜひ庁舎の中にも自由に使えるような無線 LAN っていうものを配置していただければ、より相談をしやすいような環境になるかなあというふうに思いますので、今回の庁内システムの再構築をしていく中でさらに再検討していただければよいというふうに考えます。これは要望とさせていただきます。 以上で一般質問を終わりにさせていただきます。 〔堀内議員復席〕
	議 長	ここで休憩を取ります。再開時刻は 11 時 10 分とします。 休憩。
	休 憩	午前 10 時 55 分
	再 開	午前 11 時 10 分
	議 長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 5 番 坂本紀子議員。 〔坂本議員質問席へ移動〕
5 番 坂本議員		それでは通告に従いまして一般質問をいたします。 最初の質問であります「地域複合営農への道パート 5 を実現するには、国の戦略をい

ち早く受け止め、計画的に進める必要があるが」を順を追って尋ねていきたいと思います。

この国の戦略というのはカーボンニュートラルのことです。

ちょっとカーボンニュートラルの説明をしたいと思いますので、温暖化の話を少ししたいと思います。

地球温暖化はいつ頃からなのかというと 20 世紀の 100 年ほどのことだと思います。温室効果ガスの二酸化炭素、メタン、フロンなどが大気中に増え過ぎて宇宙に逃げられず地表にたまることで地球温暖化が進んできております。

思い出せば、私が中学生の頃、1971 年、昭和 46 年頃なんです、そこら辺あたりから千人塚の天然水が年々薄くなり、スケートができにくくなりました。温暖化のためだとそのときに言われました。

あれから 50 年、世界の経済発展とともに温暖化は加速し、進んでおります。

1997 年の京都議定書、2015 年のパリ協定、このときに 159 か国が加盟したのに削減・抑制は進んでおりません。

10 年ほど前から目に見える地球全体での変化が各地域で起こっております。大型の台風、大規模な自然火災、大寒波、今年はカリフォルニア州のデスバレー、またの名を死の谷というところですが、そこで 54.4 度の気温を記録しました。地球の大気と海流の流れが乱れ、災害の規模も大型化してきております。

そういった中、2007 年にノルウェーの首相が 2050 年までに国家レベルでカーボンニュートラルを実現すると政策を発表しました。

カーボンニュートラルは、日本語では炭素中立という意味で、何かを生産したり一連の人為的活動を行った際に排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという意味のことになります。

カーボンニュートラル連合に加盟している国は 2021 年 1 月現在 124 か国、中国も入っておりますが、中国は 2060 年を目指しており、これの 124 か国というのは全世界の 3 分の 2 に及びます。

菅総理は今年 4 月に日本もカーボンニュートラルで 2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すと発表いたしました。

前置きが長くなりましたが、カーボンニュートラル実現のために各省庁の政策がつけられ、これが農林水産省のみどりの食料システム戦略になっております。

この内容は、昨日の信毎にも内容が載っておりました。みどりの食料システムのシステム戦略の中身としては、全国にモデル地区を創設し、技術開発への財政支援が柱となり、中長期的な取組を後押しする、農林水産業の持続性と生産性向上の両立を目指す、また化学農薬の使用量半減や有機農業の面積拡大、デジタル技術を活用した効率的な生産体制構築など 14 の目標を掲げております。

1—1 であります。

この政策の中には当町が平成 16 年より自然共生栽培に取り組んできた政策をさらに具現化する内容が盛り込まれております。今後の町の対応は具体的にどのように進めて

	いくのでしょうか。それをお聞きいたします。
	〔下平町長登壇〕
町 長	お答えいたします。 みどりの食料システム戦略は、2050 年に向けて農業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現しようという戦略でございます。 取組の方向としては、調達、生産、加工、流通、消費の各分野におきまして環境負荷軽減などが幅広く挙げられていますが、当町では環境共生栽培やミヤマシジミの保全活動など、既に取り組んでいるものもございます。地域複合営農への道パート 5 の中で掲げた 10 か年の目標にまずは取り組んでいきたいと考えています。 また、日本の持続可能な食料供給システムの一翼を担っていくために、この戦略に注視しているところでございます。 これと併せて飯島町が 6 次総でプロジェクトとして立ち上げたのが環境循環ライフ構想でございます。水力発電、バイオマス発電、アグリイノベーション 2030、この辺は脱炭素に大きく関わる事業でございます。これを進めることにおいても減炭素に大きく寄与するものと確信しているものでございます。 〔下平町長降壇〕
坂本議員	今、6 次総にも盛り込まれている、6 次総の中で循環ライフ構想が減炭素を目指しているという話もありました。 地域複合営農の 10 年間の中でこれを実現化していくというお話でしたが、もう少し具体的な話、今年の話なので、今後これに予算措置がたくさん入ってくると思います。そういう中で、町は 1,000 ヘクタール自然共生農場というのをやっているわけですし、その中で具体的な形でどういうふうにやっていくかという、そういうお話を聞きたいのですけれど、その点はいかがですか。
産業振興課長	ただいま予算措置のお話が出ましたけれど、それは 1—2 の予算、その方法、ここら辺の 1—2 のほうに入ってきたということによろしいんですか。
坂本議員	では 1—2 に変わります。 その戦略の中では、生産地である当町に関わる内容として、化学農薬の使用量のリスク換算で 50%減、化学肥料の使用量の 30%を低減する、耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%、100 万ヘクタールに拡大する、これは日本全体の面積でございますが、そういうふうに掲げております。 町は既に法人として農地がまとめられています。そしてなおかつ共生栽培の米作りをしております。計画的に取り組めば早い段階で 1,000 ヘクタール自然共生農場づくりは実現可能と思われます。それに係る予算や方法もみどりの食料システム戦略の中には示されていると思いますが、町の具体的な取組の手順をお尋ねしたいと思います。
産業振興課長	ただいま議員よりお話の出ているみどりの食料システム戦略につきましては、今年の 5 月に策定されたところでございます。詳しい内容については市町村レベルまで下りてきておらないところ、また市町村を対象にした説明会は開かれておりませんが、当町の担当としましても農水省の動きについては十分注視してきているところでござい

ます。

それと、少し町長の答弁の中でも触れてきているところがございますけれど、当町については既に共生栽培のほうに早くから取り組んでおり、また議員のお話にもあった飯島町 1,000 ヘクタール自然共生農場基本計画、これについても平成 18 年度に策定してきて、いわゆる 1 つの農地、農場というだけでなく、もっと広い範囲にわたってそこに生きる植物や生物の多様性も含めて考えてきております。これは戦後の農薬散布、そういった反省も踏まえて既に取り組んできております。それらについては既に地域複合営農の道パート 5 にも盛り込まれて 10 年後が示されておるところであります。

今回のみどりの食料システム戦略、これは 2050 年までに、今、議員のおっしゃったとおり化学農薬について 50% 減、化学肥料 30% 減等々が示されております。

当町の今の自然共生米、越百黄金については、今、令和 2 年度の実績では 38 ヘクタール、水稻面積の約 7.6%、また令和 12 年度の目標は 100 ヘクタールと水稻面積の 20% ということで、これについてもみどりの食料システム戦略と同じような方向で進んでいるというふうに考えております。

続いて予算の関係ですが、みどりの食料システム戦略の今年度については具体的な予算は示されませんでしたけれど、令和 4 年度、今、農水省の概算要求が出されたところでございます。みどりの食料システム戦略につきましてはおよそ 100 億円近い予算要求がされておるところでございます。ここの中の技術革新や、また財政措置、こういったものについては十分注視しながら今後を見据えてまた取組を進めていきたいというふうに思っております。

坂本議員

今言われましたので、これからことなんですが、地域複合営農への道パート 5 の冊子ができたわけなんですけれど、今まで 1,000 ヘクタールの自然共生農場づくりの表記が最初のページの表面に掲げられておったわけなんですけれども、それがなくなってしましまして冊子の内部に入ってきております。1,000 ヘクタール自然共生を町内全部でやるっていうのは、すごい進まない大変なことであつたし、今までなかなか進んでこなかった政策ではあつたんですけれども、それが表紙に掲げられていることが、私はすごく意義があるというか、よかったと思うんですけれど、書いてないというのはちょっと残念な話だなあと思っておりますが、それはどうして書くことをやめたんでしょうか。

ちょっとその点を聞きたいのと、昨年の 9 月議会での質問で政策実現のための目標の数値化を求めています。冊子の内容を読ませていただきましたけれども、数値化的な具体的な記載はありませんけれど、記載はなかなかできなかったんでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

表記の問題をいただきましたけれど、1,000 ヘクタール自然共生農場づくりが飯島町から消えたわけではなく、中を御覧いただくと分かりますけど 1,000 ヘクタール自然共生農場づくりというのは政策の中で今でも生きているものでございます。

それと、すみません、去年の質問ということで数値化の質問をされたようなんですが、すみません、何の数値なのか具体的に教えていただけたらと思います。

坂本議員 政策を数値化して、要するに行政評価書みたいな形でっていうか、例えば先ほど言われたみたいに令和5年に水稻の20%を共生栽培にするみたいな、具体的な、そういうのを書いたほうが実現するのにやりやすいのではないかなというような質問をしたわけですけど、言葉では書かれているんですけど、具体的な数値としては挙がってきていないと思うんですけど。

産業振興課長 農業をどういうふうに数値化するっていうのは非常に難しいところでございますけれど、パート5では作物の振興方針という項目を設けながら、10年後に向けての具体的な数量、面積であるとか収穫量であるとか、それを品目別にさらに詳しく示させていただいておるというふうに認識しております。

坂本議員 品目ごとにということであります。なかなか農産物は土地の面積とそれに対する水稻、野菜、それぞれがあるので具体的というのは難しいかもしれませんが、当町は米がやっぱり主力でありますので、先ほど言われたみたいに、現在38ヘクタール水稻の7.6%が共生栽培だとしたら、それを20%にアップするみたいな具体例を、おっしゃったことをそのまま書いていただくと非常に分かりやすいというか、進めていくほうも分かりやすいのではないかと私は思っておりますので、もうできたものなので、それは政策の中で実現化のパーセンテージを持ってやっていただければいいかと思います。

それでは1—3に行きます。

8月6日に松川町で信州オーガニック議員連盟が開かれ、県内から30名以上の方が来られ、Zoomで参加する方もいました。

松川町の宮下町長は、小さな頃、20歳くらいまでしか生きられないと医師から言われ、お母さんが体質を改善すれば助かるかもしれないと無農薬の玄米、また野菜などで食事療法をして現在に至っております。今は健康だということですが、町長は食と腸内細菌の大切さを実感されており、町内の有機食材を学校給食に使いたいと2年前から生産者育成を始めております。

手順としては、まずは1年の間によく使われる根菜類から始めていこうとニンジン、タマネギ、ジャガイモ、長ネギを無農薬で堆肥を使い育てております。JAの指導員や土壌診断など、県の補助金——これは有機栽培をするということで県の補助金がつくようでございます。それで県の補助金を充てております。

有機食材を給食で使うという話を聞いて、この話が出てきたのは2年か3年くらい前だったんですけども、これをどうですかというお話を町長に持っていった方がいて、すぐに実行に移す機動力の高さはすごいなと思ってしまいました。

現実的には、もう給食で使っております。給食では、有機栽培というと既存の商品に比べて大きかったり小さかったりとか、そういうのもありますので、そのときに納品される大きさをそろえていただければ給食室のほうでも対応できるということで、そこにコーディネーターというわけではないんですけど、栄養士さんだと思ったんですが、その方が対応して給食に使っております。

当町では共生栽培の米を学校給食で使うことが2年ほどかかり実現しましたが、米以外、それ以降はなかなか進んでおりません。

	昨日の吉川議員の質問への答えでも担当するコーディネーターの不足を言われました。 担当課が教育委員会だけでは、給食の自給率、町内産のものを使うということは非常に難しいと思います。農政係も加わり、また生産者の掘り起こしをしなければいけませんので農協の方たちとも協力しなければならないと思っております。 給食に地元の生産者が結構関わっていったのは、4～5年前には結構いらっしゃったかと思うんですけども、高齢でやめられた方たちもいて、このところ地元の野菜を納品する方っていうか、これに関わる方が減ってきていると思われま。 自給率を上げるということの取組が私は非常に遅れているというか、ここ数年の現状を見ていてもやる気がないというか、やっではいるけれど形になっていないというか、そういうふう思うわけですけども、その点いかがでしょうか。 また、昨年3月の質問では、調理員の方を正規職員にしたかどうかと、せめて1人でも正規職員にしたかどうかという労働環境の改善を求めた一般質問を私はしておりますが、その点の実現はいつになるのでしょうか。 この2点についてお尋ねしたいと思います。
産業振興課長	それでは私のほうで農産物の関係について少し話をさせていただきたいと思います。 有機栽培、松川町の取組の話をいただきました。大変すばらしい取組かと思っております。 ただ、有機栽培っていうのは化学肥料や農薬を使用しない栽培方法でございまして、より安心・安全な作物ができる一方で、とても難しい栽培ということも言えます。 有機栽培農家は、雑草や害虫などに日々頭を悩ませながら、科学的なものを使わない、混ぜないよう最大限の配慮と対策の中で作物を栽培しております。一般的な農業に比べて生育はゆっくりで、収穫量も少なく、病害虫に対する抵抗力も低いという、そんな状況ではございます。 議員の話にもありましたけれど、今、給食センターへ越百黄金、共生栽培は1万2,000キロほど搬入させていただいておる状況であります。 他の有機栽培ということもありますけど、なかなかそういった難しいところも、また御理解いただきたいと思います。 ただし、先ほどからも出ておりますみどりの食料システム戦略、ここの中でまた新しい技術や支援策、そういったものが出れば十分活用していきたいなというふうに考えております。
議 長	給食センターの職員の正規化については通告外ですので、支障のない範囲でお答えになられるのであればお答えを求めます。
副 町 長	給食センターの正規職員化につきましては、給食費の関係ですか、昨日、吉川議員の質問の中でも教育委員会のほうでお答えをしておりますけれども、今後の様子を見ながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。 以上でございます。
坂本議員	課をつながつた対応はどうなっていますか。
議 長	坂本議員、質問は挙手してからしてください。

坂本議員 先ほどの課をまたいで、教育委員会だけではなく、農政係ともコンタクトしなければ
できないと思うんだけど、その点はどういうふうに進めていきますか。

副 町 長 昨日も吉川議員の質問にございましたように、コーディネーター役ですとか、そうい
うのは大変難しい役だなあというふうに思いますし、年間を通して給食に地元産の野菜
等を配置していくとなりますと、その辺のところを教育委員会だけでやっていくのは大
変難しいというふうに考えておりますので、その辺につきましても各課横断の中で考え
させていただきたいというふうに思っております。

坂本議員 以上でございます。

坂本議員 そうですね。教育委員会は、どちらかというと食育というテーマでは非常にマッチン
グすると思うんですけど、やっぱり材料を作るということは、やっぱり農政とかJ A
とかということになると思います。

最初から有機、低農薬とは申しませんから、せめて地元の農産物のやっぱり使用量を
上げるってということが非常に大事なことだと思います。それには、やはり一般の流通の
野菜を作るというよりかも、子どもにとっても安全性の高い、多少ばらつきがあるかも
しれませんが、そういうものを食べるってことで生産者とまた子どもとの間で
話合いとか、作るにはどうすればいいとか、そういう問題、食育的な観点もあります
し、この町をふるさとと感じられる、そういうことにもなるかと思っておりますので、ぜひ積
極的な取組をお願いしたいと思っております。

1—4に行きます。

昨日の吉川議員の発言の中にもありましたが、地元食材の地産地消率を上げるため
には仕入れのコーディネーターが必要であるということでありまして、今のお話では
ちょっと今すぐってことは難しいというお話でした。

生産者が一番近いところにいるというのは、うちの町には道の駅が2つあります。
どちらかに協力してもらおうというのは非常にすぐできることだと思いますが、道の駅の
生産者たちに協力していただくという、そういう点を考えますが、その点はいかがでし
ょうか。

産業振興課長 給食の食材調達では地元産の食材を優先して選択できる仕組みがありますが、安定供
給と保護者に負担をいただくための適正な価格を最優先する必要もあると思います。状
況に応じて地元産以外の食材も仕入れている状況と聞いております。

地元産の利用拡大を図るに当たっては、在庫調整や価格等が課題となつてまいります。

当町の2つの道の駅には直売用の野菜が集まってきておりますが、道の駅自身の仕入
れに追われる中で、給食食材の安定供給や在庫調整、価格の面において道の駅がこれ
を担っていくというようなことは荷が重い業務かと考えております。

町 長 昨日も吉川議員から学校給食の地産地消について話題が提供されまして、教育長から
説明させていただきました。

また本日は坂本議員から同類のお話をいただいております。

町としても学校給食についての地産地消について意識を持っておるということは間違
いないんですけども、やっぱりもう一歩踏み込むべきではないかなというふうに感じ

ております。

いろいろの課がそれぞれできない理由は述べておられる。しかし、できるにはどうしたらいいと、こういう提案がないような気がしております。

宮田の例を挙げていただきました。あれは、まず完成形であるというふうに思っています。ああいう形になるには、やはり試行錯誤を何年もした形の中で人が育ち、システムが育ちてきておるかなあというふうに思いますんで、あの形を今つくって、すぐにスタートということは到底無理なことであろうと、こういうふうに推察します。

しかし、だからといってそれに手をつけられないのではなくて、今できることから一步步ずつ、キュウリ1本からそれを供給していくと、こういうことの中で歩きながら問題を解決していくという方向がいいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

今回の議会につきましてはお二方から貴重な提案をいただいておりますので、どのようにしたら少しでも自給自足ができるようになるのかということのチャレンジをやったりしていくことが必要だろうと、このように感じております。

坂本議員

町長にそう言っていただけたので期待いたしたいと思います。

松川は何で素早くできたかっていうと、やはり県に有機栽培をやるということで指導を仰いだというか、指導員の方が来て、生産者の方は一般栽培をやっていた方でした。一般栽培の方と、それから初めてチャレンジした方と、それから多少やっていらっしゃった方、3種類の方がいらっしゃったんですが、手順を踏んで、最初は土壤検査をして、そこで土のバランスを見てから有機資材の投入には何を入れたらいいかということを経験者の方に定期的に見てもらって、ロータリーをかけるときと、それを発酵させていくというか、そういう細かいところまで見ていただいて、その費用は県の補助金で賄っていたと聞いております。

そういうやり方をすれば具体的に——化学肥料を低減してやっていくほうがはるかに生産者の方にとってはやりやすいとは思いますが、初めての方でもそういうふうな形でできたはずなので、やればできるのではないかと私は圃場を見て感じております。

ぜひ、今、町長が言われましたように意欲を持っているということなので、期待しておりますので、やっていただければと思います。

次に2に行きたいと思います。

「コロナ対応は充分に出来ているか」という点で、2—1でございます。

町が7月に行った住民アンケートの結果はどのような内容でしたでしょうか。その点についてお尋ねします。

町長

町では、7月中旬から8月10日までの間、新型コロナウイルス感染症に関わるアンケートを実施いたしました。

町内在住の16歳以上の方から無作為に3,000人の方を選び、郵送にて個別に依頼をさせていただきましたが、これまでに1,128人の皆様から回答をいただいたところでございます。

アンケートへの御協力に対し、この場をお借りいたしまして心より感謝を申し上げます。

アンケートは回答数や回答項目も多うございますので、ただいま集計中でございます。
集計結果につきましては、早ければ9月の議会全員協議会で概要を御報告させていただけるかなというふうに思っていますけれども、その後、広報いいじま等を通じて町民の皆様にもお知らせしてまいりたいと思っております。

坂本議員　ここで結果が聞きたかったんですけども、まだ集計中だということでしたので、では2—2に行きたいと思います。

中小企業の方の貸付枠の拡大や返済日の延長の対応の話は伺いましたが、小売や自営業の実質的な支援はしないのでしょうか。

ということは、このところ宮田とか南箕輪とか、具体的な支援をやっております。それは給付金の支援もやっております。

コロナ禍が2年目に入り、特に飲食店、それからお酒を販売する取扱店、それから衣料品関係のお店などは売上げのほうで厳しい状況になってきているということを聞いております。そういう方たちに対する具体的な町の対応は考えていらっしゃるでしょうか。

産業振興課長　経済対策の関係になりますけれど、まず8月の19日に全員協議会でこちらのほうから飯島町商工業振興資金融資制度についての見直しをお話させていただきました。コロナを受けて、令和2年度、現行制度を大幅に拡充してきたということ、ただ、今の現状は新たな融資を受けるというより返済に非常に困惑していると、それらを受けまして、これから先の融資制度について借換え制度を認めるという内容で全員協議会でも説明をさせていただきました。

この中にも、今ちょっとお話が出ているような小売、自営業、そういった方々も対象となってくるということは御承知いただけたらというふうに思います。

それと、経済対策の関係でございますけれど、県下一斉に警戒レベルが5になった中で、さらに事業主のほうも大変な状況になってきております。今、特に大変なのは、今話があったような飲食、宿泊、観光や交通、そういった事業者でございます。これらについて国や県からの交付金っていうものも十分見据えながら、特に影響を受けているところについては早急な対応を図りたいというふうに考えております。

具体的には、本日の一般質問を終わりました議運で説明し、また全協でも説明しながら、今議会の中で追加の補正もさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

坂本議員　この後の全協で追加補正ということをお話を伺いましたが、町の状況は分かったんですけども、レベル5になってからの県の対応ということでホームページとかを見たんですけども、結構、県も補助的なことをやっております。

ただ、自営業の方たちでも若い方たちとか、そういうふうにインターネットにアクセスできる方たちはこれを見て何とかもらいたいとか、そう考えるとと思うんですけど、高齢者とか苦手な方たちはそういうことが分からないでいらっしゃる方たちもいると思うわけです。そういう点に関して、こちらの町でやった応援給付金のときに加盟された方たちは300件ぐらい給付金対応のお店があったと思いますので、あれだけの方たちの中には実際にこれを欲しいと思っていられる方も多いと思うんです。

産業振興課長

だから、そういう細かな手だては商工会と町と両方がタッグを組んで救っていくという必要性があるわけですが、そういう点の動きはあるんでしょうか。やっつけらっしゃるんでしょうか。

ただいまの質問でございますけど、まず給付金っていうのは、多分、国の持続化給付金ということで読み取らせていただきたいと思います。

県が今年度に入ってから補正あるいは専決等でそれぞれ経済対策を打ってきております。県の行うものというのは、やはり直接的に県民のほうに行かれます。ただ、議員御心配のように、そのところをくみ取れない県民の方もいるのではないかと想像します。

町と商工会につきましては、この辺のところ、具体的に申しますと5月の特別警報が出されたときもそうですが、あのときに県では特別応援金というものを出すという計画になりました。それと、また飲食店CO₂センサー配布事業、これも行うということでマスコミ報道等に出ましたけれど、これに関するチラシを商工会と役場で関係する事業所に配布をして、できるだけ身近なところから発信、呼びかけをさせていただきました。

それと、やはり今どうしても申請の方法も分かりづらい点があるかと思います。そういったところは、どうぞ、商工会、役場の窓口のほうにできるだけ気軽にお尋ねいただけたらというふうに考えております。

坂本議員

そうやってやっていただければ、分からない方たちはここに来てお願いすると思います。これを聞いていらっしゃる方の中で大変な方たちは、役場に来ていただければ対応するというところでございます。

2—3に行きます。

コロナの拡大が進む中、警戒レベル5ということがありましたが、住民へ自粛要請と飲食店の時間短縮を県は県民に訴えていて、検査も進んでいないと通告したときには書きましたが、この8月からの陽性者が増えた段階で県も検査を進めていくということをおっしゃっています。

そういった中で、先ほどの浜田議員の一般質問の中では、抗原簡易キットを、県の情報からすれば、希望する人には——これは妊婦さんには無料で配布するということを言っていました。

それとまた、先ほどの町長の浜田さんへの答弁の内容では、検査も全員がやるということではなく、陽性となった近い人たちの間でやるということをやったほうがいいのかというお話でしたので、そういう点を私も強調したいと思います。

県が検査にもこのところ力を入れてき始めましたので、その部分での簡易キットの配布数値が固まってくるかと思います。

そういった中で、早期発見という中で、家族感染と、あとは学校——今日の新聞によりますと未就学の10歳未満の感染者が駒ヶ根市、それから飯田市で出ておりまして、1件は陽性者の家族だと思いましたが、もう一件はそうではない部分で感染しております。そういう地域的な中での感染が出ておりますので、検査キットをそういう点で使っていただきたいと思います。

飯田市は、2回目の検査キットの無料配布をやっております。それで予算を取りまし

たのは新聞の報道にありました。

藤木課長のお話を聞いていると、やっぱり上伊那広域と下伊那との違いが非常に浮か
び上がってきてしまいまして、もう少し上伊那全体が積極的な検査をやるという方向に
動いていただけないと——かかりつけ医、個人医院では陰性だったが、それから数日し
て熱が出て、もう一度保健所を通して検査に行った病院で陽性が発見されたというお話
も聞いておりますので、そういう点の手順というか、それを確立していただきたいと思
うわけですが、その点、広域での対応に意見を言っていただけるのでしょうか。その点
は、ちょっと町長にお聞きしたいんですけども。

町 長 コロナウイルスの対策につきましては、やはり飯島町だけの対応ということではなく
て、人も動きますし菌も動きますんで広域的な対応をしなければならないということ
でございます。それで広域的に上伊那広域連合の中で共同歩調を取りながら進めてまい
りたいと思っております。

検査の方法についても、県の上伊那保健福祉事務所の指示等に従う中で統一した歩調
を取ってまいりたいと思っております。

坂本議員 もう一つお願いしたいのは、住民は検査に抵抗感を持っていらっしゃる方も結構い
らっしゃいますので、検査するっていうことは、かかるっているということよりも安全
であるっていうことを確認する意味も込めて、検査することに抵抗感を持たないような、
そういう話もしていただきたいんですけど、その点はいかがでしょうか。

町 長 簡易キットは強制的にやりなさいというものではなくて、私ちょっと関わり合っ
ちゃったと、もしかしたらその可能性があるという心当たりのある人、あるいは軽症だ
けれども、風邪かもしれんけれども疑わしいという方、何らかの因果がある方が来られ
るものですから、受けた人に誹謗中傷ということではないです。進んで行くものではな
いから、それは勧めて、ちょっとでもそういう不安だなと思ったら、こういうキットがござ
いますので、どうぞお使いくださいという御案内を申し上げたいと思っております。

坂本議員 一応コロナの関連の質問はこれで終わりになりますけれども、ワクチン接種と検査つ
ていうのは同レベルぐらいというか、同じ速度で進んでいかないと、ワクチンを打っ
ただけでも2回目のワクチンが終わってもかかっている方もいらっしゃいますので、
その点はよく医療関係者と、また広域の中で話をさせていただいて、ぜひ検査体制も
充実していくような形にしていきたいことを申して、一般質問を終わりにいたします。

〔坂本議員復席〕

議 長 ここで昼食のために休憩を取ります。再開は午後1時半とします。休憩。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

議 長 会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

7番 三浦寿美子議員。

7 番

三浦議員

〔三浦議員質問席へ移動〕

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

今回は「介護を支える制度について」と「新型コロナ禍の施策の対応について」「高齢者による難聴への補聴器購入補助制度について」の3件質問したいと思います。

まず最初に「介護を支える制度について」であります。

入院中の介護認定調査についてお聞きをしたいと思います。

上伊那では、飯島町だけが入院中に介護認定調査を行っていない。

厚労省は、条件はあるが入院中の認定調査を認めています。

飯島町が実施しない明確な理由は何かをお聞きします。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

要介護認定につきましては、介護サービスを利用する高齢者やその御家族にとっても、その後の介護等を行う上でとても重要なものでございます。

このことについて厚労省は条件があるんだけど入院中の認定調査を認めていると、しかし飯島町だけがそれを実施していない、その理由は何かと、こういう御発言でございます。

断定的で一步を踏み込んだ御発言かなあというふうに思っております。

もしこの件で介護認定をお待ちの方が三浦議員のお近くにいますとすれば、それはもっと早く対応すべき問題で、今日この日を待たずに健康福祉課へ行ってどうなっておるんだということを聞くべきではないかと、議員の1つの任務としてそれに早急に対応するということもあるんじゃないかなあというふうに思っております。

調べた結果、飯島町だけがやっていると、こういう結論を下して、その理由はなぜかと、こういうふうに伺ってきていらっしゃる。急ぐんだったらもっと早く健康福祉課へ行って尋ねてほしいと思います。

飯島町だけがそういう認定をしないということはございませんということを、これから担当の課長から説明させていただきます。

〔下平町長降壇〕

健康福祉課長

認定調査についてでございますが、町としては、原則として心身の状態が安定しているときに日頃の状況を把握できる場所で行う、そういうこととされていることの趣旨にのっとりまして、また審査会事務局の指導により、適正な認定調査が行えるよう申請された方の状況をお聞きし、在宅や病院など、それぞれの方に適切な場所での調査を行っている状況でございます。

適切な介護の手間を判断するために、入院中に申請があった場合、病状が落ち着いてからの調査をお願いしておりますが、多くの場合は退院後に速やかな調査を行っておりますが、入院中でも調査が必要な場合には病院での調査を実施いたしている状況でございます。

また実施方法につきましては近隣市町村の様子もお聞きしておりますが、飯島町だけ

が特別なやり方をしているということはございませんので、よろしくお願いいたします。

今お聞きをいたしました。

通告書の②の中で「退院後在宅介護が必要な人が安心して自宅に帰ることができる環境を退院前に整える必要がある。入院中の認定調査は不可欠である。国の制度でありながら、介護を必要とする飯島町民だけが対応してもらえないのは公平性に欠ける。入院中の介護認定調査の実施を求める。」という質問をしておりますが、答弁で入院中の介護認定調査を全く行っていないわけではないということでもありますので、この点については撤回をしたいと思っております。

以前、一般質問で入院中の介護認定調査の実施を求めたこともあります。

また、社会保障の充実のため町と懇談をした際にケアマネジャーからも要望した経緯もあるわけです。

今お聞きしまして、改善しているということの評価したいと思います。

退院後、在宅介護が必要な人が安心して自宅に帰ることのできる環境づくりは大変に重要なことだと思っております。

なぜ、私、入院中の認定調査を求めたのか、飯島町だけがやっていないというふうに言っているかといいますと、実は実体験をいたしました。

今年の1月から5月の中旬まで入院をしていました家族が退院する運びとなりまして、自宅での介護が必要になったことをきっかけに様々な問題にぶつかりました。

まず、自宅で過ごすためには段差の解消、つかまりながら移動するための手すりなどの設置、ケアマネジャーとの介護サービス利用についての話し合い、介護用ベッドと歩行補助具を利用する必要があるため福祉用具取扱事業所との契約も必要となりました。

ところが、介護サービスの利用可能範囲は介護度によりサービス利用の対象にならないものもあり、我が家では絶対に欠かせない介護用ベッドは要支援では自費負担となることが分かりました。

介護認定調査を済ませ介護度を決定するまでは、ケアマネジャーは仮の介護度で介護計画を作成することになります。退院の日に間に合うよう仮の介護度での範囲で介護用ベッドを運び込んでもらい、歩行補助具を用意し、ケアマネジャーと病院のリハビリスタッフの指示に従い玄関の段差を解消し、手すりを6か所設置し、受入れ準備を済ませました。この時点では介護度を要支援として介護計画が立てられ、介護サービスの対象となったのは歩行補助具だけで、介護用ベッドは自費負担としての契約となりました。

この契約時に福祉用具を運び入れてくれた事業者さんが上伊那で入院中の介護認定調査をしていないのは飯島町だけだと言っておられました。このようなときの対応に自治体間の差があったのかどうか、そのことは私には分かりませんが、そのときに事業所の方から出た言葉でしたので、そうなんだと、今までこれだけ要求してきたけれども、飯島町はまだしていないんだなというふうに思い込んでしまったことが今回の実態との違いとなってしまいました。

このことについては、町長の言うとおり、もう一足早く係に行ってお聞きをするべきだったというふうに反省はしております。

さて、在宅介護に必要な準備をするためには、できるだけ早く介護度が決まることが重要だと感じました。段差の解消、手すりの設置、浴室・トイレの改修など、介護度が要支援では補助対象とならない、さらに要支援では介護用ベッドなどが実費負担になることなど、在宅の受入れに必要な設備と準備の介護にかかる費用についてあらかじめ想定できる、私はそのことがとても介護にとって不安軽減につながるのではないかというふうに感じております。準備のために思わぬ出費がついて回るわけです。

現状ではコロナ下で大変難しいことがあるかと思いますが、安全で安心な在宅介護の準備をするために入院中の介護認定調査を実施する範囲について検討をするように私は求めたいと思います。

私の自分の家のことですが、実際には入院中に申請いたしましたけれども、認定調査は自宅に帰ってきてから1週間ほどたってから行われました。介護度がはっきり決まってきたのは、その後のいろいろ事情もあったと思いますけれども2か月が過ぎておりました。やはり、とても費用的に不安なこともあり、それから受けられるサービスにも介護度によって違いがありますので、ケアマネジャーさんもなかなか思いどおりの計画も立てられず不安な中で計画を立てていただいたと思いますので、そのような入院中の介護認定調査の実施についてももう少し範囲を広げてもらうようなことができないかということを求めるわけですが、所見をお聞きいたします。

健康福祉課長

ただいま認定調査について質問をいただいております。

調査の関係につきましては申請された方の状況をよくお聞きしながら調査日程のほうを立てさせていただければというふうに考えておりますし、また近隣市町村の実施状況についてもまた情報交換をしながら、申請される方になるべく寄り添った形での調査については努めてまいりたいと思っております。

なお、介護保険制度では認定調査の効力っていうのが申請日からとなっていることがございまして、認定結果が出る前でも介護保険サービスが受けられることになっている、そういう制度でございます。こういったことで、町でも退院後すぐにサービスが受けられるような支援は行っているところでございます。

認定調査につきましては、どうしても認定結果が届くまでに時間を要してしまいます。認定結果が出る前にサービスを利用することに不安もあるかと思いますが、入院中に申請のあった方につきましては、病院のソーシャルワーカーと町の包括支援センターの専門職が連携を取ってそれぞれの状況に合った対応を行っておりますので、御理解いただきたく、よろしくお願いいたします。

三浦議員

それぞれの家庭の事情もあり、また費用的にもやはり退院後の準備ということがありますので、本当に前もっての調査が私は必要だというふうに思います。

安定した状態っていうのはそれぞれに決め方がちょっと違うのかなあという気もするんですけども、ぜひ実態に寄り添った対応を求めたいと思います。

実際に準備をして受け入れなければならないので、ある程度のことを理解しながら準備を進めるということが大事だというふうに思いますし、費用の点でも自費負担がついてくるという部分がありますので、やはりできるだけ早い対応ができるような支援をお

願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

では2つ目の質問をいたします。

特別障害者手当について質問をいたします。

特別障害者手当は、介護度が要介護4・5の常時介護が必要な人が受給できる可能性がある制度です。著しく重い障害があり日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,350円が支給をされる国の制度となっています。

本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があります。扶養親族がいない人の場合は本人の給与収入の目安が年収516万円以下となっております。

認定をされますと申請時の翌月分から3か月分ずつ年4回受け取ることができるという制度です。

自宅のほかにもグループホームやショートステイ、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅も対象となっております。3か月以内の入院、老人保健施設や介護療養型医療施設の入所も対象となっております。

これは市町村への申請が必要となります。障害者手帳がなくても申請ができるため、介護保険の要介護4・5の人は手当を受け取れる可能性があります。

この制度について対象者に周知するように私は求めたいと思いますが、所見をお聞きいたします。

健康福祉課長

特別障害者手当についての周知に関しての質問でございますが、特別障害者手当は日常生活において常時特別の介護を必要とする二十歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当でございます。常時特別の介護を必要とする状態であるかは所定の診断書により判断がなされるところでございます。こちらのほうは上伊那の福祉事務所において書類審査を行い支給の可否が決定される、そのような制度になってございます。

町は書類の提出の窓口でございます。関係書類を受取り、決定機関である上伊那福祉事務所へ進達を行っている状況でございますが、この制度につきましてはまだまだ知らない方も多いと思われますので、広報いいじまですとか町のホームページ等々へ掲載などをして広く広報に努めてまいりたいと思います。

三浦議員

まだまだ知らない人が多いということで周知をしていただけるということですので、ぜひ早い段階でそのような周知をお願いしたいと思います。

また、中には主治医の先生、医者も医師もそういう制度があることを知らなかったというようなお話もありますので、ぜひ関係機関にもそのようなことをお伝えいただけるといいかなあというふうに思います。

介護はなかなか大変な中で、こうした支援があることは本当にありがたいというか、救われる思いがすると思いますので、ぜひ、そんなことでお願いをしたいと思います。

それでは2番目の質問に移りたいと思います。

「新型コロナ禍の施策の対応について」ということで質問をしたいと思います。

町の新型コロナウイルス感染症に係るアンケートが実施をされました。

アンケートの設問で新型コロナの住民生活への影響が十分に把握できたのか、アンケート結果で特徴的なことはどのようなことだったのかをお聞きしたいと思います。

町 長	町では、7月中旬から8月10日までの間、新型コロナウイルス感染症に関わるアンケートを実施いたしました。 町内在住の16歳以上の方から無作為に3,000人の方を選び、郵送にて個別に依頼をさせていただきましたが、これまでに1,128人の皆様から御回答をいただいております。 アンケートは回答数や回答項目も多く、ただいま集計作業中ですが、生活への影響や生活の中で工夫されていること、町への要望など、様々な意見をお寄せいただきました。 アンケートの集計結果や特徴的な内容につきましては、早ければ9月の議会全員協議会で概要を御報告させていただき、その後、広報いいじま等を通じて町民の皆様にもお知らせしてまいりたいと思っております。
三浦議員	ただいま、まだ集計中で、具体的なことはまだこれからということで、次の報告をお待ちするということになると思います。 長引くコロナ禍で事業者への影響は深刻になっている、このようなふうに町長も感じておられるというふうに先ほどの答弁の中でも感じております。 持続化給付金や雇用調整助成金が打ち切られました。コロナの終息の見通しもなく、経営は一層深刻化をしているというふうに受け止めております。 フリーランスなど商工会に加入していない個人事業主への影響も懸念をされます。 町はアンケートの目的をどのような支援が必要かなどを把握し施策に役立てると思いますが、さきに述べた影響は把握できたのか、またどのように取り組んで、いつ頃までに施策を実施するのか、この点についてお聞きをいたします。
総務課長	ただいま町長も答弁いたしましたけれども、アンケートは集計中ですので、また集計ができたところでやっていきたいというところではございますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響は多岐にわたりまして、事業者への影響も深刻なものがあるという認識はしております。 現在、先ほども言いましたけどアンケートの集計中ですので、集計結果から事業者支援の方向性もつかんでまいりたいというふうに思っております。 なお、コロナ対策はアンケートのみで判断すべきではないですので、行政運営を通じまして支援すべき対象や方向、規模等を日々検討しております。アンケート結果を待つことなく、関係機関とも協議の上、必要な対策は各所管課において遅滞なく実施してまいりたいと考えております。
三浦議員	アンケートの集計を進めていただいたり、その中でまたどのような取組が必要であり、またどのような施策を講じていったらよいのかということについて早め早めな対応をぜひお願いしたいと思います。 国に持続化給付金や雇用調整助成金の再度の実施を私は求めるべきだというふうに思います。コロナ禍の中でますます厳しくなっている、こういう状況の中で、ぜひそのような対応を求めたいと思いますが、所見はいかがでしょうか。
町 長	国の持続化給付金につきましては終了しました。 雇用調整助成金は、その都度、延長がかかりまして現時点では本年9月30日まで申請

が可能となっております。

これら国の施策への要望につきましては、飯島町単独では行っておりませんが、長野県知事を筆頭に長野県町村会や長野県町村議会議長会などと連名にて提案、要望活動を続けております。

引き続き国や県からの支援制度を活用し長期化する新型コロナの影響を受けている事業者の方々の支援に努めてまいりたいと思っております。

三浦議員 ぜひ力を合せて国に対して要望をしていただいて、町内の事業者の皆さんが安心して事業が引き続き経営できますように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、くらし復興券の3回目は補正予算に修正動議も出され、議決はされましたけれども様々な問題点が指摘をされました。

1回目、2回目と比べて今回の結果はどうだったでしょうか。初回の利用者数、抽選になった枚数、利用先の偏り、利用しなかった町民の特徴など、どのような経済効果があり、恩恵から取り残された町民はいなかったのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

町 長 3回のくらし復興券を国の支援が出るたびに、その都度真っ先に、この地域では真っ先にくらし復興券を発行させていただきました。

ここで改めてくらし復興券の目的を確認させていただきますと、まず第一義は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて御家族の収入の悪化などによる町民の疲弊した生活を支援することにあります。商店だけではなくて、お勤めの時間が短くなったりアルバイトがなくなったり、あらゆる方がいろいろな形の中で影響を受けている、この方々に少ない金額ではありますが御支援を申し上げたいということで、くらし復興券を使っていただくということでございます。

第二義的には、くらし復興券を使われることによって地域の経済の循環を促すということです。くらし復興券ですから、その一億ウン千万の金額は町内にとどまるお金でございます。

他自治体におきましては、当初、特定の業種について支援を行っておりました。

しかし、それでは不公平があると、その業者だけではない多くの方々が少なからずの影響を受けている、みんなに対応しようということでくらし復興券を発行し、使っていただいたその2次的効果として経済を復興すると、こういう目的でございます。

お聞きになったと思いますけれども、これについては監査委員さんからも公平な1つの支援の在り方であったという御意見を伺いました。

第3弾飯島町くらし復興券の利用の状況等につきましては担当課長より御説明申し上げます。

産業振興課長 それでは第3弾飯島町くらし復興券の利用状況について報告をさせていただきます。

8月末時点でございますけれども、第3弾飯島町くらし復興券の使用期限を1か月ほどまだ残した状況でありますので、そこは十分御承知いただきたいと思います。

まず町民1人1冊購入できる7月末日までの販売状況ですが、9,330人に対しまして8,537冊、購入率は92%でありました。この割合は、過去2回行ったんですが、それよ

り大きな数字となっております。徐々にではありますが町民の皆様へ浸透してきた結果ではないかというふうに考えております。

続いて販売の残の関係になりますけれど、販売の残となった復興券の取扱いですけれど、今回の第3弾につきましては、非課税世帯である方、またそのお子さんとか福祉施設へ無償で1,602冊を配布させていただいております。それと1,861冊を町内在勤町外者の方及び町民の2回目の購入に回すこととなりました。町内在勤の町外在住者へは673冊を販売し、最終的には1,188冊の販売残となっております。

これに対して町民の2回目の申し込みが1,842人ありまして、抽選販売となり、その当選確率は約64%と前回より高い数字となり、多くの方が申し込んだという結果になっております。

続きまして8月末時点で発行されたくらし復興券の回収状況とその利用先の内訳ですが、用意した全てのくらし復興券が発行されていますので、24万枚に対し17万枚余の利用があります。

内訳としましては、小売、また飲食、その他のサービス店と続きます。特に小売が大きいということで、これは今までの傾向と同じかと思われます。

これらを踏まえてでありますけれど、復興券による事業効果としては、用意した復興券が想定どおり全て販売、配布されていることから、住民全員に平等に行き渡るシステムであり、利用額の大小はありますが、町内取扱業者に総額で1億2,000万円が流通する見込みであること、当初の目的であります町民一人一人の生活の支援に生かされているというふうに考えております。

三浦議員

ただいま第3弾の状況についてお聞きをしたところです。

私は今でもコロナの影響を強く受けた厳しい経営にある事業者などへの直接支援も必要だったのではないかというふうに思っているわけです。

こうした中で、第3弾のくらし復興券の目的、先ほど町長が言われましたけれども、復興券の申込書の中に入ってきましたお知らせの中に目的についてはこのように記されておりました。新型コロナ感染拡大防止により町内において深刻な影響が出ていることから、地域住民、地元企業など、消費の喚起、飲食店、小売業、サービス業など地域コミュニティの活性化を応援するとされております。

復興券の販売期間は4月の29日～6月30日となっております。7月半ばで1,188冊が抽選ということになりました。考え方を変えれば、対象者のうち1,188人分は申請書が届いたけれども復興券と引き換えられなかったということになります。私の考え方でいきますと、これで目的達成というのは少し違うんじゃないかなというふうに私の認識では思っているところです。

ということで、これからいろいろ結果も分かってくると思いますけれども、引き換えなかった方々がどういう事情で引換えができなかったのか、ぜひこのことは検証をしてほしいなあというふうに思うところです。

町民アンケートもくらし復興券も現在集計中ということですので、これ以上のことをお聞きすることはできませんけれども、今後この2つの施策によって得られた情報は

しっかりと分析をしていただいて支援策に生かすように望みます。真に町民益になる施策の策定を求めたいと思います。

特に住民税務課、健康福祉課、建設水道課の上下水道の係や住宅係には様々な情報が入っていると思います。教育委員会にも情報が集まるんだと思っております。それは具体的な情報が集まる部署だというふうに受け止めております。各課が連携をしてコロナ禍で影響を著しく受け支援が必要な事業者や住民の把握に取り組んでいただきたい。聞き取りなどで具体的にどのような支援が求められているのかをつかんで、迅速な支援を進めるように求めるものです。

まだまだ続くであろうコロナ禍で経営が立ち行かなくなる事業所を出さない、生活困窮で苦しむ住民を出さないための迅速な対応が求められているというふうに感じています。これからどのように取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

産業振興課長

これからのお話をいただきました。

ただ、今の御質問の中でちょっと誤解のないようにお願いしたいと思いますが、引き換えられなかったというところでありまして、他市町村を見ますと先着順、抽選、あるいは世帯で何セットまでというようなところがありますが、監査委員のほうからも指摘されているように公平な分配、地域公民館等に出ましてそれぞれの世帯に平等に行き渡るようにしてきているシステムだということは御理解をいただきたいと思います。

それと、幾つかの課を挙げられてのお話もありましたけれど、今回の第3弾の中では、非課税世帯であるとか、お子さんを持つ家庭であるとか、福祉施設であるとか、これらについては無償で配布して復興券の活用を図ってきたということも御承知願いたいと思います。

今後につきましては、特に、やはり特別警報2が発出された中で、ある分野において打撃を受けている事業所があります。そういったところに対しまして早急に経済対策を町としては打っていききたいというふうに考えております。

三浦議員

堀越課長は少し私の言いたいことと受け止め方が違うかなあというふうに思うところなんです。

町民の皆さん一人一人が復興券を購入する、引き換えるということで、それぞれの御家庭にそれぞれ住民票のある皆さんの名前がつづられて届いたというふうに私は認識をしております。その中で抽選に1,188冊残ったということは、それだけの方が引き換えられなかった、引き換えに来なかったというふうに私は受け止めたわけです。

ですので、ここにいないから要らないとか、お金がないからとてもそこまでは引き換えられないとか、様々な理由があるというふうに思います。なので、これから集計をする中、また各課連携する中で、どういう事情で1,188冊が抽選にかけられたのかと、それ以前のことを私は問題ではないかというふうに受け止めました。お互いに少し認識が違ったかなあというふうに感じております。

先ほど課長は福祉施設や非課税世帯などに復興券を配布されたというふうに言われましたけれども、今はコロナ禍で本当に深刻な状況になっている方もいると思いますし、

困っているといって手を挙げられない、直接言えない方たちもいっぱいいるんじゃないかというふうに私は思っております。

例えば課税世帯は昨年度の収入で課税世帯が分かる。しかし、今9月になりましたけれども、まだまだコロナ禍が続いていて、なかなか厳しい社会状況の中で困窮している、新たにまた苦しくなっている、そういう方々や事業者の方もいるというふうに私は受け止めているんです。それで、一番いろんなところで具体的に実態が分かるのは課の皆さんが得られる情報ではないかというふうに私は思っています。それで、連携をして、本当に今この場で困っているのではないかと思われる方たちに聞き取りをすると、何が求められるのかと、そういうのは具体的に分かっている人たちがそうした方たちの生の声を聞いて何をすればいいのかということのを対策として今後に生かしてもらいたいというのが私の思いで、質問でありました。

ですので、復興券を非課税の世帯の皆さんやお子様をお持ちの皆さんや福祉施設や、そんなところに渡されたと、配られたということは、本当にありがたいことで、いいことをしていただいたというふうに思っております。

しかし、まだまだこの中で手の届かない、また物の言えない方たちがいるのではないかというのを私は心配しております、ぜひその辺のところを把握していただいて、生の声を聞いていただいて対策を打っていただきたいというのが私の思いですので、そのように受け止めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

町 長 もちろん、飯島町役場の各課にはそれぞれの需要に応じていろいろの御意見を伺う機能がございます。そういった対応は常にフル活用しながら対話をしているわけなんです。

以前、どうしてアンケートを取らないんだと、アンケートを取って住民の意見を聞きなさいよと、こういう話がございました。そうしないといろいろの意見は出てこないよと。もちろん飯島町役場はそれをやるつもりで、今回3,000人を対象にしてアンケートを取りました。細かな意見も多分出てきていると思います。

そしたら、今度は各課で生の声を聞きなさいよと、こういうことでございます。

私どもは、両方とも、その都度その都度それに応じてそういう情報収集をして、今の時点で窓口に来ているのはこういう声があるから対応していこうということもやっているわけから、それぞれの対応はやっておるつもりでございます。

これをやればこっち、こっちをやればこれ、まあ、そういう見方もあろうかと甘んじて受け取りますけれども、やることはやっておりますということでございます。

三浦議員 町長の言われることも分かります。いろんなやり方もあり、またきめ細かな対応をしていくためには先ほど申したような各課の連携も必要かと思っておりますので、ぜひこれからもそんな点で対応お願いしたいというふうに思います。

では3番目の質問に移ります。

「高齢による難聴への補聴器購入補助制度について」質問をいたします。

高齢による難聴への補聴器購入補助制度を私は求めてまいりました。

実は今年の4月から中川村で実施をしているという情報を得ましたので、これは飯島町もやらなければならないかなあというふうに思っていましたら、通告をしました後か

	ら得た情報では、南箕輪村、伊那市でも今年度から実施をしているということでありました。 内容についての細かいことは以前にも質問しておりますので具体的には言いませんけれども、こうした高齢化が進む中で、防災やひきこもり対策、健康面など、難聴解消に補聴器の活用が推奨もされております。 高齢による難聴への補聴器購入補助制度の策定を再度求めますが、所見をお聞きいたします。
健康福祉課長	難聴による補聴器購入の補助制度についての御質問でございます。 確かに聞こえが悪くなることによる問題は、日常生活が不便になったり危険に気がつきにくくなったりなど聞こえないことで直接起こる問題にとどまらず、対人関係や心身状況にも影響を及ぼしてしまう可能性があると言われております。 また、難聴により人との交流が少なくなることが認知症になる可能性を高めてしまうと最近の研究で分かってきているところでもございます。 やはり補聴器を装用することについては聞こえによる不便さを感じている高齢者の皆さんが安心して生活できる手段の1つだと認識をしております。 御質問の補聴器の購入補助につきましては、既に補助を先行して実施しております自治体の事例も参考にしながら、また町内での需要も調査しながら検討してまいりたいと思います。
三浦議員	ぜひ早い時期に制度ができますように取組をしていただきたいということを申して、一般質問を終わります。
議長	〔三浦議員復席〕 以上で本日の日程は終了いたしました。 これをもって散会といたします。 お疲れさまでございました。
事務局長	御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼） お疲れさまでした。
散会	午後2時18分

令和3年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年9月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第5号議案 令和2年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 第6号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 第7号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 第8号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 第9号議案 令和2年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第7 第10号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第8 第11号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第9 第12号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 第13号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 第14号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第15号議案 令和3年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 第16号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 第19号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第15 議会閉会中の委員会継続調査について

令和3年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和3年9月17日

追加日程第1 発議第4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松澤 京子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年9月17日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中、本会議、各委員会では付託案件につきまして時間をかけて御熱心な審査をいただき、感謝を申し上げます。 去る9月3日の本会議において付託をいたしました決算案件6件、補正予算案件6件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 また、町長より令和3年度飯島町一般会計補正予算(第5号)が追加で提出をされました。 本日はこれらの案件について審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いを申し上げます。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第5号議案 令和2年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第3 第6号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第4 第7号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第5 第8号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第6 第9号議案 令和2年度飯島町水道事業会計決算認定について 日程第7 第10号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計決算認定について 以上、第5号議案から第10号議案までの令和2年度決算6議案を一括議題といたします。 ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
休 憩	午前10時12分

再 開	午前 10 時 13 分
議 長	会議を再開いたします。 本案につきましては決算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり決算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。 それでは一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。 坂井決算特別委員長。 〔坂井決算特別委員長登壇〕
決算特別委員長	それでは決算特別委員会の報告をいたします。 9 月 3 日の本会議において本委員会へ付託された第 5 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第 6 号議案 令和 2 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第 7 号議案 令和 2 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第 8 号議案 令和 2 年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第 9 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計決算認定について、第 10 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計決算認定についての 6 議案について、同日に委員会を開催、総務産業・社会文教分科会を設置しました。 9 月 9 日には財政状況の説明を受け、その後 10 日まで各分科会を開催、説明員として所管職員の出席を求め審議を行いました。 9 月 15 日には委員会を開催、分科会主査報告と質疑を行い、その後、理事者に出席を求め総括質疑を行った後、討論、採決を行い、結果についてはお手元の報告書のとおり全て認定すべきものと決定しました。 なお、審査の過程において出された主な質疑です。 総務産業分科会主査に対する質疑。 問い「令和 2 年度から会計年度任用職員の制度が始まったところ、これによる労働条件等の変化に関する質問は出たか。」答え「質問は出なかった。労働条件等に関する質問はストレスチェックに限られた。」。 問い「令和 2 年度に蜜蜂の腐蝕病は発生したか。」答え「令和 2 年度は発生しなかったとのこと。」。 社会文教分科会主査に対する質疑。 問い「給食センターの職員の募集に対する応募がないが理由は。」答え「社会文教分科会としても担当者に対し給料が低い等の待遇が悪いのが原因ではないかとの意見を伝えた。それを受け担当者も町に要求していくとのこと。」。 問い「ごみ出しについて。コロナ下で巣籠もりが増えごみが増えた。これに関連して、ごみ出しは法的には行政の仕事、行政でやるという質問は出たか。」答え「質問は出なかった。」。 問い「高齢者のごみ出しが困難であるという問題についての町側の考えは。」答え「担当課長で検討していくとのこと。」。 問い「要保護・準要保護世帯の数の増減は。」答え「20 世帯で前年度とそれほど変わ

らない。コロナを原因としてのものではなく、精神的なものと考えられるとのこと。』。

続いて理事者に対する総括質疑。

問い「経常収支は年々増加しているが、理由は。」答え「コロナ対応と会計年度任用職員制度の関係で高くなった。下げなければとは思っており、今後も検討する。全国平均は93%である。』。

問い「経常収支に関して。儲かる飯島の具体的な目標は。」答え「儲かる飯島のためには企業誘致、人口増が必要。30年続く不況で企業投資が落ち込んでいるものの、リニア開通に期待したい。またUターン者等の移住者が家を建てやすいように、農転しやすく学校も近い土地の整備をしたい。』。

問い「将来負担比率について。県内にはゼロの自治体もある。移住を考えている人にとってはネックになるのでは。」答え「いろいろな比率を見ながら繰上償還も考えている。目標値については、はっきりとは言えない。』。

問い「基金について。ここ数年増加しており生きた使われ方をしていないと感じるが、使途のルール化についてはどう考えるか。」答え「ルール化をすると柔軟性に欠けるのでルール化は考えていない。』。

問い「高齢化に伴うごみ出しの困難性についてはどう考えるか。」答え「地域の支え合いの精神を大切にしつつ環境衛生自治会の役員と協議したい。』。

問い「教育のICT化で人と人との直接の付き合いが減る可能性はないか。」答え「教育のICT化はあくまでも学習のツールとしてである。人と人とのつながりは変わらないようにしていく。』。

問い「会計年度任用職員について。正規職員として採用しないのか。」答え「非正規職員のときに比べ待遇は若干改善された。また毎年1人を正規職員として採用していく予定である。今後の検討課題としたい。』。

問い「地域おこし協力隊について。任期途中で辞めていく人がいる。サポート体制がうまくいっていないのではないか。」答え「隊員と連携も取りながらサポートをしている。』。

主な質疑は以上になります。

また、討論で出された主な意見はありませんでした。

以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

坂井決算特別委員長、自席へお戻りください。

〔坂井決算特別委員長降壇〕

議長 以上で令和2年度決算6議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

5 番
坂本議員

最初に第 5 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

それでは賛成の立場で討論いたします。

新型コロナ感染症が広がる中、当町では学校、保育園、福祉施設、役場内で働く方々の感染防止対策と感染防止努力により感染が出ず、業務にも支障なく運営されたことを高く評価いたします。

特にコロナ対策事業での 42 事業、約 13 億円は行政報告書の最初のページに分かりやすくまとめられており、的確に事務が行われました。

公共施設や指定避難所などの衛生面が強化されたことは、今後コロナが終息したとしても住民生活において安心・安全のレベルが高くなったことを高く評価するものです。

また、子育て世帯への給付金事業では生活支援がされたこと、小さな事業でしたが地元とつながろうプロジェクトもよかったと思います。

ただし、5 月連休中の休業要請に対しての支援事業と 11 月から 1 月までの間に売上が減少した事業者への支援事業は、もう少し素早い対応が求められたと思います。

また、1 億円のくらし復興券事業は、使う方たちのお得感はあったのですが、使われる先は 10 社ぐらいの集中した結果となり、もう一工夫が必要だったのではないかと思います。

令和 2 年度に町長が掲げられた政策の中にコロナにより進まなかった事業があります。音楽村構想、それから発酵食品のまち、アグリイノベーション 2030 です。コロナ感染症は簡単には終息しない状況にあり、コロナとともに生きる生活形態に進んで行くと思われます。今後の事業の在り方を再度検討する必要があるのではないかと意見を付して、賛成といたします。

議 長
7 番
三浦議員

ほかに討論ありませんか。

それでは令和 2 年度一般会計決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

まず 1 つ目として、救急医療情報キット支給事業は平成 24 年 4 月から実施をしていますが、私の提案が実現にまで至っております。令和 2 年度は上伊那広域消防本部との活用に向けた会議を行い、現場救急隊員の声も反映した情報シートになったとの報告もありました。安全・安心の取組が進んでいることを評価いたします。

また、令和 3 年度から 75 歳以上の人誰でも利用できるように対象者の拡大へと、より利用しやすい救急医療情報キットとなるよう取組を進めてきたことを評価するものです。

また、ひきこもりサポーター養成講座を行うなど対策に力を入れて取り組み、サポーターさんの派遣で就職に結びついたとの報告もあり、取組を評価するとともに、今後の活動に期待をいたしたいと思います。

要望として、令和 2 年度から会計年度任用職員制度となったことで、フルタイムで働

議長
1 番
浜田議員

いていた臨時職員の労働時間が短くなったり、仕事内容も制約があるために正規職員への負担増になるなど、改善されたとは言えない状態を私は心配しております。会計年度任用職員の正規職員への登用や新たな採用の計画もありますが、特に学校給食の調理員、保育士、保育園の調理員の処遇改善は早急に必要と考えます。本人の意向も踏まえた正規職員への移行も含めてぜひ処遇改善をするよう求め、賛成といたします。

ほかに討論はありませんか。

決算認定を認定すべきものという立場から討論いたします。

決算の個別内容については特別委員会で申し上げましたので、細部は省かせていただきますけれども、決算審査の内容が本年度の後半の事務事業それから来年度の予算編成に生かされるよう強く望むものであります。

振り返ってみますと、今回の令和2年度の一年間を振り返る行政報告書の中には特徴的な点が私から見て2つございました。

1つはコロナ感染対策のために7ページの特別なページが設けられたことです。これが何年間続くか分かりませんが、町と住民がコロナ感染症に対してどれほど苦しみながら闘ってきたかという記録として重要ではないかというふうに考えるものです。

それから、もう一つは、飯島町営業部、これが昨年度は2ページございましたけれども、残念ながら半ページになってしまったと、これも目立たない中での1つの変化ではなかったかというふうに思います。

振り返ってみますと、令和2年度の予算が執行されたのは、事実上、世界を激動に追い込んだコロナ感染症の第1年目の年の全体の事業だったというふうに思うことができると思います。もう遠い過去のことのよう思い出されますけれども、マスクが足りない、アルコールがどこに行っても手に入らない、その中で町民が右往左往する、こんな中を町と町民が大きな混乱もなく乗り越えてきたという全体の結果であるということを1つ評価したいと思います。

治療機器ありませんでした。免疫系の過剰反応、サイトカインストームによって助かるはずの人々が亡くなった、そんな時期でもありました。ワクチンもちろんありませんでした。そんなことを思い出して、次の今年度の事業報告がさらに進んだ内容になることを強く求めるものであります。

ただ、現実には、大きな政策は打たれましたけれども、SDGsが求める誰一人取り残さないというところまできめ細かく事業が行われたのかということについては、まだ疑問が残ります。その中では、飯島町議会が決議を上げ、あるいは議員有志が嘆願書を提出し、それによって町の側も動いて2回にわたる補正予算に反映させた、このことはやはり評価されるべきではないかというふうに私は思います。

そういったプラス・マイナス面、両方を含めまして、1つの記録を残し、それから今後への教訓を多く含む全体としては前向きの決算であったということを申し述べて、賛成といたします。

議長

ほかに討論ありますか。

議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第5号議案 令和2年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。 〔賛成者起立〕
議 長	御着席ください。（起立者着席） 起立全員です。したがいまして、第5号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	次に第6号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。
5 番 坂本議員	では、賛成の立場で討論いたします。 県が財政運営の主体となり3年目ではありますが、保険者からの納付率も高く、コロナで医療機関への受診が控えられたこともあり2,000万円強の県への支払額の減少となりました。 今後とも高額治療となるがんや透析患者の発見と予防に力を入れていただき、安定的な運営に努められるよう求めて、賛成といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第6号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の御起立を求めます。 〔賛成者起立〕
議 長	御着席ください。（起立者着席） 起立全員です。したがいまして、第6号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 次に第7号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。

議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第7号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。 〔賛成者起立〕
	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第7号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 次に第8号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。
7 番 三浦議員	それでは令和2年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をいたします。 コロナ下でありますけれども感染予防など工夫しながら元気宅配いいじま、いいじま健康塾、健幸教室など実施をされたことを評価いたします。今後も工夫しながら多くの人が参加しやすい介護予防事業が行われることを期待し、賛成するものです。
議 長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第8号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。 〔賛成者起立〕
	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第8号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 次に第9号議案 令和2年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。

		これで討論を終わります。 これから第 9 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第 9 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 次に第 10 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 10 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計決算認定について採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。 本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。 〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第 10 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。
議	長	ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
休	憩	午前 9 時 3 5 分
再	開	午前 9 時 3 5 分
議	長	会議を再開いたします。
議	長	日程第 8 第 11 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算 (第 4 号) 日程第 9 第 12 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 日程第 10 第 13 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 日程第 11 第 14 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) 日程第 12 第 15 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 13 第 16 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
以上、第 11 号議案から第 16 号議案までの令和 3 年度補正予算 6 議案を一括議題といたします。

本案につきましては予算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり予算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。

それでは一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

片桐予算特別委員長。

〔片桐予算特別委員長登壇〕

それでは予算特別委員会の審査報告をいたします。

9 月 3 日の本会議において本委員会に付託された第 11 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）、第 12 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、第 13 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、第 14 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、第 15 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）、第 16 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の 6 議案について同日に委員会を開催、総務産業・社会文教分科会を設置いたしました。

9 月 13 日には各分科会を開催、説明員として所管職員の出席を求め審議を行いました。

9 月 15 日には委員会を開催、分科会主査報告と質疑を行い、その後、理事者の出席を求め総括質疑を行った後、討論、採決を行い、結果はお手元の報告書のとおり全て可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において出された主な質疑、意見について報告をいたします。

問「旧丸井醸造解体工事の工事費用の範囲について。」答「範囲は上物、漬物プールコンクリート部の解体、産廃費用の工事も入っているものである。」

問「非常備消防費について。昨年も消防団活動服の購入という項目があったが、今年も必要なのか。」答「昨年度は幹部、分団長への支給のものであった。今年度は全団員向けの補充を行っていくためのものである。」

問「町営住宅管理工事の中にあるグリーンリーの改修工事について。建てて間もないものであるが、どの部分の改修工事なのか。また必要なのか。」答「雨水排水用の地下ポンプの改修で、必要なものである。」

問「中学校教育振興費。吹奏楽の楽器の入替えについて大きく予算化されているが、現状と経緯について説明を求む。」答「楽器の中には導入をして 40 年経過しているものもあり、経年劣化が激しいための対応である。」

問「給食センター調理員の不足。保育園保育士・調理員の非正規職員の雇用について、今後の見通しと改善案について。」答「新しい給食センターの竣工に合わせ体制の拡充、予算確保を行っていききたい。保育士についても教育現場全体のバランスを見ながら体制の強化を行っていききたい。」

問「産地生産基盤パワーアップ事業、不採択の経緯について。」答「人気のある事業で応募も多数である。事業内容、地元が起因しての不採択ではない。」

	役場庁舎内の空気清浄機について一部借りているものを使用しているということであるが、必要なものはしっかりそろえ、職員も盤石なコロナ対策を行って業務に当たっていただきたい。 以上であります。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 片桐委員長、自席へお戻りください。 〔片桐予算特別委員長降壇〕
議 長	以上で令和３年度補正予算６議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 最初に第１１号議案 令和３年度飯島町一般会計補正予算（第４号）について討論を行います。 討論はありませんか。
5 番 坂本議員	賛成の立場で討論いたします。 長年の懸案でありました消防団員の活動服が全員に新しく渡りまして、さらなる消防団活動がやりやすく、練習は今お休みになっていますけれども、そういう場面でも活動しやすく、また現場での活動もやりやすくなったと思います。 それとともに、学校における吹奏楽部の楽器の更新、40年と古かったのが新しくなったことで、現在、吹奏楽部の部員の数も増えており、個人で買わなければいけない部分もありますけれども、子どもたちの教育における点がよくなったことはとても評価すべきものであります。 今後においては、メンテナンスにおいて予算をつけていただき定期的なメンテナンスをしていただけますよう求めまして、賛成といたします。
議 長 1 番 浜田議員	ほかに討論はありませんか。 今回の予算で丸井醸造の後始末について積極的な対応を取られたことについては高く評価したいと思います。もう既に過去の出来事で、皆様の中には経過も御存じないというふうなことについてきちんとした判断をされた、これは大事なことであり同時に、逆に言えば、今後こういったことがないように強く求めて、賛成とするものであります。 それと、もう一つ、県の補助金の辞退がございました。私も県の補助金を活用した経験から申しますと、補助金っていうのはありがたい面もある一方、逆に言うと常識を超えるような書類提出を求められる場面もございます。ですので、できるだけそういったプラス面、マイナス面も利用を検討される方に十分に説明した上で補助金の推奨をしていただきたいということを希望として付け加えたいと思います。

議	長	以上で賛成討論といたします。 ほかに討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 11 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）について採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 12 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 12 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。 続いて第 13 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 13 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

	次に第 14 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
	討論はありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから第 14 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。
	お諮りします。
	本案に対する委員長の報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 15 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
	討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから第 15 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決します。
	お諮りします。
	本案に対する委員長の報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に第 16 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
	討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから第 16 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決します。
	お諮りします。
	本案に対する委員長の報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 14 第 19 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第 19 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号）について提案理由の説明を申し上げます。 予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,611 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 57 億 3,596 万 5,000 円とするものであります。 今回の補正につきましては、長野県が 8 月 20 日に発出した上伊那圏域における新型コロナウイルス特別警報 2 により影響を受けた町内の飲食・宿泊・交通・観光事業等の事業者に対する追加の事業継続支援及び 8 月と 5 月の豪雨により被害を受けた農業施設及び林業施設に関する災害復旧事業につきまして予算措置を行うものでございます。 主な歳出予算の内容ですが、新型コロナウイルス感染症対策に関わる第 3 弾事業継続応援補助金に 1,000 万円、5 月豪雨による農業施設災害復旧事業におよそ 1,290 万円、8 月豪雨による農業施設災害復旧事業に 170 万円、同じく 8 月豪雨による林業施設の災害復旧事業に 90 万円を計上し、予備費で調整するとともに、特定財源となる地元負担金や県支出金により歳入予算を増額補正いたしました。 その他細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。
2 番	質疑はありませんか。
久保島議員	7 ページ、歳出のところで商工業振興費、県からの補助金を使って特別警報 2 によって影響を受けた飲食、宿泊、観光等について——運輸も入るんですか、事業継続の応援金を出すんだということでございます。 私の感覚でいくと、ほかにも小売、物販それからサービス業等についてかなり影響を受けているところがあるんじゃないかなあとと思いますが、その辺についての対応がないのかどうか、それから今後もしもそんなことを考えていらっしゃるのかどうか、お伺いをしたいと思います。 もう一点は、私の聞いたところによりますと、長野市の市長から悪病退散、コロナ退散の一斉花火大会を県下でしませんかっていうことで各市町村に対して働きかけがあったと、呼びかけがあったというふうに聞いております。 なかなか厳しい状況ではありますが、昨年、町内の花火の業者さん 2 社が自腹で 4 か所同時に上げるということをしました。お聞きしますと、1 社大体 30 万円ぐらいの支出ではなかったかというふうに聞いております。その辺を、ぜひ、町がやるのは難

	しいかなあ思えば、町からちょっと働きかけて商工会等と併せて、そこの支援も含めて、秋の祭り等についての花火も大分削減されているという状況の中で、微々たるものではありますが、そんな支援も考えたかどうかというようなことです。 物販、小売、サービス、その他の事業所について、影響を受けているところについての支援を今後どうしていかれるのかお伺いいたします。
産業振興課長	ただいま2つほど御質問いただきました。 まず、今回の5号補正につきましては、上伊那圏域における新型コロナウイルス特別警報2が発出されたこと、また時短要請を受けて町内の強く影響を受けた飲食・宿泊・観光業等に対する継続支援ということであるということは御理解を賜りたいと思います。 続きまして、今お話のあったほかにも影響が出ているところがあるんじゃないかという中では、今も国県の支援、またそれ以外、町の単独も含めてですけど、今後の中の検討を今進めておるところでございます。 もう一点の悪病による花火の打ち上げ事業でございますけれど、これは長野といいましか、千曲川の氾濫が1つの起因になっておるところかと思えます。これにつきまして飯島町また上伊那の中でも検討はいたしましたけれど、今回の協賛というような形は取らないということで、見送っております。
議 長	ほかに質疑はありませんか。 協賛のほかに町内の秋祭りなんかの花火大会、こういったものへの支援は考えているか、こういった質問についての答弁を求めます。
副 町 長	事業者支援という中で同じ同等な扱いをしたいというふうに考えておりまして、特別な花火というふうには考えておりません。
議 長	久保島議員、よろしいですか。
2 番	
久保島議員	はい。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
6 番	
星野議員	すみません。今のコロナの対策についての補足なんですけど、やっぱり県内の酒屋さん、酒蔵も非常に苦労しておりまして、今回、県のほうの予算がいただけまして、要するに酒の販売店が販売するときに補助が出ている形があるんですが、いろいろ私が聞いたところによりますと、要するに売場面積だとか、やっぱり小さいお店で酒屋さんをやっている方たちはやはりパソコン等がいじれなくてなかなか応募ができないというようなことがあります。そういうような点をもう少し応募しやすいように県に呼びかけていただくようなことができませんかというお願いです。
産業振興課長	ちょっと御質問を確認します。 非常に酒の需要が低下してしまったという中で、今、県の主催事業で、地酒の販売、プレミアム商品券のような事業を行っておりますが、その関係でよろしいんですか。
6 番	
星野議員	はい。そのとおりです。そのプレミアム商品券なんですけど、やっぱり高齢者の方だと

議長
6番

星野議員
議長
産業振興課長

議長
6番

星野議員
議長

議長

1番
浜田議員

議長
5番
坂本議員

議長

それに応募するのが大変だということが意見としてありますので、ぜひその点を改善できればと思って、県のほうにお話をしていただけないかなあということです。

県への働きかけをしていただけるかどうかという質問でよろしいですか。

はい。そうです。

はい。その気があるかどうか。

ただいまの地酒のプレミアム商品券事業につきましては、町内で既に取り組んでいるところもございます。

ただ、今言った申請とか、難しいことがあれば、これについては町としても県へ働きかけをしていきたいというふうに考えます。

よろしいですか。

はい。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

少額とはいえコロナに対するこういう支援が受けられることは評価したいと思います。

しかしながら、先ほどの決算審査で申し上げましたように、誰一人取り残さないというところにまで支援が及んでいない。しかも持続化給付金等が打ち切られる中で状況は一層厳しくなっていると思います。

今後、総選挙をにらんで様々な補助金が出ることを私は期待しておりますけれども、その場合には、現在、多分今日も報告があるでしょうアンケート結果も含めて、個人事業主ですとか様々な調査の網から漏れている皆様に関しても追加的な大規模な支援を検討していただくよう併せて申し述べて、賛成といたします。

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

今までの給付金の在り方は、少しやはり限りがというか、受け取る側も狭かったように思いますが、少額ではありますが今回幅広く——浜田議員が言われた全員つというわけではないとは思いますが——幅広く給付されるような体制になったことは、今までの過程からすれば、方法においては広がったと私は認識しております。その点においては評価するもので、賛成といたします。

ほかに討論はありませんか。

議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 19 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号）について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 15 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。 お諮りします。 申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。 ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
休	憩	午前 10 時 02 分
再	開	午前 10 時 04 分
議	長	会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りいたしましたとおり堀内議員から 1 件の議案が提出されました。 お諮りします。 本案を日程に追加し追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案 1 件を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。
議	長	追加日程第 1 発議第 4 号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		議案朗読

議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔堀内議員登壇〕
8 番 堀内議員	それでは発議第 4 号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について提案理由の説明をいたします。 新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わりいまだ終息の見通しが困難な状況になっております。経済的・社会的影響も大変大きなものとなっており、地方財政においても財源確保に大変厳しい状況が懸念されております。 このような状況において地方が地域の実情に応じた行政サービスを維持していくためには地方税の確保や国費の充実を強く国に求めていくことが必要であり、本意見書を提出するものです。 議員全員の皆様の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。 よろしく願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻りください。 〔堀内議員降壇〕
議 長	これから討論を行います。 討論はございませんか。
2 番 久保島議員	コロナ対策等によって地方の財源を非常に食い潰してきているという状況は見逃せないところであるというふうに思っています。この補填を何とぞ国において十分にされるようにこの意見書を提出すべきだというふうに思っており、賛成といたします。
議 長	ほかに討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第 4 号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔下平町長登壇〕

9月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る9月3日から本日まで15日間の会期をもちまして開催されました9月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました案件の全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

特に今議会は決算議会として令和2年度の各会計決算に対する審議とともに、条例改正や令和3年度予算の補正案件など重要案件を審議いただきました。

議案審議並びに一般質問などを通じましていただきました御意見や御提案等につきましては、真摯に受け止め今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいる所存でございます。

また、今議会では、大変お忙しい中、本多代表監査委員さんの御出席をいただきました。審議を御傾聴賜り、また令和2年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果につきまして御報告をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、決算審議をいただきました令和2年度事業は新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら各種事業に取り組んでまいりました。コロナ対策としまして商工業振興資金利子補給補助金の拡大や事業継続応援事業交付金、飯島町くらし復興券の発行等を実施してまいりました。

くらし復興券につきましては、その公平性を監査役から評価いただいたところでございます。町民の皆様方の生活の支援と地域経済の循環に効果を出せたものと思っております。

また、指定避難所への防災・衛生資材配備なども行い、事業者の皆様、住民の皆様、区や自治会と幅広い分野での対策を講じてきたところでございます。

コロナ対策以外では、給食センター建設開始、小中学校でICT環境整備を実施して子どもたちが活用を始めています。

また、地域複合営農への道パート5、さらに6次総の策定や未来につながる事業をコロナ対策と並行して必要な事業を実施してまいりました。

また、審議をいただきました令和3年度補正予算につきましては、追加案件も含めましてコロナ対策に係る経済支援、与田切公園オートキャンプ場トイレ改修工事や町道の舗装補修工事と災害復旧事業等も計上いたしました。

中でも中学校の吹奏楽部の楽器につきましては、長年使用してまいりましたけれども、この際、全楽器の一新ができることで音楽村構想の一環としての文化的事案として将来へつながることを大いに期待しております。

今議会でお認めいただきました補正予算につきましては、それぞれの事業につきまして遅滞することなく取り組んでまいりたいと思っております。

一方、国政の動きに目を転じますと、菅内閣の発足から1年がたち、この間、コロナ対策はもとより行政手続のデジタル化などに取り組み、9月にはデジタル庁を創設しました。

また、脱炭素社会の実現に向け2050年までに温室効果ガス排出ゼロの表明を行いました。

た。

こうした状況を受け、当町ではデジタル化への対応の準備をすべく情報システムの再構築、また脱炭素へもつながる環境循環ライフ構想を着実に進めております。

環境循環ライフ構想につきましては民間活力の導入が力強い支援となります。ただいまその準備に向けて段取り八分の中で準備をしているところでございまして、形には見えていませんけれども確実に進んでおるところでございしますので、御承知おきをいただきたいと思います。

国政の状況は、自民党総裁選や衆議院選挙等、慌ただしい状況になってまいりました。

中国の台頭によりまして混沌とした世界情勢の中で、日本の立ち位置を明確に示さなければならない時代を迎えると思っております。将来への選択を慎重に行わなければならないと思っています。

また、失われた 20 年、30 年とも呼ばれる景気低迷の中で、GDP や所得拡大を図る思い切った財政投資、財政出動、そして成長戦略で経済復興を図り、デフレ脱却を望みたいところでもございます。

長野県では、一部警戒レベルを 4 に引下げ、14 日には医療警報も解除しています。

しかし、まだまだ予断を許さない状況は変わっていません。

全国で全人口に対するワクチン接種の 2 回接種完了者が 50% を超えたとの報道がありました。長野県では 48.96%、飯島町では 50.58% となっております。

また、松本市立病院では軽症患者などの治療に使われている抗体カクテル療法の外来患者に対する日帰りの投与が始まるなど、少しずつではありますが治療についても進んでいると思っています。

今後、ワクチン接種を進めるとともに、効果的な治療にも期待をしたいところでございます。

町としましては、ワクチン接種を順次進めるとともに、第 5 波の収束に向けて町民の皆様には人との接触の機会をできるだけ控える、マスクの着用、手指消毒など基本的な対策にぜひ御協力をいただきながら、引き続き町全体で感染防止に努めてまいりたいと思っております。

さて、9 月に入り台風の発生する季節になりました。現在も台風 14 号が停滞し、雨や風に対する注意が必要でございます。

自然災害に対しましては、町の防災体制の充実はもとよりではございますけれども、区や自治会の皆様をはじめ、御家庭でも常日頃からの避難の話合いや非常備品の備えを切にお願いするところでございます。

毎朝、稲刈りの刈取り予定の放送が聞かれる時期になってまいりました。圃場は黄金色に包まれ、果樹の収穫の時期でもあります。文字どおり実り多き秋となりますように願ってやみません。

結びに当たり、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9 月議会定例会の閉会に当たっての挨拶といたします。

	ありがとうございました。 〔下平町長降壇〕
議 長	議長からも本多代表監査委員に本会議へ出席いただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。
事務局長	以上をもって令和３年９月飯島町議会定例会を閉会といたします。 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）
閉 会	午前１０時２４分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員